

14.4

1037



14.4

1037

日本社會事業年鑑





# 日本社會事業年鑑

(昭和十八年版)



財團  
法人

中央社會事業協會

社會事業研究所



144  
1087

## 凡例

- 一、本書の内容は關係官廳及公私團體の報告により本研究所に於て編述の都合上適宜その記述並に統計につき取捨按排したるものと、直接調査したるものとより成る。
- 一、本書の記述は主として昭和十七年中の事實に據つたが、資料の關係によりそれ以前の事實を以てした箇所もあり、又昭和十八年に入る事實に言及した箇所もある。
- 一、本書は本邦社會事業を中心としたものであるが、吾が國と密接なる關係にある滿洲國に於ける社會事業を附録として加へた。
- 一、本書の編纂には本研究所の伊佐忠一、賴順生の兩名が専ら之に當つた。



# 日本社會事業年鑑目次

第一章 皇室と社會事業	(一)
第二章 社會事業の統制並運營	(四)
第一節 社會事業行政	(四)
一 中央機關	(四)
二 地方機關	(一四)
第二節 社會事業の聯絡	(一八)
第三節 社會事業に關する經費	(二九)
一 國庫社會事業費	(二九)
二 地方社會事業費	(三二)
第四節 社會事業資金	(三三)
第五節 社會事業の獎勵助成	(三五)
一 官廳の獎勵助成	(三五)
二 民間團體の獎勵助成	(三八)
第六節 社會事業資金融通	(三九)



第三章 生活保護事業

第一節 一般保護事業

一 救護法に依る救護……………(四〇)

(一) 救護状況……………(四〇)

(二) 救護法に依る給與額限度改正……………(四三)

(三) 救護施設……………(四四)

二 徴用扶助……………(四五)

(一) 國民徴用扶助……………(四五)

(二) 醫療關係者徴用扶助……………(四五)

三 養老事業……………(四九)

四 盲人福祉事業……………(四九)

第二節 特殊保護事業……………(五〇)

一 行旅病人及行旅死亡人取扱……………(五〇)

二 罹災救助……………(五一)

三 防空従事者扶助……………(五三)

四 戦時災害保護……………(五三)

五 郷倉……………(五六)

第三節 北海道舊土人保護事業……………(五七)

第四節 方面事業……………(五八)

一 方面事業の聯絡並後援團體

(一) 方面事業聯絡機關……………(六〇)

(二) 方面事業後援團體……………(六一)

二 方面委員制度……………(六一)

(一) 方面設置状況……………(六一)

(二) 方面委員數……………(六二)

(三) 方面事業に關する經費……………(六二)

(四) 方面世帯數……………(六三)

(五) 方面委員取扱件數……………(六四)

(六) 戦争生活確立運動……………(六五)

第五節 經濟保護事業

一 住宅の供給並改善……………(六七)

(一) 住宅問題……………(六七)

(二) 公營住宅……………(六九)

(三) 住宅組合……………(六九)

(四) 不良住宅地區改善……………(七〇)

(五) 勞務者住宅供給……………(七二)

(六) 住宅營團……………(七三)

(七) 貸家組合……………(七四)

(八) 地代家賃統制……………(七四)



(九) 宅地建物等價格統制 ..... (七五)

(十) 借地借家規制 ..... (七六)

二 其他の福利施設 ..... (七七)

(一) 公益質屋 ..... (七七)

(二) 公設市場 ..... (七八)

(三) 共同宿泊所 ..... (七九)

(四) 公設食堂 ..... (八〇)

(五) 榮養改善 ..... (八〇)

(六) 公設浴場 ..... (八〇)

(七) 小資融通 ..... (八一)

(八) 農村共同施設 ..... (八二)

**第四章 軍人援護事業** ..... (八三)

第一節 一般軍人援護 ..... (八三)

一 軍事扶助法に依る援護 ..... (八三)

二 軍人援護事業の助成 ..... (八四)

(一) 軍人援護事業助成 ..... (八四)

(二) 軍事援護相談所 ..... (八五)

三 團體に依る軍人援護事業 ..... (八六)

(一) 財團軍人援護會 ..... (八六)

(二) 銃後奉公會 ..... (八八)

(三) 大日本傷痍軍人會 ..... (九〇)

**第二節 歸郷軍人の援護** ..... (九〇)

一 召集解除者生業援護事業 ..... (九〇)

二 入營者職業保障 ..... (九一)

**第三節 傷痍軍人の援護** ..... (九一)

一 醫療保護 ..... (九一)

二 職業保護 ..... (九三)

(一) 職業指導及就職援護並就業後の輔導 ..... (九三)

(二) 生業資金貸付 ..... (九五)

(三) 職業再教育 ..... (九五)

三 學校教員の養成 ..... (九七)

四 傷痍軍人配偶者斡旋 ..... (九八)

五 傷痍軍人子女の育英 ..... (九九)

**第四節 遺族援護** ..... (一〇〇)

一 遺族家族指導囑託 ..... (一〇〇)

二 遺兒の育英 ..... (一〇〇)

(一) 育英 ..... (一〇〇)

(二) 遺家族の兒童就學臨時獎勵 ..... (一〇〇)

三 遺族職業輔導 ..... (一〇一)



(一) 一般的職業輔導 ..... (一〇一)

(二) 教員及保母養成 ..... (一〇一)

四 收容保護施設 ..... (一〇二)

五 優遇其他 ..... (一〇三)

第五節 教化指導 ..... (一〇三)

一 傷疾軍人の精神指導 ..... (一〇三)

二 遺族、家族の教化 ..... (一〇三)

三 國民の教化 ..... (一〇三)

### 第五章 保健並醫療保護事業

第一節 一般保健並醫療保護 ..... (一〇四)

一 保健並醫療保護施設 ..... (一〇四)

(一) 施療病院 ..... (一〇四)

(二) 恩賜財團濟生會 ..... (一〇四)

(三) 醫療利用組合 ..... (一〇五)

(四) 國民健康保險 ..... (一〇五)

(五) 簡易保險 ..... (一〇七)

(六) 健康保險相談所 ..... (一〇七)

(七) 保健婦 ..... (一〇七)

二 保健並醫療保護制度 ..... (一〇七)

(一) 醫療保護法 ..... (一一〇)

(二) 國民體力管理制度 ..... (一一〇)

(三) 國民醫療法の公布 ..... (一一二)

#### 第二節 特殊保健並醫療保護

一 精神病に對する施設 ..... (一一八)

(一) 精神病者數 ..... (一一八)

(二) 精神病者收容監置 ..... (一一八)

(三) 精神病院 ..... (一一九)

二 結核に對する施設 ..... (一一九)

(一) 結核病院 ..... (一一九)

(二) 結核患者届出 ..... (一二〇)

(三) 結核健康診断 ..... (一二〇)

(四) 結核健康相談施設 ..... (一二〇)

(五) 結核患者療養並生活費補給 ..... (一二一)

(六) 教員保養所 ..... (一二一)

三 癩に對する施設 ..... (一二二)

(一) 癩患者數 ..... (一二二)

(二) 癩療養所 ..... (一二三)

四 トラホームに對する施設 ..... (一二三)

(一) トラホーム患者數 ..... (一二三)



- (一) トラホーム豫防法による施設.....(一二三)
- 五 花柳病に對する施設.....(一二四)
- (一) 花柳病患者數.....(一二四)
- (二) 娼妓病院.....(一二五)
- (三) 花柳病診療所.....(一二五)
- 六 麻藥中毒に對する施設.....(一二六)
- 七 傳染病に對する施設.....(一二六)
- (一) 傳染病.....(一二七)
- (二) 傳染病院、隔離病舎、隔離所、消毒所.....(一二八)
- 八 寄生蟲に對する施設.....(一二八)
- 九 マラリアに對する施設.....(一二八)
- 第三節 國民優生方策.....(一二八)

### 第六章 母性並兒童保護事業.....(一二九)

- 第一節 一般母性並乳幼兒保護.....(一二九)
- 一 結婚の獎勵.....(一二九)
- (一) 結婚斡旋施設.....(一二九)
- (二) 優生結婚資金貸付斡旋.....(一三〇)
- (三) 優生結婚表彰及産兒獎勵金.....(一三〇)
- (四) 結婚報國懇話會の設立.....(一三〇)

- 二 多子家庭の保護.....(一三二)
- (一) 優良多子家庭の表彰.....(一三三)
- (二) 優良多子家庭子女育英費補給.....(一三四)
- 三 妊産婦保護.....(一三四)
- (一) 妊産婦手帳制の實施.....(一三四)
- (二) 産院.....(一三八)
- (三) 産婆.....(一三八)
- (四) 妊産婦相談所.....(一三八)
- (五) 日本母性保護會の設立.....(一三九)
- 四 乳幼兒保護.....(一三九)
- (一) 乳幼兒體力検査.....(一四三)
- (二) 乳兒院.....(一四三)
- (三) 兒童健康相談.....(一四四)
- (四) 保育所.....(一四九)
- (五) 恩賜財團愛育會指定愛育村.....(一五二)
- (六) 健民運動兒童愛護.....(一五五)
- (七) 日本小兒保健報國會の設立.....(一五六)
- 第二節 母子保護.....(一五六)
- (一) 母子保護法に依る保護.....(一六〇)
- (二) 未亡人助成會.....(一六〇)



第三節 不遇兒童保護……………(一六〇)

(一) 育兒事業……………(一六〇)

(二) 貧兒教育……………(一六一)

(三) 私生兒の名稱抹消……………(一六一)

第四節 學童保護……………(一六一)

一 兒童就學獎勵……………(一六一)

(一) 兒童就學狀況……………(一六一)

(二) 學齡兒童就學規程に依る就學獎勵……………(一六二)

(三) 就學獎勵團體……………(一六三)

二 虛弱兒童保護……………(一六四)

(一) 虛弱兒童收容保護施設……………(一六四)

(二) 養護學校及養護學級……………(一六四)

(三) 養護訓導……………(一六五)

(四) 養護聚落……………(一六六)

(五) 郊外に於ける養護施設……………(一六七)

三 學校給食施設……………(一六八)

(一) 學校給食獎勵規程に依る學校給食……………(一六八)

(二) その他の給食施設……………(一六九)

第五節 兒童虐待防止……………(一六九)

第六節 少年救護……………(一七二)

(一) 要救護兒童數……………(一七二)

(二) 少年救護院……………(一七四)

(三) 少年救護委員……………(一七五)

第七節 異常兒童保護……………(一七五)

一 盲聾啞教育……………(一七五)

(一) 學齡兒童中盲聾啞者數……………(一七五)

(二) 盲聾啞學校……………(一七五)

(三) 盲啞兒童就學獎勵……………(一七六)

二 吃音矯正……………(一七七)

三 精神薄弱兒童保護……………(一七七)

四 肢體不自由兒保護……………(一七七)

第七章 勤勞保護事業……………(一七八)

第一節 勞務配置統制……………(一八一)

一 勞務資源の調査……………(一八一)

(一) 勞務動態調査……………(一八一)

(二) 國民登錄……………(一八二)

二 國民動員計畫……………(一八三)

三 勞務配置……………(一八三)

(一) 職業紹介並職業指導……………(一八三)

(二) 解雇退職及雇入就職の制限……………(一八七)



- (三) 勞務手帳制度.....(一八九)
- (四) 國民徵用.....(一九〇)
- (五) 學校卒業者の使用制限.....(一九〇)
- (六) 國民動勞報國制度.....(一九〇)
- 四 技能者の養成.....(一九一)
- 第二節 職業轉換者保護.....(一九一)
- (一) 中小商工業の再編成並職業轉換對策.....(一九三)
- (二) 職業轉換指導施設.....(一九四)
- (三) 職業補導施設.....(一九五)
- (四) 國民共同動勞施設.....(一九七)
- (五) 國民動勞訓練所.....(一九七)
- (六) 生活援護施設.....(一九〇)
- 第三節 動勞者保護.....(一九一)
- 一 動勞保護施設.....(一九一)
- (一) 工場法に依る保護.....(一九一)
- (二) 鑛業法に依る保護.....(一九五)
- (三) 勞働者災害扶助法.....(一九五)
- (四) 重要事業場勞務管理令.....(一九〇)
- (五) 工場就業時間制限令に依る保護.....(一九〇)
- (六) 家族手當制度.....(一九一)

### 第八章 隣保教化事業

- 第一節 隣保事業.....(二二四)
- (一) 隣保施設.....(二二四)
- (二) 農村隣保施設.....(二二五)
- (三) 財團法人中央社會事業協會特別指定厚生村.....(二二七)
- 第二節 教化事業.....(二三〇)
- 第三節 矯風事業.....(二三三)
- 一 廢娼問題.....(二三三)
- (一) 娼妓、藝妓、酌婦、女給.....(二三三)
- (二) 遊廓.....(二三三)
- (三) 婦人保護施設.....(二三三)
- (四) 廢娼團體.....(二三三)



- 二 禁煙問題……………(二三四)
- 三 禁酒問題……………(二三四)
- (一) 未成年者飲酒禁止……………(二三四)
- (二) 禁酒團體……………(二三五)
- 第四節 同和事業……………(二三七)
- 一 政府の施設……………(二三九)
- (一) 地區整理……………(二三九)
- (二) 育英獎勵……………(二四一)
- (三) 同和團體獎勵……………(二四二)
- (四) 地方改善施設費補助……………(二四二)
- 二 府縣の施設……………(二四三)

### 第九章 司法保護事業……………(二四三)

- 第一節 釋放者及猶豫者保護……………(二四三)
- (一) 釋放者保護狀況……………(二四三)
- (二) 猶豫者保護狀況……………(二四三)
- (三) 司法保護委員……………(二四三)
- 第二節 少年保護……………(二四六)
- (一) 少年法の全國的施行……………(二四六)
- (二) 少年審判所……………(二四七)

- (三) 矯正院……………(二四九)
- (四) 青少年の特別鍊成……………(二五〇)
- 第三節 思想犯保護……………(二五八)

### 第十章 外地に於ける社會事業……………(二六〇)

- 第一節 朝鮮……………(二六〇)
- 一 生活保護事業……………(二六〇)
- (一) 一般保護事業……………(二六〇)
- (二) 特殊保護事業……………(二六一)
- (イ) 行旅病人及行旅死亡人取扱……………(二六一)
- (ロ) 罹災救助……………(二六一)
- (ハ) 水難漁船救濟事業……………(二六一)
- (三) 方面事業……………(二六一)
- (四) 經濟保護事業……………(二六三)
- (イ) 住宅の供給並改善……………(二六三)
- (ロ) 其他の福利施設……………(二六三)
- 二 軍人援護事業……………(二六四)
- (一) 一般軍人援護……………(二六四)
- (イ) 軍事扶助……………(二六四)
- (ロ) 軍事援護相談所……………(二六四)



- (一) 軍人援護會……………(二六五)
- (二) 傷疾軍人會……………(二六五)
- (三) 歸郷軍人の援護……………(二六五)
- (四) 傷疾軍人の援護……………(二六五)
- (五) 遺族援護……………(二六六)
- (六) 教化指導……………(二六六)
- 三 保健並医療保護事業……………(二六六)
- (一) 一般保健並医療保護……………(二六六)
- (イ) 醫師、齒科醫師、薬剤師……………(二六六)
- (ロ) 産婆、看護婦、種痘衛生……………(二六七)
- (ハ) 医療機關……………(二六八)
- (ニ) 救療機關……………(二六八)
- (ホ) 簡易保険診療所……………(二六九)
- (二) 特殊保健並医療保護……………(二六九)
- (イ) 結核……………(二六九)
- (ロ) 癩……………(二六九)
- (ハ) 麻薬中毒……………(二七〇)
- (ニ) 傳染病……………(二七〇)
- (ホ) 地方病……………(二七一)
- 四 兒童保護事業……………(二七二)

- (一) 育兒事業……………(二七二)
- (二) 少年救護……………(二七二)
- (三) 異常兒童保護……………(二七三)
- (四) 其の他……………(二七三)
- 五 勤勞保護事業……………(二七三)
- (一) 勞務配置統制……………(二七三)
- (二) 勤勞者保護……………(二七四)
- 六 社會教化事業……………(二七四)
- 七 司法保護事業……………(二七七)
- (一) 釋放者保護……………(二七七)
- (二) 思想犯保護……………(二七七)
- 第二節 臺……………(二七八)
- 一 社會事業の統制並運営……………(二七九)
- (一) 社會事業の聯絡……………(二七九)
- (二) 社會事業の助成……………(二七九)
- 二 生活保護事業……………(二八〇)
- (一) 一般保護事業……………(二八〇)
- (二) 特殊保護事業……………(二八一)
- (イ) 行旅病人及行旅死亡人取扱……………(二八一)
- (ロ) 罹災救助……………(二八二)



(一八) 水難漁船救済事業……………(二八二)

(三) 方面事業……………(二八二)

(四) 經濟保護事業……………(二八三)

(イ) 住宅供給並宿泊保護……………(二八三)

(ロ) 其他の福利施設……………(二八四)

三 軍人援護事業……………(二八四)

(一) 一般軍人援護……………(二八五)

(イ) 軍事扶助法に依る援護……………(二八五)

(ロ) 團體に依る軍人援護事業……………(二八五)

(二) 歸郷軍人の援護……………(二八五)

(三) 傷痍軍人の援護……………(二八五)

(イ) 醫療保護……………(二八五)

(ロ) 職業保護……………(二八五)

(四) 遺族援護……………(二八六)

(イ) 遺族の弔慰……………(二八六)

(ロ) 遺兒の育英……………(二八六)

(ハ) 遺族住宅の設置……………(二八六)

(ニ) 遺族授産……………(二八六)

四 保健並醫療保護事業……………(二八七)

(一) 一般保健並醫療保護……………(二八七)

(二) 特殊保健並醫療保護……………(二八八)

(イ) 精神病……………(二八八)

(ロ) 結核……………(二八八)

(ハ) 癩……………(二八八)

(ニ) 花柳病……………(二八八)

(ホ) 阿片癮……………(二八九)

(ヘ) 傳染病……………(二八九)

(ト) マラリヤ……………(二九〇)

五 母性並兒童保護事業……………(二九〇)

(一) 妊産婦並乳幼兒保護……………(二九〇)

(イ) 産婆……………(二九〇)

(ロ) 乳幼兒健康相談……………(二九〇)

(ハ) 保育事業……………(二九一)

(ニ) 兒童愛護運動……………(二九一)

(二) 育兒事業……………(二九一)

(三) 少年教護……………(二九一)

(四) 異常兒童保護……………(二九二)

六 勤勞保護事業……………(二九二)

(一) 勞務配置統制……………(二九三)

(二) 授産……………(二九三)



七 社會教化事業.....(二九三)

(一) 隣保事業.....(二九三)

(二) 教化事業.....(二九三)

(イ) 社會教育.....(二九三)

(ロ) 部落改善.....(二九四)

(三) 矯風事業.....(二九四)

八 司法保護事業.....(二九五)

第三節 樺太.....(二九五)

一 生活保護事業.....(二九七)

(一) 一般保護事業.....(二九七)

(二) 特殊保護事業.....(二九七)

(三) 土人保護事業.....(二九八)

(イ) 生活保護事業.....(二九八)

(ロ) 保健並醫療保護事業.....(二九九)

(ハ) 社會教化事業.....(二九九)

(ニ) 司法保護事業.....(三〇〇)

(四) 經濟保護事業.....(三〇〇)

二 保健並醫療保護事業.....(三〇〇)

(一) 一般保健並醫療保護.....(三〇一)

(二) 特殊保健並醫療保護.....(三〇二)

(イ) 結核.....(三〇二)

(ロ) 花柳病.....(三〇二)

(ハ) 傳染病.....(三〇三)

三 兒童保護事業.....(三〇三)

四 勤勞保護事業.....(三〇五)

(一) 勞務配置統制.....(三〇五)

(二) 勤勞者保護.....(三〇五)

五 社會教化事業.....(三〇六)

(一) 教化事業.....(三〇六)

(二) 矯風事業.....(三〇八)

六 司法保護事業.....(三〇八)

第四節 南洋群島.....(三〇九)

一 生活保護事業.....(三〇九)

二 軍人援護事業.....(三〇九)

三 保健並醫療保護事業.....(三一〇)

(一) 一般保健並醫療保護.....(三一〇)

(二) 特殊保健並醫療保護.....(三一〇)

(イ) 精神病.....(三一〇)

(ロ) 癩.....(三一〇)

(ハ) 花柳病.....(三一〇)



(二) 防疫.....(三二一)

(ホ) 傳染病.....(三二一)

(ハ) 地方病.....(三二二)

四 兒童保護事業.....(三二二)

(一) 學校衛生.....(三二二)

(二) 島民兒童教育.....(三二二)

五 勤勞保護事業.....(三二三)

六 社會教化事業.....(三二三)

(一) 教化事業.....(三二三)

(二) 育英事業.....(三二五)

(三) 矯風事業.....(三二五)

七 司法保護事業.....(三二六)

第五節 關 東 州.....(三二七)

一 社會事業の統制並運營.....(三二七)

二 生活保護事業.....(三二八)

(一) 一般保護事業.....(三二八)

(二) 特殊保護事業.....(三三〇)

(イ) 行旅病人及行旅死亡人取扱.....(三三〇)

(ロ) 罹災救助.....(三三一)

(三) 方面事業.....(三三一)

(イ) 方面事業助成.....(三三一)

(ロ) 方面委員制度.....(三三一)

(四) 經濟保護事業.....(三三一)

(イ) 住宅供給並宿泊保護.....(三三四)

(ロ) 其他の福利施設.....(三三五)

三 軍人援護事業.....(三三五)

(一) 軍事扶助.....(三三五)

(二) 軍人援護團體.....(三三五)

四 保健並醫療保護事業.....(三三五)

(一) 一般保健並醫療保護.....(三三七)

(二) 特殊保健並醫療保護.....(三三七)

(イ) 精神病.....(三三七)

(ロ) 結核.....(三三八)

(ハ) 花柳病.....(三三八)

(ニ) 麻藥中毒.....(三三八)

五 母性並兒童保護事業.....(三三八)

(一) 妊産婦並乳幼児保護.....(三三九)

(二) 保育事業.....(三三九)

(三) 育兒事業.....(三三九)

(四) 兒童就學獎勵.....(三三九)



- (五) 虛弱兒童保護……………(三三十一)
- (六) 少年教護……………(三三二)
- (七) 異常兒童保護……………(三三二)
- 六 勤勞保護事業……………(三三三)
- (一) 職業紹介……………(三三三)
- (二) 授産及職業輔導……………(三三三)
- (三) 歸國者送還保護……………(三三四)
- 七 社會教化事業……………(三三四)
- 八 司法保護事業……………(三三五)

附 錄

- 滿洲國社會事業……………(三三七)

第一章 社會事業の統制並運營……………(三三七)

- 第一節 社會事業行政……………(三三七)
- 第二節 社會事業の聯絡……………(三三七)
- 一 社會事業聯絡機關……………(三三七)
- (一) 財團法人滿洲中央社會事業協會……………(三三七)
- (二) 地方社會事業協會……………(三三七)
- 二 社會事業施設……………(三三八)

第二章 生活保護事業……………(三三八)

- 第一節 一般保護事業……………(三三八)
- 一 福祉委員制度……………(三三八)
- 二 養 倉……………(三三九)
- 第二節 特殊保護事業……………(三四〇)
- 一 行旅病人及行旅死亡人取扱……………(三四〇)
- 二 罹 災 救 助……………(三四〇)

第三章 軍人援護事業……………(三四一)

第四章 保健並醫療保護事業……………(三四一)

- 第一節 衛 生 行 政……………(三四一)
- 一 一般衛生行政機關……………(三四一)
- (一) 中央衛生行政機關……………(三四一)
- (二) 地方衛生行政機關……………(三四一)
- 二 特殊衛生行政機關……………(三四三)
- 第二節 一般保健並醫療保護……………(三四三)
- (一) 公立病院……………(三四三)
- (二) 公醫診療所……………(三四四)
- (三) 福民診療所……………(三四四)



(四) 保 健 所 ..... (三四四)

(五) 開 拓 衛 生 ..... (三四四)

第三節 特殊保健並醫療保護 ..... (三四五)

(一) 結核に對する施設 ..... (三四五)

(二) 癩に對する施設 ..... (三四五)

(三) トラホームに對する施設 ..... (三四五)

(四) 花柳病に對する施設 ..... (三四五)

(五) 麻藥中毒に對する施設 ..... (三四五)

(六) 傳染病に對する施設 ..... (三四八)

(七) 地方病に對する施設 ..... (三五〇)

第五章 兒童保護事業 ..... (三五〇)

第六章 勤勞保護事業 ..... (三五二)

第一節 勤 勞 行 政 ..... (三五二)

第二節 勞務配置統制事業 ..... (三五二)

第三節 勤勞者保護事業 ..... (三五五)

第七章 社會教化事業 ..... (三五七)

一 教 化 事 業 ..... (三五七)

二 社 會 教 育 ..... (三五七)

第八章 司法保護事業 ..... (三五八)



# 第一章 皇室と社會事業

皇室が常に社會事業のために御仁慈を垂れさせ給ふことは今更事新しく記述するまでもないが昭和十七年中に於ける主なる御仁慈の概要を摘記すると左の通りである。

## 軍人 授 護

支那事變に引きつゞき大東亞戰爭勃發以來長くも 天皇皇后兩陛下には戦病死者に對して祭料金壹封宛を下賜あらせられて其の英靈を御慰めあそばされ、又別に 皇后陛下には其の遺族に對してやすらかに眠れとぞ思ふ國のためいのちささげしまするをのとも

と御詠出遊ばされた御歌の色紙并に御紋章入の御菓子一折宛を御下賜あそばされて英靈を慰め遊ばされ、更に御手づから御帯とお捲き遊ばされて之を陸海軍へ御下賜遊ばされ、又御衣の上を思召され七瀬眼義肢をも御下賜あらせられつゝありますことは恐懼に堪へない次第である。

又英靈は悉く靖國神社に合祀仰出され 天皇陛下親しく行幸の上親しく御拜遊ばされ、天恩枯骨に及ぶのであります。尙臨時大祭のため其の遺族の上京については宮中の顯忠府、新宿御苑等の拜觀を差許さる等特遇を辱うしてゐる事は御心に

## 感 激 の 至 り に た へ ない。

### 紀元節賜金

年々紀元節の佳辰に當つて全國の私設社會事業團體を表彰あらせられるのであるが本年度に於ける表彰は左の如くであつた。

内務省 所管	一一二團體
司法省 所管	二六六 "
文部省 所管	四九 "
逓信省 所管	三 "
厚生省 所管	四八二 "
大東亞省 所管	一八 "
以上合計九百四十團體に達し總計二一九、四〇〇圓に達するのである。	

### 煉乳 下 賜

天皇皇后兩陛下には特別の思召を以て、いたつきに悩む將兵に又結核療養所に呻吟する患者に又乳幼児等に對し七月十日附を以て左の通り煉乳を下賜あらせられたのである。

- 一、軍事保護院所屬各療養所入所者其他へ 壹萬四千罐
- 一、乳兒院、育兒院、虛弱兒、母子保護施設、産院並結核療養所の入所者へ 參萬壹千八百罐

### 財團 結核療防會へ賜金

皇后陛下には昭和十四年四月金五拾萬圓を下賜あらせられ



茲に本會の設立を見るに至つたが更に昭和十五年より金五萬圓宛を下賜あらせられ、本年も引續き九月十九日附を以て金五萬圓を下賜あらせられた。

日本赤十字社へ賜金

天皇皇后兩陛下には日本赤十字社病院御補助の恩召を以て昭和十一年以降年々御下賜金を賜はりつゝあるが本年度も亦十月三十日附を以て金五千圓を下賜あらせられた。

御苑の菊花を下賜

皇后陛下には陸海軍病院入院中の傷病將兵並に軍事保護院の施設に收容中の傷痍軍人に對して十一月二日附を以て新宿御苑の菊花壹千六百本を下賜あらせられた。

痲瘋療へ賜金

皇太后陛下には豫てより痲瘋療のため御仁慈を垂れさせ給うたが本年も亦十一月十日附を以て私設團體へ左の通り續續して賜金あらせられた。

- 一金壹萬圓 厚生大臣
- 一金參千圓 神山復生病院
- 一金貳千五百圓 身延深敷病院
- 一金貳千五百圓 待勞院
- 一金壹千五百圓 大邱愛樂園
- 一金壹千五百圓 麗水愛養園
- 一金壹千圓 樂山園

厚生省所管の分

- 社団法人マリヤ奉仕會札幌支部天使園(北海道)○愛知縣社会事業協會平野町共存園(愛知)○京都厚生園(京都)○社団法人白十字會村山療養園(東京)○自然療養社津屋崎海兵院(福岡)
- 社団法人吳同濟義會(廣島)財團法人淺草會館(東京)○財團法人東京育成園(東京)○財團法人大本山總持寺社会事業部(神奈川)○經堂病院(東京)○伏木町婦女會託兒所(富山)○津久見明光障保館(大分)○宮崎救護院(宮崎)
- 司法省所管の分
- 信濃昭和會(長野)○河陽學舍(大阪)○田島童園(大阪)○晴雲寮(東京)○本願寺派司法保護事業協會(京都)○財團法人共榮報恩會(茨城)○獅子吼園(東京)○社団法人再生會(宮崎)
- 筑紫少女苑(福岡)○誠明學園(愛知)

失明軍人に時計下賜

皇太后陛下には豫てより傷痍軍人中、特に不幸なる失明者に對し失明者用懐中時計を下賜あらせられたが本年も亦六月十六日附を以て第五回目として拾八人分を下賜あらせられた。

御救恤金下賜

天災地變に際し被害甚だしき場合は長くも 天皇皇后兩陛下より御救恤金を下賜あらせられつゝあるが本年度に於ける御救恤は左の通りである。

生活困難者救済

歳末に當つて東京都下に於ける生活困難者に對し十二月十日附を以て東京府知事へ金貳萬圓を御下賜あらせられた。

歳末診療へ御下賜金

皇后陛下には毎年年末に於て都下の生活困難者の中、病に悩み醫藥給せざる不遇の者を御救済の恩召を以て十二月十日附金貳萬圓を御下賜あらせられ都下に於ける官公私立の救済團體をして診療に當らしめ給うた。

歳末御下賜

皇后陛下には年々歳末に當つて濟生會病院以下左記四團體のあはれなる入院收容者に對して衣類等御下賜の恩命に浴してゐたが本年度に於て御品代りとして金五圓宛を下賜あらせられた。

- 日本赤十字社病院救助收容患者 三七八名
- 恩賜濟生會病院救助收容患者 一五〇五名
- 財團濟生會病院救助收容患者 八八名
- 東京慈惠會醫院救助收容患者 一六〇名
- 財團法人福田會育兒院收容者

年末特別賜金

歳末に際して全國の優良社会事業團體に對し、事業御獎勵の恩召を以て十二月二十六日附特に左記團體に特別賜金壹封宛を賜はり、各團體代表者は宮内省に出頭松平宮内大臣より夫々傳達拜受の光榮に浴した。

二月十日	金子三百圓	炭坑浸水	山口縣
三月二日	金二十萬圓	東北冷害	厚生大臣
四月二十八日	金九百圓	東小國村火災	山形縣
七月二十一日	金一萬八千圓	管下暴風雨	臺灣總督府
八月二十日	金五千圓	管下豪雨	朝鮮總督府
九月八日	金一萬八千圓	管下暴風雨	山口縣
"	金一萬七千圓	"	鹿兒島縣
"	金五千五百圓	"	熊本縣
"	金四千五百圓	"	大分縣
"	金四千圓	"	福岡縣
"	金三千圓	"	長崎縣
"	金二千圓	"	長崎縣
"	金二千圓	"	廣島縣
"	金六百圓	"	佐賀縣
"	金三百圓	"	宮崎縣
九月十八日	金八千圓	管下暴風雨	臺灣總督府

右の中、被害の甚大且つ深刻を極めたる山口、鹿兒島、福岡の三縣暴風雨に對しては長くも小出侍從を御差遣あらせられた。

皇后陛下下行啓

皇后陛下には五月六日、日本赤十字社第五十回通常總會へ行啓あらせられ親しく令旨を賜つた。



## 第二章 社會事業の統制並運営

### 第一節 社會事業行政

#### 一 中央機關

行政簡素化のための各省機構の改革は樞密院の審査その他の手續を完了して昭和十七年十一月一日より實施されたが、今回の厚生省の機構改革は可及的に局課を統合して事務遂行を最高度に效率的ならしめ厚生省全體の綜合力を最強力に發揮せしめることに眼目を置き、從來の外局三局十六課、内局六局二十八課が五局二十三課となつた。その特色としては大臣官房に總務課を置き總務課長の下に書記官二名を増置し簡素な組織を以て厚生行政の結集と厚生政策及び人口政策の綜合的遂行を期さんとし、第二に労働・職業の二局を合して勤勞局の名稱を付し現下喫緊の要務たる生産擴充の前進と皇國勤勞觀の徹底に邁進する態勢を確立したことである。改正の内容の概略は

第一、豫防局の所管事務を衛生局に統合した。豫防局所管の傳染病その他の疾病の豫防検査などの事務は衛生局所管の事務と密接不離の關係にあり、國民警察對策は綜合的に運営せねばならぬといふ觀點から豫防局の所管事務を衛生局に統合、警察行政

の一元的運営を企圖した。

第二、勞働局及び職業局を合併し勤勞局を設置した。從來勞働に關する行政は勞働局及び職業局の兩局にわたり、勞働局は勞働能率の増進その他、勞務管理に關する事務を所管し、職業局は職業紹介その他勞務配置に關する事務を所管したが、勞務配置に關する行政と勞務管理に關する行政とは極めて密接に關聯性を呈するに至つてゐるので、兩行政を併合、綜合的運営を期した。

第三、保險院を廢止し新に内局として保險局を設置した。保險院は所管事務のうち簡易保險はこれを逓信省に移管したから、外局保險院はこれを廢止し、社會保險に關する企業その他一切の事務を所管するため内局保險局が設置された。

第四、その他人口局、生活局の所管事務を整理し、人口局所管事務中體力管理に關する事項は人口の涵養、國民保健の施策の根幹となるから、體力管理に關する事項を明記し、また生活局所掌の事務、衣食の指導に關する事項を明示し健民生活の指導に關する事項として掲記した。

更に大臣官房總務課は從來の文書課を吸收し、大臣官房は從來各省官制通則の外所管行政の考査一般に關する事項を所掌したが、今回特に厚生行政の綜合調整と一般的調査審議立案等を官房所掌とし、行政全般の綜合力發揚を期した。

なほ技監制を設け各局行政に確乎たる技術的根據を與へ保健衛生に關する技術の躍進向上を圖るとともに技術の一貫性

を保持することを期した。

次に今回の機構改革に當つて人口問題研究所、厚生科學研究所及び産業安全研究所における研究調査を綜合的且效率的ならしめるためこれらの研究所を統合して新たに厚生省研究所を設置することと決定、新官制と共に厚生省研究所官制を發表した。所長は厚生次官が當り同所に關する事項は大臣官房に於て所掌する。

最後に厚生省官制の改正、厚生省研究所官制及び各局課の分課規程は次の通りである。

#### 厚生省官制中改正ノ件

(昭和十七年十一月一日公布)

勅令第七百六十號

厚生省官制中左ノ通改正ス

第一條中「及勞務」ヲ、「、勤勞及社會保險」ニ改ム

第一條ノ二ヲ削ル

第二條 大臣官房ニ於テハ通則ニ掲グルモノノ外左ノ事務ヲ掌ル

一 所管行政ノ綜合調整ニ關スル事項

二 所管行政ニ關スル調査及審議立案一般ニ關スル事項

三 所管行政ノ考査一般ニ關スル事項

四 厚生省研究所ニ關スル事項

第三條 厚生省ニ左ノ五局ヲ置ク

人 口 局

衛 生 局

第二章 社會事業の統制並運営

生 活 局

保 險 局

第四條 人口局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 人口ノ涵養及國民ノ保健ノ企畫ニ關スル事項

二 體力管理ニ關スル事項

三 武道、體育運動其ノ他體育訓練ニ關スル事項

四 母性及乳幼児ノ保護指導ニ關スル事項

五 其ノ他人口ノ涵養及國民ノ保健ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

第五條 衛生局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 醫事及藥事ニ關スル事項

二 衛生資材ニ關スル事項

三 飲食物ノ衛生及環境衛生ニ關スル事項

四 検査及傳染病其ノ他ノ疾病ノ豫防ニ關スル事項

五 其ノ他醫務ニ關スル事項

第六條 生活局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 健民生活ノ指導ニ關スル事項

二 住宅ニ關スル事項

三 社會福利施設ニ關スル事項

四 救護及救療ニ關スル事項

五 其ノ他國民生活ノ保護指導ニ關スル事項

第七條 勤勞局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 勤勞ノ需給ニ關スル事項



第二章 社會事業の統制並運管

- 二 職業指導及職業訓練ニ關スル事項
- 三 勤勞能率ノ増進其ノ他勤勞管理ニ關スル事項
- 四 賃金、給料其ノ他勤勞ノ條件ニ關スル事項
- 五 工場及鑛山ニ於ケル勤勞衛生ニ關スル事項
- 六 其ノ他勤勞ニ關スル事項

第八條 保險局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル  
 一 健康保險、國民健康保險及勞働者災害扶助責任保險ニ關スル事項

- 二 船員保險及勞働者年金保險ニ關スル事項
- 三 其ノ他社會保險ニ關スル事項

第九條中「勞働局」ヲ「勤勞局」ニ改ム

第十一條中「事務官專任二十五人」ヲ「事務官專任二十二二人」ニ改ム

「理事官專任九人」ヲ「理事官專任十六人」ニ改ム

第十二條 厚生省ニ技監專任一人ヲ置ク勅任トス上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌理ス

第十三條 厚生省ニ技師專任四十人ヲ置ク委任トス上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十三條ヲ第十四條トシ第十三條ノ二ヲ第十五條トス

第十四條中「專任百十七人」ヲ「專任百七十六人」ニ改メ同條ヲ第十六條トス

第十五條中「技手專任三十人」ヲ「技手專任二十四人」ニ改メ同條ヲ第十七條トス

第十六條中「體育官補專任六人」ヲ「體育官補專任五人」ニ改メ同條ヲ第十八條トス

厚生省研究所官制

第一條 厚生省研究所ハ厚生大臣ノ管理ニ屬シ人口問題、國民保健及國民勤勞ニ關スル調査研究並ニ公衆衛生技術者及工場事業場災害豫防技術者ノ養成訓練ヲ掌ル

第二條 厚生省研究所ニ總務課及部ヲ置ク

各部ノ名稱並ニ總務課及各部ノ事務ノ分掌ハ厚生大臣之ヲ定ム

第三條 厚生省研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

- 所長
- 部長
- 技師 專任三十四人  
 奏任 內三人ヲ勅任ト爲スコトヲ得
- 研究官 專任十人  
 奏任 內一人ヲ勅任ト爲スコトヲ得
- 教務主事
- 指導官
- 事務官 專任一人 奏任
- 技手 專任四十九人 判任
- 研究官補
- 指導官補
- 書記 專任十三人 判任
- 書記 專任一人 判任
- 藥劑手 專任一人 判任

前項定員ノ外十人以內ノ無給技手ヲ置クコトヲ得

第二章 社會事業の統制並運管

第十七條第二項中「勞働衛生」ヲ「勤勞衛生」ニ改メ同條ヲ第十九條トス

第十八條第二項中「勞働衛生」ヲ「勤勞衛生」ニ改メ同條ヲ第二十條トス

第十九條ヲ第二十一條トシ第十九條ノ二ヲ第二十二條トシ第二十條ヲ削ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

保險院官制ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ保險院職員ノ職ニ在リテ社會保險局ニ屬スル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ保險院書記官ハ厚生書記官ニ、保險院事務官ハ厚生事務官ニ、保險院理事官ハ厚生理事官ニ、保險院技師又ハ保險院技師ハ厚生技師ニ、保險院屬ハ厚生屬ニ、保險院技手ハ厚生技手ニ同官等俸給又ハ現ニ受タル待遇相等官等ニ相當スル官等及現ニ受タル俸給額ニ相當スル級俸ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ休職中ノ保險院職員ニシテ休職ト爲リタル際社會保險局ニ屬シタルモノ別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ休職ノ儘前項ノ例ニ依リ厚生省職員ニ同官等俸給又ハ現ニ受タル待遇相等官等ニ相當スル官等及現ニ受タル俸給額ニ相當スル級俸ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

厚生省研究所官制制定ノ件

勅令第七百六十二號 (昭和十七年十一月一日公布)

テ之ヲ命ズ

第五條 厚生省研究所ニ參與ヲ置キ所務ニ參與セシム

參與ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル參與ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲ

第六條 厚生省研究所ニ專門委員ヲ置キ專門ノ事項ヲ調査セシム

專門委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

專門委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲ

第七條 所長ハ厚生次官ヲ以テ之ニ充ツ厚生大臣ノ指導監督ヲ承ケ所務ヲ統理ス

第八條 部長ハ技師又ハ研究官ヲ以テ之ニ充ツ所長ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第九條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十條 研究官及研究官補ハ上官ノ命ヲ承ケ調査研究ヲ掌ル

第十一條 教務主事ハ技師又ハ研究官ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ命ヲ承ケ養成訓練ノ連絡統一ニ關スル事務ヲ掌ル

第十二條 指導官ハ技師又ハ研究官ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ命ヲ承ケ養成訓練ヲ掌ル

第十三條 事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ庶務ヲ掌ル

第十四條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス



第二章 社會事業の統制並運営

- 第十五條 指導官補ハ技手又ハ研究官補ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ指揮ヲ承ケ指導官ノ職務ヲ助ク
- 第十六條 書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス
- 第十七條 藥劑手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ調劑ニ従事ス
- 第十八條 厚生省研究所ニ於テ養成訓練ヲ受クル者ヲ厚生省研究所研究生ト稱ス
- 厚生省研究所研究生ニ關スル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 人口問題研究所官制及厚生科學研究所官制ハ之ヲ廢止ス  
 本令施行ノ際現ニ人口問題研究所職員ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ人口問題研究所研究官ハ厚生省研究所研究官ニ人口問題研究所研究官補ハ厚生省研究所研究官補ニ、人口問題研究所書記ハ厚生省研究所書記ニ同官等係給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ厚生科學研究所職員ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ厚生科學研究所技師、厚生科學研究所教授又ハ厚生科學研究所助教授ハ厚生省研究所技師ニ、厚生科學研究所事務官ハ厚生省研究所事務官ニ、厚生科學研究所技手又ハ厚生科學研究所助手ハ厚生省研究所技手ニ、厚生科學研究所書記ハ厚生省研究所書記ニ、厚生科學研究所藥劑手ハ厚生省研究所藥劑手ニ同官等及同係給又ハ現ニ受クル係給額ニ相當スル級俸ヲ以テ任ゼラレタルモノトス  
 本令施行ノ際現ニ厚生省職員ノ職ニ在リテ産業安全研究所ニ屬ス

ル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ厚生技師ハ厚生省研究所技師ニ、厚生技手ハ厚生省研究所技手ニ厚生屬ハ厚生省研究所書記ニ同官等係給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス  
 本令施行ノ際現ニ人口問題研究所若ハ厚生科學研究所ノ職員ニシテ休職中ノモノ又ハ現ニ休職中ノ厚生省職員ニシテ休職ト爲リタル際産業安全研究所ニ屬シタルモノ別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ休職ノ儘前三項ノ例ニ依リ厚生省研究所職員ニ同官等及同係給又ハ現ニ受クル係給額ニ相當スル級俸ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

厚生省分課規程改正

前四項ノ規定ハ文官任用ノ資格ニ關スル規定ノ適用ヲ妨グズ

大臣官房

秘書課

- 一 官吏ノ進退身分及賞罰ニ關スル事項
- 一 官吏ノ服務ニ關スル事項
- 一 恩給ニ關スル事項
- 一 敘位敘勳及褒章ニ關スル事項
- 一 儀式禮典ニ關スル事項
- 一 大臣ノ官印及省印ノ管守ニ關スル事項
- 一 機密ニ關スル事項

總務課

- 一 所管行政ノ綜合調整ニ關スル事項
- 一 所管行政ニ關スル調査審議立案一般ニ關スル事項

一 所管行政ニ必要ナル資料ニ關スル事項

- 一 所管行政ノ考査一般ニ關スル事項
- 一 厚生省研究所ニ關スル事項
- 一 文書ノ接受、發送、編纂及保存ニ關スル事項
- 一 成案文書ノ審査及進達ニ關スル事項
- 一 官報掲載ニ關スル事項
- 一 統計ノ編纂及報告ニ關スル事項
- 一 圖書ノ分類及管理ニ關スル事項
- 一 各局課ノ主管ニ屬セザル事項

會計課

- 一 一般會計及特別會計ニ關スル經費及諸收入ノ豫算決算並ニ會計ニ關スル事項
- 一 本省所管會計ノ監督ニ關スル事項
- 一 國有財産及物品ニ關スル事項
- 一 營繕ニ關スル事項
- 一 省中取締ニ關スル事項
- 一 備入ノ進退及監督ニ關スル事項
- 一 厚生省職員共済組合ニ關スル事項

人口局

涵養課

- 一 人口ノ涵養及國民ノ保健ノ企劃ニ關スル事項但シ榮養ニ關スルモノヲ除ク
- 一 保健指導施設ノ總括調整ニ關スル事項
- 一 保健所及保健婦ニ關スル事項

第二章 社會事業の統制並運営

一 國民體力管理ニ關スル事項

- 一 他ノ主管ニ屬セザル人口ノ涵養及國民ノ保健ニ關スル事項
- 一 國民體力管理ニ關スル事項
- 一 他ノ主管ニ屬セザル人口ノ涵養及國民ノ保健ニ關スル事項
- 一 國民修練ノ企畫ニ關スル事項
- 一 國民修練ノ實施ニ關スル事項
- 一 修練施設ニ關スル事項
- 一 體力檢査後ノ措置ニ關スル事項

母子課

- 一 妊娠婦及乳幼兒ノ保健指導ニ關スル事項
- 一 保育施設ニ關スル事項
- 一 結婚及出産ノ奨励ニ關スル事項
- 一 國民優生法ノ施行其ノ他民族優生ニ關スル事項
- 一 他ノ主管ニ屬セザル母性及乳幼兒ノ保護指導ニ關スル事項

鍛鍊課

- 一 國民鍛鍊ノ企畫ニ關スル事項
- 一 武道及體育運動ノ調査研究並ニ普及奨励ニ關スル事項
- 一 武道及體育運動指導者ノ教養ニ關スル事項
- 一 武道及體育運動團體ニ關スル事項
- 一 武道場、鍛鍊廣場其ノ他鍛鍊施設ニ關スル事項
- 一 其ノ他體育訓練ニ關スル事項

衛生局

醫務課

- 一 醫師、齒科醫師其ノ他醫療關係者ニ關スル事項
- 一 國民醫療法ノ施行ニ關スル事項



第二章 社會事業の統制並運管

- 一 醫療關係者ノ技能登錄及徵用ニ關スル事項
- 一 醫療器材ニ關スル事項
- 一 他ノ主管ニ屬セザル醫事ニ關スル事項

- 一 海港檢疫及航空檢疫ニ關スル事項

10

藥務課

- 一 藥劑師、製業者及藥種商ニ關スル事項
- 一 藥局其ノ他調劑ヲ爲ス場所ノ監督ニ關スル事項
- 一 醫藥品及賣藥部外品ニ關スル事項
- 一 生藥ノ生産並ニ藥用植物ノ栽培及採取ニ關スル事項
- 一 阿片、麻藥、毒物及劇物ニ關スル事項
- 一 衛生材料ニ關スル事項
- 一 痘苗、血清其ノ他細菌學的預防治療ニ關スル事項
- 一 他ノ主管ニ屬セザル藥事及衛生資材ニ關スル事項

生活局

- 一 衣食ノ合理化ニ關スル事項
- 一 榮養ニ關スル事項
- 一 國民厚生運動ニ關スル事項
- 一 地方改善ニ關スル事項
- 一 協和事業ニ關スル事項
- 一 公益質屋、公益市場其ノ他社會福利施設ニ關スル事項
- 一 低利資金融通ニ關スル事項
- 一 他ノ主管ニ屬セザル國民生活ノ保護指導ニ關スル事項

醫療課

- 一 結核預防法ノ施行ニ關スル事項
- 一 精神病、性病及癩ニ關スル事項
- 一 寄生蟲病、原蟲病及地方病ニ關スル事項
- 一 トラホーム其ノ他慢性傳染病ニ關スル事項
- 一 他ノ主管ニ屬セザル醫療ニ關スル事項

住宅課

- 一 住宅ノ合理化ニ關スル事項
- 一 住宅ノ供給ニ關スル事項
- 一 地代家賃ノ統制ニ關スル事項
- 一 其ノ他住宅ニ關スル事項

防疫課

- 一 急性傳染病ニ關スル事項
- 一 飲食物ノ衛生ニ關スル事項
- 一 清掃衛生及多衆集合スル場合ノ衛生ニ關スル事項
- 一 水道及下水道ニ關スル事項
- 一 屠場及屠畜ニ關スル事項

保護課

- 一 救護及救療ニ關スル事項
- 一 戰時災害保護及罹災救助ニ關スル事項
- 一 母子保護法ノ施行ニ關スル事項
- 一 少年保護法ノ施行ニ關スル事項
- 一 兒童虐待防止法ノ施行ニ關スル事項
- 一 社會事業ノ指導ニ關スル事項
- 一 方面委員ニ關スル事項

勸業局

- 一 恩賜濟生會ニ關スル事項
- 一 財團濟生會ニ關スル事項
- 一 他課ノ主管ニ屬セザル社會事業ニ關スル事項

管理課

- 一 國民勸業訓練所ニ關スル事項
- 一 工場法ノ施行ニ關スル事項但シ體力管理ニ關スルモノヲ除ク
- 一 工業労働者最低年齡法ノ施行ニ關スル事項
- 一 労働者災害扶助法ノ施行ニ關スル事項
- 一 鐵夫ニ關スル事項
- 一 鑛業、砂鑛業ノ勸業衛生ニ關スル事項但シ體力管理ニ關スルモノヲ除ク
- 一 汽罐取締令ノ施行ニ關スル事項
- 一 商店法ノ施行ニ關スル事項
- 一 労働者ノ厚生ニ關スル事項
- 一 技能者ノ養成ニ關スル事項
- 一 幹部機械工ノ養成ニ關スル事項
- 一 技術者檢定及技能檢査ニ關スル事項
- 一 其ノ他勸業力ノ保全増強及能率増進ニ關スル事項

勸業課

- 一 國民徵用ニ關スル事項
- 一 國民勸業報國協力令ノ施行ニ關スル事項
- 一 國民職業能力ノ登錄ニ關スル事項
- 一 國民勞務手帳法ノ施行ニ關スル事項
- 一 學校卒業者使用制限令ノ施行ニ關スル事項
- 一 職業紹介法ノ施行ニ關スル事項
- 一 勞務調整令ノ施行ニ關スル事項
- 一 入營者職業保障法ノ施行ニ關スル事項
- 一 職業轉換ノ指導ニ關スル事項

給與課

- 一 賃金、給料其ノ他給與ニ關スル事項
- 一 退職積立金及退職手當法ノ施行ニ關スル事項
- 一 労働者ノ生計調査ニ關スル事項

保險局

- 一 健康保險課
- 一 健康保險法及職員健康保險法ノ施行ニ關スル事項
- 一 健康保險特別會計及職員健康保險特別會計ニ關スル事項



第二章 社會事業の統制並運管

一他課ノ主管ニ屬セザル社會保險ニ關スル事項  
船員勞災課

一船員保險法ノ施行ニ關スル事項  
一船員保險特別會計ニ關スル事項  
一勞働者災害扶助保險法ノ施行ニ關スル事項  
一勞働者災害扶助責任保險特別會計ニ關スル事項  
國民保險課

一國民健康保險法ノ施行ニ關スル事項  
年金保險課  
一勞働者年金保險法ノ施行ニ關スル事項  
一勞働者年金保險特別會計ニ關スル事項  
健康保險指導所

第一條 厚生省研究所ニ總務課及左ノ五部ヲ置ク

人口民族部  
厚生科學部  
國民榮養部  
養成訓練部

第二條 人口民族部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、人口政策ニ關スル基礎及理論ノ調査研究  
二、民族政策ニ關スル基礎及理論ノ調査研究

厚生省研究所事務分掌規程

一健康保險及職員健康保險被保險者ノ健康保持ニ關スル施設  
ノ調査並ニ指導ニ關スル事項

三、其他人口問題一般ニ關スル事項ノ調査研究

第三條 厚生科學部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、國民體力ニ關スル學理及應用ノ調査研究  
二、生活ノ環境ノ科學的綜合研究  
三、豫防衛生ニ關スル學理及應用ノ調査研究  
四、其他國民保健及國民勤勞一般ニ關スル事項ノ調査研究  
第四條 國民榮養部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル  
一、榮養科學ニ關スル學理及應用ノ調査研究  
二、國民食生活ノ實相ノ調査研究  
三、豫防衛生ニ關スル學理及應用ノ調査研究

第五條 國民榮養部ニ附屬病院ヲ置ク

附屬病院ニ於テハ國民榮養ニ關スル臨床的調査研究ヲ掌ル  
第六條 養成訓練部ニ於テハ公衆衛生技術者ノ養成訓練ヲ掌ル  
第七條 産業安全部ニ於テハ工場事業場ニ於ケル災害豫防ノ調査  
研究及工場事業場ニ於ケル災害豫防ニ關スル技術者ノ養成訓練  
ヲ掌ル

厚生省を除く社會事業關係行政は主として  
左の各省に於て管掌されてゐる

宮内省總務局  
宣旨課

濟生惠恤ニ關スル事項

學藝教化社會事業其他獎勵ニ關スル事項

司法省保護局  
總務課

少年審判所、保護觀察所、矯正院、司法保護委員事務局及司

法保護委員會ノ設立、廢止及管轄區域ニ關スル事項

一般犯罪者ノ輔導ニ關スル事項

司法保護事業委員會ニ關スル事項

司法保護團體ニ關スル事項

司法保護委員及司法保護委員會ニ關スル事項

司法保護委員事務局ニ關スル事項

司法保護統計ニ關スル事項

他ノ課ニ屬セザル事項

少年輔導課

少年ノ審判ニ關スル事項

少年ノ輔導ニ關スル事項

少年ノ矯正ニ關スル事項

少年保護司事務囑託ノ指導訓練ニ關スル事項

思想輔導課

思想犯ノ保護觀察ニ關スル事項

保護觀察所保護司職務囑託ノ指導訓練ニ關スル事項

保護觀察審査會ニ關スル事項

文部省

國民教育局青少年教育課

國民學校ニ關スルコト

青年學校ニ關スルコト

盲學校、聾啞學校、其ノ他ノ特殊教育ヲ爲ス學校ニ關スルコト

以上ノ諸學校ニ準ズベキ各種學校ニ關スルコト

幼稚園ニ關スルコト

大日本青少年團其他ノ青少年團ニ關スルコト

少國民文化ニ關スルコト

職業指導ニ關スルコト

壯丁教育調査ニ關スルコト

學校放送ニ關スルコト

就學獎勵ニ關スルコト

其ノ他青少年教育ニ關スルコト

體育局衛生課

學校ニ於ケル設備衛生及教授衛生ニ關スルコト

學徒ノ衛生訓練ニ關スルコト

學校身體検査ニ關スルコト

學校給食其ノ他衛生養護施設ニ關スルコト

學校醫及學校齒科醫ニ關スルコト

養護訓導及養護婦ニ關スルコト

教職員ノ保健及保養所ニ關スルコト

其他學校ニ於ケル衛生ニ關スルコト

教化局總務課

國民教化ニ關スル企劃及指導ニ關スルコト

家庭教育、勤勞者教育及同和教育其他國民教化ニ關スルコト

教化團體ニ關スルコト



二 地方機關

中央地方を通ずる行政の簡素化に伴ひ各道府縣において官房長制度の新設、總務學務兩部の廢合による内政部の設置、小縣の經濟部廢止等畫期的な行政機構の改革が行はれた。これに關聯して地方廳の下部機構である各部内の課の廢合が行はれたが、今次の行政簡素化に際して特に注目すべきものは、次の如く衛生行政の警察部より内政部への移管、職業行政の學務部より警察部への移管である。

一、道府縣の衛生行政は、從來警察部に衛生課を置いて行はれて來たが、衛生行政の重點が時局の推移に伴ひ、消極的な「取締り」よりいはゆる健民健兵のための積極的な「指導」に移行して來たので、これを内政部に移管して國民體位の向上に資することとした。しかし衛生行政は依然として取締りの部分が残るのでこのため警察部に衛生係を置く。

一、また職業の指導斡旋など勞務者を工場鑛山に送出するまでは從來學務部の職業課が當り、就職後の勞務者の管理監督等は警察部の勞務課が當つてゐたが、時局下生産力の擴充に至大の關係を有する勞務行政の一貫性を確保するため、職業課は内政部に入るべきであるのをこの際警察部に移管して勞務の配置から管理まで一貫して警察部が當ることになつた。

昭和十七年各道府縣に於ける社會事業の主管課は左の通りである。

北	青	岩	宮	秋	山	福	茨	栃	群	千	埼	東	神	新	富	石	麗	山	長	岐	靜	三	愛
海	森	手	城	田	形	島	城	木	馬	葉	玉	京	奈	奈	山	川	井	梨	野	早	岡	重	知
道	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	府	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣
	社	兵	同	同	同	同	同	同	同	兵	厚	兵	厚	兵	厚	同	同	同	兵	同	同	同	厚
	會	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事
	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生
	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課

府縣と町村との中間行政機關たる「府縣現地實行機關」は昭和十七年七月一日より地方事務所として設置されたが、内務省ではその組織運営の適否が今後の地方行政の歸趨に甚大な影響を及ぼすのに鑑み、先に六月九日特に内務次官より左の要旨の通牒を地方長官に發した。

- 一、地方事務所の組織及び之に取扱はしむべき事務の範圍及び程度、職員配置及び人選に就ては本機關設置の目的達成に遺憾なきやう特に配意すること
- 二、本機關設置の爲所謂二重行政の弊を來し行政を繁雜ならしむるが如き結果を招かざるやう特に配意し寧ろ行政の簡素強力民衆の利便を第一義とすること
- 三、南方建設のため多數の行政人員を必要とする折柄内地の行政組織は出來得る限り簡素とし之を補ふに能率の倍加を以てするを當面の要請とするに鑑み本機關設置に當りては高等官、判任官、吏員、雇員、傭人等を通じ府縣の行政總要員は之を増加せしめざること
- 四、地方事務所設置後の府縣廳の機構は能ふ限り簡素ならしめ課の廢合を斷行すること

しかして地方事務所の数に全國で四二七ヶ所、これに配置すべき地方事務官は三四一名であるが、時局柄、人員の増加を避けて地方廳その他昇格任用することとされた。右に關し同日内務省より地方事務所設置要綱、その取扱ふ事務の概目、府縣別の地方事務所数を發表した。

滋	京	大	兵	和	奈	鳥	島	岡	廣	山	德	香	愛	高	福	佐	長	熊	大	宮	鹿	沖
實	都	阪	庫	歌	良	取	根	山	島	口	島	川	媛	知	岡	賀	崎	本	分	崎	兒	羅
縣	府	府	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣
兵	同	同	兵	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事
生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生	生
課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課	課

地方事務所（府縣現地實行機關）の設置







廣島	徳島	愛媛	福岡	長崎	大分	大鹿	大島	奈良	鳥取	岡山	山形	香取	高知	佐賀	熊本	宮崎	沖合	合計
一六	一〇	一〇	一九	一五	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一一	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一一	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一一	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

第二節 社會事業の聯絡

我國社會事業の聯絡機關として中央には財團法人中央社會事業協會があり、地方には各道府縣に各々社會事業協會が設

置されてゐる。中央社會事業協會は明治四十一年設立以來我國社會事業の中樞機關として、その發達の上に大なる貢獻をなして來たのであるが、昭和三年には社會事業従事者の相互扶助を目的として共済組合事業を創設し、又社會事業従事者の養成を目的として社會事業研究生の制度を置き、更に昭和九年十一月には時勢の要求に鑑み、専ら社會事業に關する調査研究を行ふために新に社會事業研究所を設置した。昭和十三年支那事變下長期建設期に於ける社會事業の使命益々重大なるに鑑み、其の組織機構に根本的改革を加へた。即ち中央に於ける各種社會事業團體を特別會員とし道府縣社會事業協會を正會員として組織機構の内に收め、又道府縣社會事業協會をして管内に於ける公私社會事業團體を其の會員に迎へしむることとし我國公私社會事業全般の有機的進展を目標とする指導及連絡を期することとなつた。

畏き邊りに於かせられては本會機構改正の趣を被 聞食昭和十三年十二月二十三日思召を以て特に基金として金壹封を下賜あらせられ、本會に於ては恐懼措く所を知らず直ちに恩賜基本財産管理規定を設置して御下賜金を基金に積立てた。

本協會長清浦奎吾伯の薨去

明治四十一年中央慈善協會創立の當初より顧問とし、昭和

六年十一月前會長清浦奎吾伯薨去の後には本協會長として、又慶福會、全日本方面委員聯盟等の會長として社會事業の發展に盡瘁された清浦奎吾伯は昭和十七年十一月五日熱海市伊豆山の別邸米壽庵に於て薨去せられた。享年九十三歳、同十一月十日水野鍊太郎氏葬儀委員長となり築地西本願寺に於て葬儀が営まれた。本協會に於て昭和十七年度中に實施せる主なる事項は左の如くである。

昭和十七年度中央社會事業協會事業成績

第一 一般事業

一、各種連絡事業

大東亞戰爭開始以來各部門に互り決戦態勢の確立と共に社會事業の振興を圖らむがため關係各機關並團體相互間に一層密接なる連絡提携を計り中樞機關たる本會の使命遂行に精進し愈々其の成果の昂揚に努め左の通各種の連絡事業を實施したり

- (一) 戦時下厚生事業の全能力を動員して生産力増強に資すべく大政翼賛會及大日本産業報國會の協賛を得本協會と、全日本方面委員聯盟、大日本社會事業報國會と共同主催の下に昭和十八年三月五日社會事業會館に於て厚生事業戦時協議會を開催し全國各地より關係者二百有餘名參集し左の事項に關し眞摯なる討議を盡したり

協議事項

イ、戦時厚生事業精神の徹底方に關する件

第二章 社會事業の統制並運営

ロ、未活用並潜在勞働力の生産部面に對する活用方協力に關する件

ハ、産業福祉施策徹底方協力に關する件

ニ、勤勞者厚生施策整備擴充に關する件

ホ、勤勞家庭援護に關する件

ヘ、生産力増強に關する厚生事業協力方實施連絡機關設置促進の件

(一) 中央團體特別連絡會の開催

(1) 十日會の開催

本協會と特に密接なる關係を有する官廳並本會の特別會員たる社會事業中央團體との間に常時連絡を圖るため各事務主任者の定例連絡懇談會「十日會」を毎月十日開催し戦時下必要なる各方面の知識を習得し又は各種情報を聴取して對策の研究をなしたり

(2) 右の外特別會員たる團體及特に緊密なる關係を有する諸他中央各團體の連絡提携を圖るため各種連絡會の開催及右團體主催の諸會合に出席連絡をなし斯業の綜合的發展を圖れり

(三) 地區別聯合協議會の開催

全國を六地域に分ち各道府縣社會事業協會と之が統轄下の各團體並機關相互の連絡提携を一層緊密にしその發達を圖らむがため左の通地域別連絡協議會を開催せり

一、昭和十七年六月十五日 關東地方社會事業連絡協議會 於水戸市

二、同年七月廿六日 北日本社會事業連絡協議會 於札幌市



三、同年十月廿九日 中部地方社會事業連絡協議會 於甲府市

(四) 地方一般連絡ニ關スル事業  
(1) 各道府縣當局又は各地方社會事業協會の要望に基きその主權に係る大會、協議會、記念式典等に本會役員を派遣して連絡提携を圖れり

右の外昭和十七年六月全國方面委員大會開催に際し地方社會事業協會關係職員の連絡懇談會を又同十八年三月全國社會課長會議等の開催に際し地方協會常務理事の連絡懇談會を開催せりその他各地方社會事業協會を通し之が統轄下の各團體並機關との連絡提携を圖れり

(五) 外地連絡に關する事業  
外地各社會事業協會又は之に準ずる團體の役員等觀察上京に應じ之を招待して連絡懇談會を開催したり

(六) 對滿連絡に關する事項  
大東亞共榮團建設の國策に順應し特に日滿社會事業の連絡提携を強調するため昭和十七年六月新京に開催されたる滿洲國建國十周年記念事業大會に職員を派遣したり

二、指導に關する事業  
決戦下の國策に即應し新業各般の運営に關する指導のため左の事業を実施せり

(一) 講師指導者の派遣斡旋  
各方面に於ける社會事業の促進發達を圖るため其の申請に應じ講師又は指導者の派遣並斡旋をなしたる事三十餘件に達したり

(二) 觀察團の指導  
(1) 特別厚生村指導員養成  
特別厚生村七地方關係當局者の上京會同を求め厚生事業促進の協議會を開催し事業促進に關する具體的事項に付協議を遂ぐると共に三日間に亘り指導員中央養成會を開催し現下特に重要なる職分を認識せしめ其の指導力の啓培養成を圖りたり

三、啓發普及に關する事業  
普く斯業の啓發に努むると共に之が合理的普及を圖るため左の事業を実施せり  
(一) 全國兒童愛護運動の實施  
兒童愛護の提唱運動は實施以來十六年の經驗を經、本年度に於ては厚生省當局並大政翼賛會との連絡の上戦時下特に其の使命の重要なるに鑑み厚生省提唱に依る健民運動の一翼として普く兒童愛護の徹底を圖ると共に之が關係機關並施設の擴充強化を圖り以て聖戰目的完遂の一助たらしむべく健民運動兒童愛護の名稱の下に全國一齊に實施を見たり而して本會に於ては恩賜財團愛育會、大日本婦人會と共同主催を以て中央準備委員會を開催して中央並地方實施要綱を決定し各種參考資料並宣傳文書を作成配布をなし尙左の實施期間中東北、中部、北陸地方に職員を派遣して實施狀況を視察調査せしめたり

期間 昭和十七年五月一日より同月八日に至る  
(二) 厚生事業奉仕運動の促進  
女子中等學校生徒の社會事業に對する奉仕運動の一翼として女生徒をして滅死奉公の精神力と母性たるの教養の充實を期すると共に勤勞奉仕の基礎的訓練を與へ以て現下國家の要請に應ず

滿洲國、朝鮮、臺灣其の他内地社會事業従事員、關係者の施設見學は素より大學、専門學校の學生、宗教團體等の斯業觀察團に對し諸般の斡旋をなすと共に現場に於て隨時適當なる指導を行ひたり

(三) 農山漁村特別指定村の設定並指導  
(1) 特別厚生村の設定  
戦時下人的資源の保持及育成が最も緊要なるとき農山漁村に於ける兒童の保健保護指導に關し畏くも 高松宮記念厚生資金年次賜與の恩典に浴したるを以て本會は其の難有恩召を奉戴し之が徹底を期するため全國より適當町村を選定し隣保相扶を基調として兒童の適正なる保健保護就中乳幼児死亡率率低下の對策を中心とする各般の厚生施策の綜合的企畫運営、指導に努め漸次之を全國に普及し以て所期の効果を擧げむことを期し慎重研究の上特別指定厚生村設置要綱を制定し地方官廳の内申に基き左記七ヶ村を特別指定厚生村と決定せり而して之が決定と共に各村毎に嚴肅なる設定式を舉行して趣旨の普及徹底に努めたり

一、富山縣射水郡淺井村	設定式	昭和十八年一月十五日
二、茨城縣稻敷郡安中村	同	同 年一月十六日
三、石川縣河北郡川北村	同	同 年一月十七日
四、福井縣今立郡片上村	同	同 年一月十九日
五、福岡縣築上郡里土村	同	同 年一月廿七日
六、青森縣北津輕郡海澤村	同	同 年 同 日
七、岩手縣膽澤郡佐倉河村	同	同 年一月廿九日

るため左記二縣四地方に於て當該縣と共同主催の下に獨國奉仕實踐養成講習會を開催し多大の効果を收めたり

(1) 岩手縣下二箇所 参加校數 十二校 受講者 一、四四五人  
(2) 富山縣下二箇所 同 七校 同 一、三〇〇人

四、地方補助並助成金の交付  
(一) 正會員團體に對する補助  
本會正會員たる各道府縣社會事業協會四十七團體に對し管下公私社會事業團體の連絡統制事業促進のため金二萬五千圓の補助金を配分交付したり

(二) 社會事業助成金の交付  
昭和十七年末に際し株式會社三菱社長より私設社會事業進展のため全國優良社會事業施設に對し金十五萬圓助成金として交付したる旨厚生省經由申出あり本會に於ては厚生省と連絡を執り四百八十六私設社會事業施設を選定し之に助成金を配分交付したり

五、物資需給斡旋並援助に關する事業  
前年度より輸出不適品タオルの特別配給の斡旋をなしつつありしが本年度は全國的に各地方長官の認容を得日本織維製品小賣商業組合聯合會を通し各地方社會事業協會をして管下施設に特別配給の手續を完了したり

六、令旨奉戴記念式舉行  
紀元二千六百年記念全國社會事業大會に際し賜りたる令旨奉戴記念式典を昭和十七年十月十日社會事業會館に於て舉行し社會事業功勞者三十三名の表彰式並社會事業文獻賞授與式を行ひ盛會裡に



終了したり

七、社會事業従事者の選奨に關する事業

社會事業従事者にして多年勤続し成績優秀なる功勞者を本協會に於て選奨すること、し役員會の審議を経て慎重決定し北海道を始め二十四道府縣に涉り功勞者三十三名に對し令旨奉戴記念式典に於て之が表彰式を行ひたり

八、従事者の錬成に關する事業

社會事業従事者にして大東亞戰爭下特に重要な新業の職分遂行のため其の精神力と技能の啓培錬成を圖り以て一層挺身奉公の決意を鞏固ならしむがため地方社會事業協會と共催の下に左の通り錬成會を開催し多大の効果を收めたり

一、東北地方(一道六縣)昭和十七年九月廿五日より三日間

参加者五五人

二、中部地方(十縣) 同

年十月廿一日より三日間

同 六六人

三、近畿地方(二府四縣) 同

年十月廿七日より三日間

同 九〇人

四、中國地方(九縣) 同

年十一月十日より三日間

同 六七人

五、九州地方(八縣) 同

年十一月十四日より三日間

同 八一人

六、關東地方(一府七縣) 同

十八年一月十八日より三日間

同 一四三人

九、出版刊行に關する事業

(一) 機關誌「厚生友」を毎月一回刊行し關係官廳、會員、役員等に頒布し尙廣く一般讀者の需要に應じ新業の進路指導啓發宣傳に資せり、毎月の發行部數一三、一〇〇部に達す

(二) 生後一ヶ年間の育児保育の指針となるべき「育児カレンダー」を一萬三千部刊行し健民運動期間中に有料にて各府縣に頒布せり

第二 社會事業研究所事業

一、年次の研究

(一) 戰時厚生事業に關する研究

戰時下庶民階級の現状生活と消費生活との關係地獄組織と職能組織と國民生活との關係等を都市及農村に付調査研究し以て戰時厚生事業對策に資すべく左記の事項に付夫々調査研究を遂げたり

(1) 都市庶民生活に關する研究

本研究は生産擴充、産業再編成の都市庶民の勤勞生活に及ぼせる影響並勞働強化、物資不足の都市庶民層の家庭生活に及ぼせる影響等を文獻特定地區に於ける集團調査、個別事例調査等に依りて調査研究を進めしものにして地區の設定には關東方面としては東京都品川區を關西方面としては大阪市を選定し五月より十月にかけて各個別事例の實施踏査をなすと共に特に十二月に入りて品川區に於ては戰時下都市庶民生活事情と之に對する厚生施設の事業狀況並右施設の利用者の生活狀況を審にするため關係厚生施設と町内會の概況に就きても調査研究をなしたり

其の結果は中間的に十一月二十五日報告會を開催報告せり

(2) 農村庶民生活に關する研究

本研究は主として農繁期勞働力の構成及之に對應すべき各種共同施設の運営狀況並農村消費生活の詳細に互り調査研究を行ひしものにして文獻の蒐集整理と共に農村地區として秋田縣平鹿郡植田村御倉前部落を選定し六月より十月にかけて當部落を中心として數次に互り實地調査をなしたり、之が報告は厚生問題二月號より掲載せり

次に東京都西多摩郡霞村内に部落を選び十一月より十二月にかけて個別調査をなし農村の消費生活に關する詳細なる調査を行ひ三月に入りて「都下霞村健民生活調査」として報告書を脱稿せり

(3) 地縁組織、職能組織と國民生活、厚生事業活動との關係に關する研究

殷賑産業都市に於ける厚生事業施設の立地性並に之が工場福利施設との關係、特定農村に於ける農繁期生活共同施設の實態、地縁組織に依る生活共同化運動の事例調査等を行ひ、四月は諸準備文獻の調査をなし六月より九月にかけて秋田縣神代村に於ける農村共同事業、農繁期に於ける保育事業、共同炊事等の實情を調査せり

次で十月に至り横浜、京都、神戸、大阪、岡山、名古屋、の各都市に於ける一般市民生活並關係社會施設に付き實地踏査を了し十二月に入りて都市々民生活の研究と合同し、品川區の一地域につき調査をなし三月下旬實地踏査を終了せり

右に關する結果は厚生問題三月號より順次連續掲載報告せり

(4) 戰時勤勞厚生施設整備に關する調査

大政翼賛會の委嘱を受け社會事業をして工場、事業場に於ける勤勞者の生活の授養、育成に協力せしめ以て生産力の増強に資するため東京都品川區、兵庫縣飾磨郡廣村、富山縣新川郡東岩瀬町、福岡縣大牟田市の四産業地帯を選び工場、事業場、府縣廳、市役所、町村役場、町内會、及厚生各施設に就き工場勞務者の生活狀況、厚生施設の配置狀況等を調査し且つ具體的實施對策を確立すべく昭和十八年三月より之が調査に着手し本年度に於て東京地方に於ける調査を完了せり

(二) 繼續的研究

(1) 母子保護世帯生活費に關する研究

前年度に母子保護法施行狀況の調査研究を施行せるが一部門として該當世帯の生活費調査をなし、現在の物價と救護費の差額を出し法の圓滑なる運用に資するため前年度より繼續、十七年十二月にて滿一ヶ年間埼玉縣下母子保護法被扶助世帯四九世帯(當初は五六世帯なりしも中途救護の停止により減少)につき家計簿を用ひ埼玉縣當局並縣下方面委員の努力を得て調査を完了し世帯別收入階級別消費單位別に集計をなしたるも年度中に完了を見ず、十八年度に入りて集計の完成を見る豫定なり

(2) 母子保護世帯生活狀況調査

十六年度調査事項のものにして十七年度に入りて集計其の整理を了し報告書を作成し、之を印刷に附したり



- (3) 厚生事業史實に関する研究  
本年度は前年度に引續き徳川時代に於ける史實に付調査研究をなせり
- (4) 近代警察保護事業發達史に関する研究  
前年度より繼續せしものにして明治時代に於ける事業發達の史的展望を得べく文獻によりて調査を了し資料を整備し報告書は上下二卷に分冊し上卷は總論として印刷に附し下卷は各論として原稿整理中なり
- (5) 本邦天主教厚生事業過去及現在に関する研究  
大東亞共榮圈内厚生事業に偉大なる功績と現に努力を致しつつある天主教厚生事業の史的研究所を爲さんとするものにして昭和十八年三月羅馬法王廳を始め關係方面の權威者の參集を求め同研究所の計畫に付き協議を遂げ之が研究に着手せり
- (6) 厚生事業史料の蒐集編纂  
イ、編年體に依る蒐集編纂  
奈良朝、平安朝時代の史料の再檢並綱文の統一を整理せり  
ロ、古文書の蒐集整理  
本年度は主として舊曆時代より明治初年に至る期間の各地方散在の郷土的史料を蒐集整理せんとし、一應各地圖書館に付文書を以て其の概況を知り、五月より六月にかけて岡山、大阪、京都、愛知、靜岡各縣、次で夏季に入りて秋田、青森、岩手、宮城各地に實地踏査をなし十月より十一月に互りて中國、九州地方の五人組制度、災害救助等に関する史料の調査蒐集を了し三月に入りて四國各地の實地踏査蒐集を了したり

- 集を爲したり  
以上を以て昭和八年來特別繼續事業として我國社會事業に關する右文獻の蒐集に着手し來りしも本年度を以て一應の調査を終了せるに當り初來の資料蒐集目錄並に資料の整理を完了し近く其が報告書を作成公刊せんとす
- 二、資料の蒐集、整理、出版物の編纂刊行事業  
(一) 雜誌「厚生問題」の編纂刊行  
毎月一五〇〇部宛刊行、新業に關する論說、調査研究論文、資料文獻並書評情報等を掲載し、官公廳關係官、社會事業關係團體從事者其他一般會友讀者に有料又は無料を以て配布し、新業の研究に資せり
- (二) 社會事業年鑑の編纂刊行  
昭和十五、六年兩年内に於ける社會事業の各分野に互り之が實情及動向を記述し、且つ必要なる統計資料等を輯録し、昭和十七年度版として一〇〇〇部刊行、關係方面に配布すると共に一般購讀の需に應ぜり
- (三) 小河滋次郎博士選集の刊行  
前年末の本刊行事業も愈々本年度に入りて其の結實を見、上下三卷の中上卷は十七年三月付、中卷は十八年二月付を以て公刊、下卷は原稿作成中なり
- (四) 保健婦教本の編纂刊行  
保健婦事業界待望の事業にして三井報恩會の助成を得て前年來恩賜財團愛育會と共同事業として開始せる處本年度に於ては全卷七冊の中第二卷環境衛生篇、第三卷看護篇、第五卷母性篇の

- 三卷を刊行、刀江書院より發行せしめたり
- (五) 都市社會事業に關する研究の報告書刊行  
昭和十四年以來本研究所に於て主として東京都京橋區を中心區域として前後三ヶ年に互り研究せし都市社會事業に關する研究の結果を整理輯録して茲に報告書として五〇〇部刊行せり
- (六) 本邦保育施設に關する研究報告書刊行  
昭和十五年來健兵健民人口増強の見地より保育施設の改善擴充を企圖し全國幼稚園、託兒所に付調査研究を連續し其が結果を茲に報告書として五〇〇部刊行せり
- (七) 「日本の保健婦」の刊行  
茲に刊行せる「社會保健婦」を増補訂正し簡易なる指導書として刊行すべく原稿を脱稿し印刷に附したり
- (八) 戰時社會事業の諸方策の刊行  
昭和十六年十月社會事業研究發表會に於て發表せらるる國民生活の安定確保、人的資源保持培養の二點に關する各發表内容を茲に集録掲載し本標題の下に五〇〇部刊行せり
- (九) 原谷村農村調査の報告刊行  
昭和十六年度農村調査をなせし培玉縣原谷村調査報告書五〇〇部刊行せり
- (十) 大東亞共榮圈内民族厚生資料の蒐集編纂既存の關係施設につき一應文獻に基く調査をなしたり
- 三、厚生事業研究發表會の開催  
昭和十七年十月九日、十日の兩日に互り社會事業會館並赤坂三會堂に於て社會事業に關する研究報告會を四部會、討議會を六部會

に分ちて開催し、研究發表者は八四名討論報告擔當者六名に及び何れも發表課題を中心に熱心の論議を遂げ豫期の成果を収めたり

- 第一日 十月九日(金曜日)
- 受付開始 午前七時三十分
- △開會式 社會事業會館大會議室  
午前八時三十分 參會者着席
- 一、開式
  - 一、國民儀禮
  - 一、報告
  - 一、挨拶 中央社會事業協會理事長
  - 一、挨拶 社會事業研究所長
  - 一、祝辭 厚生大臣閣下
  - 一、閉式
- △研究發表(午前九時—午後五時)
- 第一部會 「國民保健暨醫檢に關する研究」 社會事業會館 中會議室
  - 第二部會 「母性並兒童保護に關する研究」 社會事業會館 大會議室
  - 第三部會 「一般庶民生活の援護に關する研究」 赤坂三會堂 小會議室



第二章 社會事業の統制と運営

第四部會

「厚生事業の組織機關に關する研究」

赤坂三會堂 大會議室

△懇談會（午後五時半—午後五時）

第二日 十月十日（土曜日）

△討論（午前十時半—午後四時）

第一部會

「結核預防並治療對策に就て」

午前 社會事業會館 中會議室

第二部會

「乳幼児保育事業に就て」

午後 社會事業會館 中會議室

第三部會

「物資統制の厚生事業に及ぼす影響に就て」

午前 赤坂三會堂 小會議室

第四部會

「厚生事業施設の經營に就て」

午後 赤坂三會堂 小會議室

第五部會

「厚生事業の地域組織に就て」

午前 赤坂三會堂 大會議室

第六部會

「厚生事業の體系並範圍に就て」

午後 赤坂三會堂 大會議室

△閉會式

午後四時三十分 參會者齊席

一、開 式

一、國民儀禮

一、各部會報告

一、挨拶

一、萬歳奉唱

一、閉 式

第一日研究發表會

第一部會（國民保健並醫療）

座 長

一、行旅病者心理性癖の異常及び之が矯正方策に關する研究 厚生科學研究所教授 齋藤 潔

一、國民醫療制度の改革と綜合醫學の建設に就て 京都施藥院協會主事 高橋 重藏

一、國民健康保險組合の經營に就て 三井報恩會主事 横田 忠郎

一、國民健康保險組合の運營に就て 全國協同組合保健協會技師 小宮山新一

一、國民健康保險組合保健施設擴充とその成績 京都府養老村々長 谷川佐代藏

一、醫療保護事業の將來性 贊育會常務理事 丹羽 昇

一、人口増強とアルコール問題 日本國民禁酒同盟 小鹽 完次

一、健康調査の結果よりみたる國民疾病の豫防策

一、健康増進運動について

小峰研究所 小峰 茂之

一、治療形態の整備と治療費の消費規正 同 金原 種光

第二部會（母性並兒童保護）

座 長

一、農村母性乳幼児の保護對策に就て 法政大學教授 城戸福太郎

一、家庭學校四十年の教育實驗よりみたる要保護兒童問題の將來 新潟縣根岸村隣保協會主事 栗林 貞助

一、余の母性保護方法とその成果 家庭學校校長 今井新太郎

一、「育兒院と乳兒とその母」に就て 岡山縣豐野村助成會理事 小出 水周

座 長

一、日かげに生ふる子等の中より 仙臺キリスト教育兒院 大阪 藤司

一、我が市乳兒保護の一斷面 岐阜縣大垣市厚生課長 石田 繁

一、母性並兒童保護に就て 仙臺能仁保兒園長 白石 玄淨

一、技術としての遊びの指導 大阪高志學園長 古田誠一郎

一、廣尾保健地區指導の實際 愛育研究所小兒科醫長 内藤壽七郎

一、里子を語る 京都平安徳養會主事 原 善太郎

一、性病よりみたる母性及乳幼児保護に關して キリスト教婦人矯風會常務理事 久布白落實

一、母性並兒童保護 福島縣社會事業協會主事 根本 貞治

一、同 札幌育兒園理事 天野 銀市

一、我が飯能町に於ける母性乳幼児の保護育成に就て

一、都鄙別にみたる妊産婦の休養狀態 埼玉縣飯能町長 井上 太平

一、母性並兒童保護に就て（宮城縣社會事業協會主事 喜田 章明

一、母性保護に就て 前橋養老院長 田邊 龍藏

一、母性の勞働と乳幼児の死亡率に就て 富山縣淺井村々長 藤生 正藏

一、幼兒保育事業に關する實證的研究 大阪市役所市民局調査係長 岡本 精

一、兒童と日本人口史上の問題 社會事業研究所 高橋 楚仙

一、母性並兒童保護に就て 佐賀縣方面常務委員 佐々木泰存

第三部會（一般庶民生活の援護）

座 長

一、教へられあひて 滋賀縣大津市方面常務委員 田中 龍定

一、解勞務者家族員の居住問題に關する研究 神戸市水上兒童ホーム寮長 大西 雄一

一、戰時下農村生活の再建 社會事業研究所 大久保滿彦

一、一般庶民生活の援護 宮城縣白石託兒所所長 麻生 寬道

一、生活指導の問題 關西學院教授 松澤 兼人

一、精神低格者の作業能力に就て 東京市養育院 坪田 正男

一、單身日傭勞務者 神戸市厚生局 白鳥甲子彦

一、敬老の現代的意義 浴風會囑託 橋 覺勝

一、國民生活と救護制度の任務 社會事業研究所 小澤 一

一、勤勞者（特に筋肉勤勞者）に對する酒類配給に就て

第二章 社會事業の統制と運営



第二章 社會事業の統制と運営

高知市社會事業協賛會理事 氏原 一郎

- 一、物資統制の厚生事業に及ぼす影響に就て  
大崎榮養食配給組合主事 内村 又一  
厚生省囑託 増田 抱村
- 一、人口食糧問題と國民生活  
厚生省囑託 増田 抱村
- 一、今時大戦直前におけるイギリス庶民生活の窮状  
社會事業研究所 天達 忠雄
- 一、戰時經濟が勤勞階級の生活に及ぼせる影響について  
東京市役所 工藤 善助
- 一、人的資源に於ける變遷者の地位  
官立雙座學校教諭 荻原淺五郎

第四部會（厚生事業の組織・機關）

座長

大政翼賛會厚生部長 桐原 葆見

- 一、文化運動を通じての社會事業社會化の問題  
厚生省囑託 横山 定雄  
近江兄弟社 西村 關一
- 一、經營體の総合的厚生施設に就て  
大正大學教授 長谷川良信
- 一、現下厚生政策所見  
同志社大學講師 竹内 愛二
- 一、厚生事業の内容領域  
新潟縣方面委員會書記 乘松 尋匡
- 一、厚生事業の地方組織に就て  
社會事業研究所 伊佐 忠一
- 一、農村の厚生とその組織に就て  
産業報國會副参事 的場 光三
- 一、國民厚生の組織に就て  
東京府社會事業協會主事補 林 炳旭
- 一、都制と社會事業組織の基礎  
二宮尊徳の生活復興施設とトマス・チマルマーとの相似點  
社會事業研究所 篠崎 篤三

- 一、社會教化事業の厚生事業に於ける地位に就て  
同志社大學教授 大林 宗嗣
- 一、大陸に於ける文化の諸問題と社會事業の役割  
愛隣團總主事 谷川 貞夫  
社會事業研究所 磯野 誠一
- 一、北支農村の同族墓地  
同 松本 征二
- 一、厚生事業當面の具體策

第二日 討 論 會

報告擔當者

東北帝大 高橋 實

座長

日本醫藥團理事 高野 六郎

第一部會 「結核豫防並治療對策に就て」

報告擔當者 浦邊 史

座長

法政大學教授 城戸福太郎

第二部會 「戰時保育施設標準設定のために」

報告擔當者 堀 文次

座長

報告擔當者 弘濟會長 上山 善治

第三部會 「物資統制の厚生事業に及ぼす影響に就て」

報告擔當者 三浦 三郎

座長

報告擔當者 崇善館長 三上 孝基

第四部會 「厚生事業施設の經營に就て」

報告擔當者 重田 信一

座長

報告擔當者 慶應大學教授 奥井復太郎

第五部會 「都市厚生施設の地域組織に就て」

報告擔當者 重田 信一

座長

報告擔當者 慶應大學教授 奥井復太郎

第六部會 「厚生事業の體系並範圍に就て」

報告擔當者 奥井復太郎

座長

報告擔當者 九州帝大教授 菊地 勇夫

四、厚生事業文獻の選奨

昭和十六年一月より十二月に至る斯業關係文獻に付審議委員會の審査を経て左記三篇を決定、昭和十七年十月十日令旨奉戴記念式典席上に於て選奨式を舉行し表彰狀並に記念品を授與したり

表彰文獻名

- 一、實踐季節保育所  
根岸草笛 著
- 一、共同炊事  
森川規矩共 著
- 一、石川縣農村結核の研究  
山岸辰共 著
- 一、厚生事業従事者養成  
有馬宗雄 著

五、厚生事業従事者養成

昭和三年より開始せる本養成事業は大學卒業年度の關係より男子一名、女子八名、計十九名、第十五回生として昭和十七年一月採用厚生事業一般理論、技術に關する講義、精神訓練及厚生事業關係施設、一般社會施設、細民地域及農村の實地踏査等理論と實際に互り教育指導をなし昭和十七年九月二十八日修了式を舉行、十三名の卒業生を出し各方面に就職せしめたり  
(六名は兵役其他の事情にて中途退所す)

六、圖書室の經營助力

社會事業會館圖書室の管理、運営に關しては同會館と常に緊密なる連絡を執り、本研究所に於ては専ら購入圖書の選定に當り同圖書室の整備充實に助力をなしたり

第三、共濟組合事業

一、共濟組合事業

第二章 社會事業の統制並運営

昭和十七年度に於ける組合員給與金支給状況左の如し

給與金種別	件数	金額
死亡給與金	一九	一〇、七二五・〇〇
廢疾	四	一、八五五・〇〇
醫療	一一三	六、一七九・二四
罹災	一	一〇〇・〇〇
出產	三三	一、六五〇・〇〇
脫退	一七一	一五、三三三・五〇
計	三四一	三五、八四二・七四

昭和十七年度末現在組合員數は甲種八七三名、乙種七五九名、計一、六三二名

二、年金組合事業

昭和十七年度末現在組合員數は第一種六二〇名、第二種八六名、計七〇六名である。

第三節 社會事業に關する經費

一、國庫社會事業費

昭和十八年厚生省總豫算並に追加豫算は第八十一回帝國議會の協賛を経て昭和十八年三月六日官報號外を以て公布されだが、その中厚生省豫算は經常並に臨時部を併せて三三二、二三〇、七三五圓、追加豫算二一、一三〇、三七一圓を加へ











第二章 社會事業の統制並運営

昭和十年	九、〇六九、一九二圓
同十一年	八、九三四、一三五圓
同十三年	八、八八三、五〇一圓

賑恤資金は大正四年 大正天皇御即位の大典に際し賑恤の資として御内帑金壹百萬圓を下賜せられ之を基金として蓄積したるものである。

昭和十三年三月三十一日現在に於ては總額二、三三三、八四四圓で内有價證券六二五、三九六圓、預金二六六、五二五圓、貸付金一、三七〇、二六二圓、保管金四四、一一一圓、其の他の財産價格七、五五〇圓である。

年別賑恤資金 資料(社會事業統計要覽)

昭和十年	二、二六九、〇五四圓
同十一年	二、一九四、五六一圓
同十三年	二、三三三、八四四圓

罹災救助基金

明治三十二年制定の罹災救助基金法により蓄積せられた罹災救助基金は昭和十六年度初現在高は總額八九、六三〇千圓内助金一四、五二四千圓である。

罹災救助基金(各年度始現在高千圓單位)

資料(同慶時事年鑑昭和十八年)

資金現在高の全國總計を見るに、有價證券四六九、〇五一圓、貸付金四九六、五一二圓、保管金六三二、九一二圓、合計一、五九八、四七五圓である。

其他の資(基)金

道府縣には以上の基金資金に屬せざる各種の資基金がある昭和十三年三月三十一日現在に於て總額二八、六三二、七六一圓、内有價證券六〇七、一五三圓、預金六五五、五二二圓、貸付金二七、二四六、四六一圓、保管金一一三、六二五圓である。

第五節 社會事業の獎勵助成

一 官廳の獎勵助成

宮内省

宮内省に於ては大正十年以來毎年紀元節に際し私設社會事業團體に對して獎勵金を下賜せられてゐる。昭和十七年度に於ては御下賜金を拜受して團體數九四〇此の金額二一九、四〇〇圓である。

厚生省

内務省に於ては私設社會事業助成のため、明治四十一年始めて獎勵金を交付し、爾來毎年全國私設社會事業中成績優良なる團體に對し獎勵金を交付してゐるが、昭和十三年一月十

第二章 社會事業の統制並運営

三四

年度	法定額	現在	内助金	貸出餘力
昭和十五年	三三、九〇〇	八、四七一	一、四八二	二六、六二九
同十六年	三三、七〇〇	八、六三〇	一、五五五	二七、〇七五

兒童就學獎勵資金

兒童就學獎勵資金は大正十三年 皇太子殿下御慶事はせらるるに當り兒童就學獎勵の思召を以て下賜せられた金額(百萬圓)に依り北海道及府縣に於て設置するものであつて道府縣は其の支出金及寄附金等を以て本資金の増加を圖つてゐる。

兒童就學獎勵資金

(文部省調)

昭和十年末	三、六〇五、五二一圓
同十一年末	三、六一一、九五六圓
同十二年末	三、五六八、五九九圓
同十三年末	三、六二九、八八五圓

軍人援護資金

本資金は日露戰爭當時帝國軍人援護會に於て管理した恤兵金の殘餘で戰後同會解散に際し道府縣に配分されたものである。即ち道府縣に於ては之を特別會計として保管し、其の利子收入を以て道府縣自體又は適當な民間軍人援護團體に補助して、軍事扶助法の適用範圍外に在る者に對する援護を行つて居るものである。今昭和十五年四月一日現在に於ける該

一日厚生省の新設に伴ひ社會局所管となり保護課が之を取扱ふこととなつたが、昭和十三年七月社會事業法が實施せらるるに至り従来の獎勵金は同法に依り成績優良にして事業を繼續する見込確實なる社會事業團體に對し補助金として交付せらるゝ事となり、現在生活局保護課にて所管されてゐる。昭和十六年度に於ける國庫獎勵金下附團體は一、七二三で金額百萬圓である。

社會事業法に依る補助配分調 (生活局保護課調)

道府縣	十六年度補助金額	十六年度補助團體數
北海道	二九、六五〇	三七
青森	九、〇八〇	三〇
岩手	一一、八二〇	四〇
宮城	一九、七五〇	四五
秋田	一三、八七〇	三四
山形	一三、六一〇	二九
福島	一七、一三〇	四八
茨城	八、〇一〇	四〇
栃木	六、八五〇	二一
群馬	一五、一七〇	三七
埼玉	七、五九〇	一四
千葉	二〇、一二〇	五二
東京	一四三、〇七〇	一四六
	(二〇三、九〇〇)	(六)



神奈川	二七、〇一〇	五三	愛媛	一三、二〇〇	五七
新潟	一五、一七〇	四五	高知	三、九八〇	一三
富山	八、六七〇	二四	福岡	二八、七二〇	七五
石川	一五、五五〇	四〇	佐賀	一一、四四〇	三七
福井	四、一三〇	一一	長崎	一七、〇二〇	三〇
山梨	三、九六〇	一〇	熊本	二二、一一〇	四六
長野	一七、一一〇	四八	大分	六、六一〇	二五
岐阜	一四、一〇〇	四一	宮崎	四、八二〇	一五
静岡	一三、八四〇	三五	鹿児島	六、四三〇	二一
愛知	三三、二二〇	八七	沖縄	一、五六〇	九
三重	一三、〇四〇	三一	計	七九六、一〇〇	一、七二七
滋賀	六、〇一〇	二二		(二〇三、九〇〇)	(六)
京都	二四、七二〇	四六			
大阪	六三、二〇〇	六四			
兵庫	二一、〇九〇	四三			
奈良	五、二二〇	二二			
和歌山	七、〇四〇	二一			
鳥取	六、八一〇	一九			
島根	二一、二八〇	四八			
岡山	一七、三六〇	三二			
広島	八、一三〇	三一			
山口	五、九七〇	二二			
徳島	六、四〇〇	一五			
香川					

愛媛	一三、二〇〇	五七
高知	三、九八〇	一三
福岡	二八、七二〇	七五
佐賀	一一、四四〇	三七
長崎	一七、〇二〇	三〇
熊本	二二、一一〇	四六
大分	六、六一〇	二五
宮崎	四、八二〇	一五
鹿児島	六、四三〇	二一
沖縄	一、五六〇	九
計	七九六、一〇〇	一、七二七
	(二〇三、九〇〇)	(六)

東京府、補助金額補助團體数欄の括弧内の数字は中央團體に對するものを別に掲げたるものなり

國庫獎勵金下附狀況

(生活局保護課調)

昭和二年	二五一	五九、五〇〇圓
昭和三年	二八一	五九、五〇〇圓
昭和四年	三〇一	六一、〇〇〇圓
昭和五年	三〇一	四三、七〇〇圓
昭和六年	三〇九	三八、五〇〇圓
昭和七年	三一六	三九、〇〇〇圓
昭和八年	四六九	一六九、六〇〇圓

昭和十六年度に於ける司法保護事業獎勵費豫算及下付團體數は左の如くである。

昭和九年	五〇四	一六九、六〇〇
昭和十年	五二二	一六九、六〇〇
昭和十一年	五三〇	一六九、六〇〇
昭和十二年	五六二	二〇〇、〇〇〇
昭和十三年	九〇三	五〇〇、〇〇〇
昭和十四年	一、二〇三	一、〇〇〇、〇〇〇
昭和十五年	一、三二四	一、〇〇〇、〇〇〇
昭和十六年	一、七二三	一、〇〇〇、〇〇〇

地方費による助成  
道府縣及市町村に於ても私設社会事業に對しては從來夫々助成の途を講じ以て私設社会事業の整備充實を圖りつゝあるが昭和七年九月公布せられたる改正罹災救助基金法に依り之が助成費財源の増加を見るに至つた。道府縣に於ては特に獎勵助成規定を設くるもの一道二十縣(昭和十五年四月末調)に及び夫々其の地方の事情に基き獎勵助成に關する大體の標準を示し事業成績(取扱人員等)經費(豫算及決算)創設及増築等の臨時費等の狀況を參酌して實情に適應する獎勵助成を加へつゝある。之が規定の設置なき府縣に於ても大體同様方針の下に指導獎勵を加へつゝあり。

司法保護事業獎勵費

昭和十六年度に於ける司法保護事業獎勵費豫算及下付團體數

年次	豫算額	指導助成團體	釋放者	少年	思想	合計
昭和十五年	四九六、八六〇	元	三五	九九	九四	六〇三

昭和十五年私設社会事業の地方費に依る獎勵助成狀況調

(生活局保護課調)

社会事業法第十一條の規定に依る補助金交付を受けたる團體

社会事業法の適用を受ける團體にして前項の補助金交付を受けざりし團體

社会事業法の適用を受けざる社会事業團體

道府縣	市町村	計	道府縣	市町村	計	道府縣	市町村	計	
團體數	金額	團體數	金額	團體數	金額	團體數	金額	團體數	金額
一、七七一	一、七七一	一、七七一	一、七七一	一、七七一	一、七七一	一、七七一	一、七七一	一、七七一	一、七七一



### 二 民間團體の獎勵助成

全國社會事業名鑑昭和十二年版によれば我國社會事業助成

機關は四二であるが、今その内主なる團體の助成狀況を舉ぐれば次の如くである。

#### 財團 慶福會事業費支出額

資料(財團慶福會事業概要)

年 別	私設社會事業團體助成	私設社會事業員獎勵	社會事業從事員養育補助	社會事業雜誌發行補助	社會事業從事員共濟組合補助	少年救護事業講習補助	社會事業聯絡統制機關補助	其他臨時支出事業	計
昭和十四年度	1,500,000	1,200,000	3,000,000	3,000,000	1,000,000	3,000,000	3,000,000	1,200,000	12,500,000
同 十五年度	1,500,000	1,100,000	3,000,000	3,000,000	1,000,000	3,000,000	3,000,000	1,100,000	11,700,000
同 十六年度	1,300,000	1,000,000	3,000,000	3,000,000	1,000,000	3,000,000	3,000,000	1,000,000	10,600,000

#### 財團 慶福會私設事業助成

年 別	一般助成	震災記念助成費	故久宮詣子内親王記念兒童保護資金助成	原田翁記念社會事業資金助成	原田積善會寄附金會計助成	團體數	助成金額
昭和十四年度	2,110,000	3,000,000	2,100,000	10,000,000	5,000,000	39	1,500,000
同 十五年度	2,000,000	3,000,000	2,100,000	10,100,000	5,000,000	36	1,500,000
同 十六年度	2,000,000	3,000,000	2,100,000	10,100,000	5,000,000	33	1,500,000

備考 昭和十六年度經營費助成には震災記念助成費三、〇〇〇圓を含む

### 三井報恩會社會事業助成狀況

資料(昭和十七年度事業報告)

種 別	昭和十六年度	同 十七年度	自昭和 九年度 至同 十七年度
件數	三三六	三二七	五、三三三
金額	三、五〇〇,〇〇〇	三、二七〇,〇〇〇	五、三三三,〇〇〇

年度以降昭和十六年度迄の融通總額は二億一千三百四十二萬圓に達した。其の内住宅關係を除く各種社會事業の創設費等に充當せしむる爲融通したる總額は合計四千七百七十八萬圓を超へた。

今次事變勃發以來軍需産業、軍事施設の擴充に伴ひ之等勞務要員等の住宅拂底の甚だしい實情に鑑み之が充足は極めて緊要なるものある爲昭和十四年度には軍需勞務要員共同宿舍建設資金、小住宅資金に充當せしむる爲約壹千萬圓公營住宅資金に約壹百萬圓を融通し、更に昭和十五年より軍需勞務要員共同宿舍建設並に小住宅建設に要する資金に充つる爲社會事業資金より分離して特別資金として勞務者住宅建設資金を設け厚生省の指示及勸奨に依り地方公共團體及工場、鑛山に九千二百十九萬餘圓(昭和十七年十一月末現在)を融通し尙公營住宅資金に約壹百四十萬圓(昭和十五年度のみ)を融通して時局下最も緊要と認る施設の擴充強化に努めつゝある。

風水害、震災、火災等の災害に依る復舊資金は大正十四年度以降災害復舊資金及社會事業資金より融通せられたるが昭和十五年より從來社會事業資金より融通せられたる復舊住宅の復舊に要する資金は災害關係資金より融通することゝなつた。昭和十六年度に於ける融通額は七十七萬餘圓である。

社會事業に關する機關	二五、五〇〇	四三、一〇〇	六五、〇〇〇
一般救護	三一九、一〇〇	三三、三五〇	五〇三、五五〇
特殊救護	—	—	一一、七〇〇
經濟保護	三、七〇〇	二〇〇	二四、五九七
失業保護	八、九五四	七、八五〇	二四四、八四九
醫療保護	四三、五八〇	四三、三三〇	三、二六、六四五
兒童保護	一〇一、六五〇	一〇一、一〇〇	九、九二
司法保護	六二、六〇〇	六、九〇〇	五〇、一三四
其他	六、九一五〇	六、七三、五〇〇	六〇六、七四二

### 第六節 社會事業資金融通

#### 大藏省預金部資金融通

社會情勢の推移に伴ひ吾國の社會事業急激に進歩發達し來り各般の施設着々整備せられつゝある。然れ共社會事業經營に要する經費殊に創設費の調達は私設社會事業團體は固より地方公共團體に於ても極めて困難とする所にて罹災救助基金、慈善救濟資金並に賑恤資金の運用、篤志家の寄附又は國家公共團體等よりの補助等に財源を求めつゝあるも之等のみにては到底斯業の必要に副ふに足らず、政府は大正八年度以降特に社會事業の發達を助成促進する爲めに預金部低利資金を簡易迅速に融通することゝし現在に至つた。而して大正八



第三章 生活保護事業

自大正八年度 住宅以外の社会事業資金融通額調  
至昭和十六年度

公益質屋	一九、一六六、九五〇
公益市場	四、五五九、三五〇
公益浴場	三二四、八〇〇
公設食堂	三六、一五〇
宿泊所	二、一四四、〇〇〇
救療施設	六、七二五、八〇〇
職業指導所	一、〇二〇、一二〇
不良住宅地改良	四、五六八、三五〇
地方改善地区整理	一、四四二、三〇〇
融和促進生業資金	七五八、三五〇
保孤托	四八一、四〇〇
其他	六、五五六、三〇〇
計	四七、七八四、三二〇

昭和十六年度災害関係資金融通状況

北海道	融通額 三二、七〇〇	復舊戸数 二〇戸
東 京	一〇〇、〇〇〇	四六
富 山	六四〇、〇〇〇	四六八
計	七七二、七〇〇	五三四

簡易保険積立金融通

簡易生命保険積立金貸付高中社会事業施設に貸付られた額

は大正八年より昭和十七年迄にて六八四件、四六、二四五、二七七圓、保健衛生施設貸付は一、四七〇件、一七八、六四五、二八〇圓である。

第三章 生活保護事業

第一節 一般保護事業

一 救護法に依る救護

現在我國救護事業の根幹をなしてゐるものは昭和四年制定の救護法である。これ以前に於ける我國の救貧法制としては明治四年の恤救規則があつたが、政府は社会の状勢に應じて昭和四年救護法を制定して同七年一月一日より之を實施したが、逐年要救護者の増加に伴ひ一層本法の普及徹底を期するため同十二年三月法律第十八號、昭和十六年三月法律第三十六號を以て改正された。

(一) 救護状況

昭和十五年救護法に依る救護状況を見ると被救護者数は總實人員一八二、六九六人であり、生活扶助一五四、七八八人、醫療二七、一三五人、助産五八一人、生業扶助一九二人である。救護費總額は七、〇五九、〇一五圓、内生活扶助六、二八三、六四三圓、醫療七六八、五八三圓、助産三、一七八圓、生

業扶助三、六一一圓である。尙この外埋葬實人員八、二七九人で、埋葬費六七、〇〇六圓である。

昭和十五年救護法に依る救護状況調

種別	居宅	收容	計
實人員	一八、〇八二	一〇、〇九六	二八、一七八
金額	一、三六四、九三九	一、四一四、七六六	二、七八九、七〇五
生活扶助	一三、六四四	一、八二一	一五、四六五
醫療	二、九一〇	一、三三三	四、二四三
助産	一、五二八	一、九三九	三、四六七
計	二九、〇四〇	一三、〇八〇	四二、一二〇

昭和十五年救護法に依る被救護者種類別調

種別	居宅	收容	計
實人員	一八、〇八二	一〇、〇九六	二八、一七八
金額	一、三六四、九三九	一、四一四、七六六	二、七八九、七〇五
六十五歳以上の老弱者	一、三七一	一、〇七三	二、四四四
十三歳以下の幼者	一、〇七三	一、〇七三	二、一四六
妊産婦	一、〇七三	一、〇七三	二、一四六
不具廢疾	一、〇七三	一、〇七三	二、一四六
疾病傷損	一、〇七三	一、〇七三	二、一四六
計	一八、〇八二	一〇、〇九六	二八、一七八

第三章 生活保護事業

生業扶助	一九二	一	三
計	一八二、六九六	一、八二一	一八四、五一七
埋葬	八、二七九	一	八、二八〇
備考			

- 一、實人員は救護件数なり
- 二、實人員欄括弧内は同一人にして二種以上の救護を受けたる者を示し再掲したるものなり、従つて實人員は括弧を附せざる数より括弧内数字を控除したるものにして總人員は一六六、五六九人なり
- 三、各表とも備考は本表と同じものとす

種別	居宅	收容	計
實人員	一八、〇八二	一〇、〇九六	二八、一七八
金額	一、三六四、九三九	一、四一四、七六六	二、七八九、七〇五
生活扶助	一三、六四四	一、八二一	一五、四六五
醫療	二、九一〇	一、三三三	四、二四三
助産	一、五二八	一、九三九	三、四六七
計	二九、〇四〇	一三、〇八〇	四二、一二〇



第三章 生活保護事業

四二

精神耗弱者又は身体虚弱者  
幼者保育の母

計	昭和十二年度	昭和十三年度	昭和十四年度	昭和十五年度	昭和十六年度(見込)
1,000 (四七)	2,292,292	3,377	3,377 (2,200)	11,377 (1,477)	3,377 (1,477)
1,000 (2)	3,377	11	11	11	11
1,000 (1,477)	3,377	3,377	3,377	3,377	3,377

各年度別救護状況調

(生活局保護課調)

區別	昭和十二年度		十三年度		十四年度		十五年度		十六年度(見込)	
	實 費	人員	實 費	人員	實 費	人員	實 費	人員	實 費	人員
生活扶助	1,991,155	1,711	2,711,595	1,711	1,677,717	1,711	1,547,717	1,711	1,677,717	1,711
醫療	5,991,155	1,711	6,000,000	1,711	6,000,000	1,711	6,000,000	1,711	6,000,000	1,711
助産	7,711,155	1,711	8,711,155	1,711	7,711,155	1,711	7,711,155	1,711	7,711,155	1,711
生業扶助	1,711,155	1,711	1,711,155	1,711	1,711,155	1,711	1,711,155	1,711	1,711,155	1,711
計	11,711,155	1,711	12,711,155	1,711	11,711,155	1,711	11,711,155	1,711	11,711,155	1,711
合 計	6,711,155	1,711	7,711,155	1,711	6,711,155	1,711	6,711,155	1,711	6,711,155	1,711

備考  
一、實人員は救護件数を掲ぐ  
二、昭和十六年度に於ける醫療及助産の實人員及救護費の減少せるは昭和十六年十月より醫療保護法の施行せられたるに因る

(二) 救護法に依る給與額限度改正

厚生省では現下の社會經濟情勢に鑑み、從來の救護法に依る給與額の限度では救護の適正を期しがたい事情があること、今般救護法については生活扶助給與額の限度を引上げることとなり左の如く夫々厚生省生活局長、人口局長と内務省地方局長連名の通牒を發した。

救護法に依る生活扶助の爲支出する費用の限度に關する件依命通牒  
(厚生省發生第三九號、昭和十七年三月三十日、厚生省生活局長、内務省地方局長、各地方長官宛)

標記の件に關しては昭和十四年八月五日厚生省發社第七〇號依命通牒に基き當時の社會經濟情勢に應じ其の限度引上を實施相成候處其の後の社會情勢の變遷殊に近時の經濟狀態を考慮せば右の限度にては低きに失し救護の適正を期し難きものある事情に鑑み今般救護費の給與額の限度中特に急施を要すと認めらるる生活扶助の爲支出する費用の限度を引上げることと相成候條左記各項御了知の上本法の圓滑なる運営に付格段の御配慮相成度

一、限度引上の程度

- (イ) 居宅救護
- (イ) 六大都市及之と事情を同じくする近接市町村  
(現行限度一人一日四十錢の地域)  
一人一日五十錢

第三章 生活保護事業

四三

(ロ) 六大都市と事情を殆んど同じくする市町村

- (現行限度一人一日三十五錢の地域)  
一人一日四十錢
- (ハ) 前記(イ)及(ロ)以外の市にして後記(ニ)に依るを得ざる市及之と事情を同じくする町村  
(現行限度一人一日三十錢の地域)  
一人一日三十五錢
- (ニ) 其の他の市及之と事情を同じくする町村  
(現行限度一人一日二十五錢の地域)  
一人一日三十錢
- (ホ) 其の他の町村  
(現行限度一人一日二十錢の地域)  
一人一日二十五錢

(イ) 現行限度一人一日二十三錢二十二錢又は十八錢の町村は可成前記(ホ)に依ること  
(ト) 一世帯當の給與額の限度は當該世帯の構成人員に應じ一人當の給與額を遞減することとし別表の如く其の給與額の限度を定むること

(二) 收容救護

- (イ) 六大都市所在府縣  
一人一日六十錢
- (ロ) 其の他の道府縣  
一人一日五十錢
- (ハ) 千葉、和歌山、静岡、岡山、廣島、山口及福岡の各縣に



在りては一人一日五十銭以上六十銭以下に於て之が限度を定むることを得ること

二、限度引上に關する手續

(一) 限度の引上を爲さんとするときは救護法施行令第十六條及第二十一條の規定に依る認可申請書に別記様式に依る現行限度及引上を爲さんとする限度調を添附し四月十五日迄に厚生省に到着する様提出すること

(二) 限度引上は前項に依る申請に對し指令あり次第實施することとし豫め諸般の準備を進め置くこと

(三) 限度引上に伴ふ救護法施行細則、施行手續、内規等の改正を爲したる上は直に厚生省に報告すること

三、其の他の注意事項

(一) 本法實施の狀況に徴するに市町村長に於て實給與額を決定する場合地方長官の定むる給與額の限度に依らず獨自の限度を定めたる内規等に依り又は世帯の實情に拘らず一定額を給するが如き向あるを以て將來は可成地方長官の定むる限度に基き世帯の實情に應じ實給與額を決定せしめ以て今般の限度引上の實効を收むる様關係救護機關を指導監督され度こと

(二) 前記實給與額の決定に當りては自立向上の精神を奮ふが如きことなき様留意せしめ不確定なる少額収入の如きは世帯の實情に應じ必ずしも嚴格に之を收入として給與額の限度より控除せず以て被救護者の生活の向上、勤勞精神の昂揚に資せしむる様指導すること

(三) 方面世帯票に登録さるべき要扶掖者の範圍を其の収入額に

依り之を定めある向は今般の限度引上に準じ此の際其の収入額の程度を引上ぐることを得ること

世帯構成人員

地 域	一人	二人	三人	四人	五人	以上一人を増す毎に加ふ
六大都市及之と事情を同じくする近接市町村	五〇	九一	一三〇	一五八	一八〇	一五
六大都市と事情を同じくする市町村	四〇	七七	一〇八	一三四	一五六	一三
前二行以外の市に於て次行に該當せざる市及之と事情を同じくする町村	三五	六七	九四	一二一	一三二	一二
其の他の市及之と事情を同じくする町村	三〇	五七	七九	九八	一一三	一一
其の他の町村	二五	四六	六四	七八	九〇	一〇

救護施設經營主體別調

(昭和十七年十二月一日現在)(生活局保護課調)

經營主體別	施設數	收容定員	法該當者收容見込人員
道府縣	三	一一七	一〇七

市 町 村	人員	計
市	四六	三、九四九
町	八	一一三
村	五七	四、八五二
私 法 人	二四	一、〇一七
會 社	一九	九〇三
個 人	一五七	一〇、九五二
計	一五四	一一、八四七
昭和十六年十月現在	一五四	一一、八四七
同十四年十二月一日現在	一五一	一〇、六八四

二 徵用扶助

(一) 國民徵用扶助

厚生省では義に公布實施された國民徵用令に基き、被徵用者の扶助に關し、昭和十六年十二月二十二日厚生省令第六十八號を以て左の如く扶助規則を公布、昭和十七年一月一日より實施することとなつた。

即ち被徵用者及其の家族、遺族が左の各號の一に該當する場合本令による扶助を受け得るのである。扶助の種類は生活扶助、醫療、助産、生業扶助及埋葬費の支給とに分けられてゐる。

- 一 被徵用者徵用せられたるに因り家族と世帯を異にするに至りたる場合に於て其の家族生活すること困難なるとき
- 二 被徵用者故意又は重大なる過失に因るに非ずして業務上傷損を受け又は疾病に罹り之が爲徵用を解除せられたる場合に於て本人

又は其の家族生活すること困難なるとき

三 被徵用者徵用せられ總動員業務に従事中故意又は重大なる過失に因るに非ずして業務上傷損を受け又は疾病に罹り之が爲死じしたる場合に於て其の遺族生活すること困難なるとき

被徵用者徵用せられたる場合に於て家族と世帯を異にせざる場合と雖も特別の事情に因り其の家族が生活すること困難なるときは之に對し扶助を爲すことを得

(二) 醫療關係者徵用扶助

厚生省では義に實施された醫療關係者徵用令に基き、被徵用醫療關係者の扶助に付き昭和十七年一月十九日厚生省令第三號を以て右の如く醫療關係者徵用扶助規則を公布、即日實施された。

醫療關係者徵用扶助規則

第一條 醫療關係者徵用令第二十一條ノ規定ニ依ル扶助ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 醫療關係者徵用令第二十一條第一項ノ家族ハ左ニ掲グルモノトス

- 一 被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ配偶者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下同ジ)又ハ子ニシテ現ニ之ト同一ノ家ニ在ルモノ但シ養子ハ家督相續人ニ限ル
- 二 前號ニ掲グル者ヲ除クノ外被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ニ依リ扶養ヲ受クベキ者ニシテ被徵用者ノ徵用セラレタル時又ハ



徵用ヲ解除セラレタル時ヨリ引續キ之ト同一ノ家ニ在ルモノ  
 三 前二號ニ掲グル者ヲ除クノ外被徵用者又ハ被徵用者タリシ者  
 ニ依リ扶養ヲ受クベキ者ニシテ被徵用者ノ徵用セラレタル時又  
 ハ徵用ヲ解除セラレタル時之ト同一ノ世帯ニ在ルモノ

第三條 醫療關係者徵用令第二十一條第二項ノ遺族ハ左ニ掲グルモ  
 ノトス

- 一 死亡シタル被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ配偶者又ハ子ニ  
 シテ現ニ被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ガ死亡ノ時屬シタル家  
 ニ在ルモノ但シ養子ハ家督相續人ニ限ル
- 二 前號ニ掲グル者ヲ除クノ外死亡シタル被徵用者又ハ被徵用者  
 タリシ者ニ依リ扶養ヲ受クベキ者ニシテ被徵用者又ハ被徵用者  
 タリシ者ノ死亡ノ時ヨリ引續キ之ト同一ノ家ニ在ルモノ
- 三 前二號ニ掲グル者ヲ除クノ外死亡シタル被徵用者又ハ被徵用  
 者タリシ者ニ依リ扶養ヲ受クベキ者ニシテ被徵用者ノ徵用セラ  
 レタル時又ハ徵用ヲ解除セラレタル時之ト同一ノ世帯ニ在リ且  
 引續キ其ノ世帯ニ在ルモノ

第四條 扶助ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テノミ之ヲ爲ス

- 一 被徵用者徵用セラレタルニ因リ家族ト世帯ヲ異ニスルニ至リ  
 タル場合ニ於テ其ノ家族生活スルコト困難ナルトキ
- 二 被徵用者故意又ハ重大ナル過失ニ因ルニ非ズシテ業務上傷痍  
 ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ爲徵用ヲ解除セラレタル場合ニ於テ  
 本人又ハ其ノ家族生活スルコト困難ナルトキ
- 三 被徵用者徵用セラレ總動員業務ニ從事中故意又ハ重大ナル過  
 失ニ非ズシテ業務上傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ爲死亡シタ

ル場合ニ於テ其ノ遺族生活スルコト困難ナルトキ  
 被徵用者徵用セラレタル場合ニ於テ家族ト世帯ヲ異ニセザル場合  
 ト雖モ特別ノ事情ニ因リ其ノ家族ガ生活スルコト困難ナルトキハ  
 之ニ對シ扶助ヲ爲スコトヲ得

第五條 扶助ハ生活ニ必要ナル限度ヲ超ユルコトヲ得ズ  
 扶助ノ種類ハ生活扶助、醫療、助産、生業扶助及埋葬費ノ支給ト  
 ス

- 第六條 扶助ハ扶助ヲ受ケントスル者ノ住所地方長官之ヲ行フ  
 扶助ハ扶助ヲ受ケントスル者又ハ其ノ住所地方長官若ハ之ニ準  
 ズベキモノノ申請ニ依リ之ヲ行フ但シ地方長官必要アリト認ムル  
 トキハ其ノ申請ナキ場合ト雖モ之ヲ行フコトヲ得
- 扶助ノ程度及方法ハ地方長官被徵用者ノ支給ヲ受ケル給與又ハ被  
 徵用者若ハ被徵用者タリシ者及扶助ヲ受ケントスル者ノ他ノ法令  
 ノ規定ニ依リ受ケル保險給付、扶助其ノ他之ニ準ズベキモノノ所  
 得、生活能力其ノ他家庭ノ事情等ヲ調査シ之ヲ決定ス

第七條 扶助ハ扶助ヲ受ケル者ノ居宅ニ於テ之ヲ行フ

- 第八條 生活扶助ハ金錢又ハ物品ノ給與ニ依リ之ヲ行フ
- 第九條 生業扶助ハ生業ニ必要ナル資金、器具、資料ノ給與若ハ貸  
 與ヲ爲シ又ハ生業ニ必要ナル技能ヲ授ケルコトニ依リ之ヲ行フ
- 第十條 居宅扶助ノ場合ニ於テ生活扶助ノ爲支出スル費用ハ一人一  
 日三十五錢以内トス一世帯ニ於テ扶助ヲ受ケル者二人以上アルト

キハ前項ノ費用ハ之ヲ減額スルコトヲ得

第十一條 居宅扶助ノ場合ニ於テ醫療及生業扶助ノ爲支出スル費用  
 ノ限度ハ地方長官厚生大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ム

第十二條 居宅扶助ノ場合ニ於テ助産ノ爲支出スル費用ハ十二圓以  
 内トス

第十三條 第七條第二項ノ規定ニ依ル收容扶助ノ爲支出スル費用ノ  
 限度ハ地方長官厚生大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ム

第十四條 扶助ヲ受ケル者死亡シタル場合ニ於テハ埋葬ヲ行フ遺族  
 ニ對シ埋葬費ヲ給ス埋葬ノ爲支出スル費用ハ十二圓以内トス

扶助ヲ受ケル者死亡シタル場合ニ於テ埋葬ヲ行フ遺族ナキトキハ  
 扶助ヲ行ヒタル地方長官ニ於テ埋葬ヲ行フベシ

第十五條 災害ニ因リ心要アル場合ニ於テハ地方長官ハ一世帯總額  
 三十圓ヲ限リ生活扶助ノ爲金錢若ハ物品ヲ臨時給與シ又ハ之ヲ併  
 セ給與スルコトヲ得

第十六條 被徵用者又ハ被徵用者タリシ者六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ  
 刑ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ者並ニ其ノ家族及遺族ニ對シ  
 扶助ヲ爲サズ

第十七條 被徵用者又ハ被徵用者タリシ者六年未滿ノ懲役又ハ禁錮  
 ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受ケ  
 ルコトナキニ至ル迄ノ間其ノ者並ニ其ノ家族及遺族ニ對シ扶助ヲ  
 爲サズ

第十八條 被徵用ノ者家族又ハ遺族六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ  
 處セラレタル場合ニ於テハ其ノ者ニ對シ扶助ヲ爲サズ六年未滿ノ  
 懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又

ハ執行ヲ受ケルコトナキニ至ル迄ノ間亦同ジ

第十九條 被徵用者ニシテ逃亡シタル者ニ付テハ其ノ逃亡ノ間其ノ  
 家族ニ對シ扶助ヲ爲サズ

第二十條 被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ニシテ怠惰又ハ素行不良  
 ナルモノニ付テハ其ノ被徵用者タリシ者並ニ其ノ被徵用者又ハ被  
 徵用者タリシ者ノ家族及遺族ニ對シ情狀ニ因リ扶助ヲ爲サズ又ハ  
 扶助ノ程度ヲ減少スルコトヲ得

被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ家族又ハ遺族ニシテ怠惰又ハ素  
 行不良ナルモノニ對シ亦前項ニ同ジ

第二十一條 被徵用者タリシ者ニシテ日本ノ國籍ヲ失ヒタルモノニ  
 對シテハ扶助ヲ爲サズ

第二十二條 被徵用者ノ家族ニ對スル扶助ハ必要アル場合ニ於テハ  
 被徵用者徵用解除後仍二十日以内之ヲ繼續スルコトヲ得

第二十三條 被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ家族ニ對スル扶助ハ  
 被徵用者又ハ被徵用者タリシ者死亡後仍三月以内之ヲ繼續スルコ  
 トヲ得

前項ノ規定ニ依リ扶助ヲ受ケル者ニ對シテハ其ノ間被徵用者又ハ  
 被徵用者タリシ者ノ遺族トシテノ扶助ハ之ヲ爲サズ

第二十四條 被徵用者第四條第一項第二號ニ該當スル場合ニ於テハ  
 被徵用者ノ家族ニ對スル扶助ハ被徵用者徵用解除後仍三月以内之  
 ヲ繼續スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ扶助ヲ受ケル者ニ對シテハ其ノ間被徵用者タリ  
 シ者ノ家族トシテノ扶助ハ之ヲ爲サズ

第二十五條 特別ノ必要アル場合ニ於テハ地方長官ハ厚生大臣ノ認



可受テ第十條第一項、第十二條、第十四條第二項及第十五條ノ規定ニ依ル金額ヲ増加スルコトヲ得

第二十六條 扶助ノ廢止若ハ停止又ハ扶助ノ程度若ハ方法ノ變更ハ地方長官之ヲ行フ

第二十七條 扶助ノ開始、廢止若ハ停止又ハ扶助ノ程度若ハ方法ノ變更ノ處分ハ扶助ヲ受クル者ノ住所地市町村長又ハ之ニ準ズベキモノヲ經テ之ヲ通達ス

地方長官扶助ノ開始、廢止若ハ停止又ハ扶助ノ程度若ハ方法ノ變更ヲ爲シタルトキハ被徵用者ヲ使用シ又ハ使用シタル官衙ノ長地方公共團體ノ長、防空計畫設定者又ハ工場事業場ノ事業主ニ其ノ旨通知スベシ

第二十八條 地方公共團體ノ長、防空計畫設定者又ハ工場事業場ノ事業主ハ被徵用者ニシテ當該地方公共團體、防空計畫設定者ノ事業若ハ施設又ハ工場事業場ニ使用セラレ又ハ使用セラレタルモノノ徵用ニ關スル事項ニ付扶助ヲ受ケントスル者ノ住所地地方長官又ハ住所地市町村長若ハ之ニ準ズベキモノヨリ照會ヲ受ケタルトキハ速ニ之ヲ通知スベシ

地方公共團體ノ長、防空計畫設定者又ハ工場事業場ノ事業主ハ當該地方公共團體、防空計畫設定者ノ事業若ハ施設又ハ工場事業場ニ使用スル被徵用者故意又ハ重大ナル過失ニ因ルニ非ズシテ業務上傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ爲徵用ヲ解除セラレ又ハ死亡シタルトキハ速ニ當該被徵用者タリシ者ノ住所地市町村長若ハ之ニ準ズベキモノニ其ノ旨通知スベシ

該地方公共團體、防空計畫設定者ノ事業若ハ施設又ハ工場事業場ニ使用スル扶助ヲ受クル家族ヲ有スル被徵用者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ速ニ扶助ヲ行フ地方長官ニ其ノ旨通知スベシ

- 一 支給ヲ受クル給料、賃金又ハ給料、賃金ニ準ズベキ給與ノ額ニ著シキ變更アリ扶助ノ廢止又ハ扶助ノ程度ノ變更ヲ要スルト認メラルルトキ
- 二 第十六條、第十七條、第十九條又ハ第二十條第一項ニ該當スルトキ
- 三 從事スベキ總動員業務ヲ行フ地方公共團體、防空計畫設定者又ハ工場事業場ニ付徵用ヲ變更セラレタルトキ

第二十九條 扶助ヲ拒マレタル者又ハ扶助ヲ廢止又ハ停止セラレタル者ハ六十日以内ニ厚生大臣ニ對シ更ニ審査ヲ出願スルコトヲ得前項ノ規定ニ依ル出願ハ文書ヲ以テシ處分ヲ爲シタル地方長官ヲ經由シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

厚生大臣ハ審査ノ上必要ト認ムルトキハ地方長官ヲシテ扶助ヲ爲サシメ又ハ扶助ノ廢止若ハ停止ノ處分ヲ取消サシムルコトヲ得

第三十條 工場事業場ノ事業主ハ被徵用者ニシテ當該工場事業場ニ使用セラレ若ハ使用セラレタルモノ又ハ其ノ家族又ハ遺族ニ對シ爲サレタル扶助ニ要シタル費用ヲ國庫ニ納入スベシ

被徵用者徵用ヲ解除セラレ又ハ死亡シタル場合ニ於テ事業主ガ本人又ハ遺族ニ對シ他ノ法令ノ規定ニ依ル扶助又ハ之ニ準ズベキ程度ノ出損ヲ爲シタルトキハ厚生大臣ハ前項費用ノ納入ヲ免除スルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

三 養 老 事 業

第十六回社會事業統計要覽によれば、昭和十二年三月末に於ける養老事業の数は九九であつて、その内規模の大なるものは東京養老院・浴風會浴風園・弘濟會養老部・浴風會横濱分園・大阪養老院・札幌養老院・京都養老院・佐賀佛敎婦人會附屬佐賀養老院等である。次に事業狀況をみるに、收容人員四、〇九〇人、經費六一七、三三六圓、資産七、五三六、一〇一圓、職員數四六〇人である。

四 盲 人 福 祉 事 業

盲人福祉事業に關する中央機關としては、中央盲人福祉協會があつて全國盲人福祉事業の聯絡を行つて居り、地方には府縣を單位として夫々の地方に於ける盲人の聯絡を行ふ盲人福祉協會又は盲人協會があつて、その數四七を數へて居る。その他に一定の施設を中心として盲人に對する授産、盲人の慰安修養、並に保護に關する諸事業を行ふ盲人會館三、主として盲人の收容保護を行ふもの五、盲教育の後援團體一、失明防止及盲人の保護を目的とするもの四、點字出版事業を行ふもの一五、點字圖書館七、失明軍人輔導施設二を數へてゐる。

中央盲人福祉協會

全國盲人福祉事業の聯絡に當る中央盲人福祉協會は、昭和四年十月盲人保護事業關係者の要望に答へ、時の中央社會事業協會總務部長原泰一氏、内務省衛生局豫防課長高野六郎氏、同社會局保護課長富田愛次郎氏の盡力により、全國盲人保護及び失明防止團體並にその關係者を會員として設立せられた。當初會長は故子爵澁澤榮一氏であつたが、昭和六年十一月澁澤子爵の薨去により、現會長侯爵大久保利武氏跡を繼ぎ今日に到つてゐる。

然るに最近非常の時局に際して、人的資源の増強とその活用之必要上、盲人福祉並に失明防止事業擴充の要が益々急務となるに至つたので、地方との聯絡を一層緊密にしてその進展に資するため、道府縣及び外地に支部を設置することゝされた。

昭和十七年度中央盲人福祉協會事業成績

- 一、盲人福祉事業
    - (一) 第三回鍼灸講習會の開催
    - (二) 道府縣盲人開眼診療の奨励
    - (三) 點字圖書の發行
    - (四) 點字用紙の供給
  - 二、失明防止事業
- 第四回限の記念日の實施



三、失明軍人の補導

(一) 失明軍人連絡

(二) 盲導犬事業の促進

四、連絡事業  
會誌の發行

所居住若は氏名知れず且引取者なき死亡人を謂ひ(四)同伴者とは行旅病人及行旅死亡人同伴の幼少年及老弱者等である。

ロ、救護機關 被救護者所在地の市町村長である。  
ハ、救護費の負擔 本人若は扶養義務者辨償するを本則とし若し不能の場合救護地の道府縣の負擔である。

救護方法は方面委員警察官署等の通報若は引渡に依り市町村救護に着手するを通例とする、而して行旅病人は相當期間療養を必要とする場合多きを以て都市に在りては收容所を設け之を收容し若は私設團體に委託すること多きも其の他の地方に在りては避病舎又は木賃客等に收容救護する者が多い、尙行旅死亡人は原則として市町村長に於て假土葬を行ふものなるも土地の状況に依り特別の事由ある場合に於ては地方官の許可を得火葬に附す。昭和十六年度に於ける行旅病人取扱状況を見るに救護したるものは四、三五四人で道府縣の辨償金額は三六四、一四四圓である。扶養義務者其の他の費用は五七、〇九七圓計四二二、二四一圓である。

行旅死亡人の昭和十六年度中の取扱件数は二、八一二人にして道府縣の辨償金額は二二、七二五圓、扶養義務者其の他の費用は一七、六四〇圓、計四〇、三六五圓である。

第二節 特殊保護事業

一 行旅病人及行旅死亡人取扱

行旅病人及行旅死亡人の救護に關する制度は相當古くより發達し明治四年既に太政官布告に依り之が救護に當り其の後明治三十二年に至り現行法の制定公布を見るに至りたるものである。現行法の要旨は

イ、救護の客體 行旅病人行旅死亡人及其の同伴者である、而して(一)行旅病人とは歩行に堪へざる行旅中の病人にして療養の途を有せず且救護者なき者を謂ひ(二)準行旅病人とは行旅中の飢餓凍餒者手當を要する妊産婦其の他行旅者又は住所居所なく若は不明なるものにして引取人なく警察官署に於て救護の必要ありと認め市町村長に引渡したる者(三)行旅死亡人とは行旅中死亡し引取者なき者及住

昭和十六年度行旅病人行旅死亡人取扱法施行状況

(生活局保護課調)

行旅病人		行旅死亡人		計	
救護費	人員	取扱費	人員	救護費及取扱費	計
道府縣費	扶養義務者其他	道府縣費	扶養義務者其他	道府縣費	扶養義務者其他
計	計	計	計	計	計
五、三三〇	五、三三〇	一七、六四〇	七、一六八	二二、九七〇	一二、五〇〇
五、三三〇	五、三三〇	一七、六四〇	七、一六八	二二、九七〇	一二、五〇〇

二 罹災救助

我國は氣候風土等の關係より風水害、震災、凶饑火災等の天變地異比較的多く従つて之が救済に關する制度は古來相當の發達を遂げたるも明治十三年備荒儲蓄法の制定に依り略々救済制度の確立を見、亞いで明治三十二年現行罹災救助基金法の發布に依り之が制度の整備充實を見た。

(北海道罹災救助基金法は明治三十八年の制定) 現行制度によれば(沖繩縣罹災救助基金法は明治四十二年の制定) 道府縣の貯蓄額道府縣の貯蓄すべき最少額は五拾萬圓とし例外として沖繩縣は貳拾萬圓、北海道は百萬圓である。

ロ、救助 (一)救助の範圍道府縣の全部及は一部に互る非常災害又は多數の人民同一の災害に罹りたる場合救助する。(二)費途並救助方法 基金を以て支出すべき費目は避難所費、食料費、被服費、治療費、埋葬費、小屋掛費、就業

ハ、基金の充當 前記の如く救助費を支出するの外基金貯蓄額が百萬圓(但し北海道は二百萬圓沖繩縣は四十萬圓)以上に達したる道府縣は一定條件の下に基金收入より救助費其の他の必要經費を控除したる残額の二分の一以内を限り救護法施行に要する經費に充つる外當分の間は其の他の残額も内務、大藏、厚生三大臣の認可を経て道府縣の必要な經費に支出し得る。

ニ、基金の運用 運用方法左の如くである。  
(イ) 國債證券、地方債證券、勸業債券、日本興業銀行債券、北海道拓殖銀行債券、農工債券の應募買入又は道府縣其の他の公共團體は利付にて貸出すこと。



- (ロ) 豫め給與品を購入すること。
- (ハ) 大蔵省預金部に預け入ること。
- (ニ) 確實なる銀行に利付にて當座預け定期預金を爲すこと。

尙前記地方債券の應募買入又は道府縣其の他の公共團體への貸出に付ては内務、大蔵、厚生三大臣の認可を受くるを要する。

(ホ) 非常凶作の場合基金を支出せんとする場合は凶作が他の非常災害と態様を異にせる關係上一定條件に該當するものの外は特に内務、大蔵、厚生三大臣の認可を受くるを要する。

施行狀況は次の如くである。

イ、基金現在高 昭和十七年度初罹災救助基金現在高は全國を通じ八九、四七九、八六七圓に達し北海道、沖縄縣を除けば一府縣當平均約一九五萬圓であり、而して各道府中法定

蓄積額を超へ殊に北海道、東京、京都、神奈川、静岡、青森、岩手、鹿兒島、沖縄の一道八府縣を除く他の三十八府縣に於ては法定額を遙に超へ就中愛知縣は六、四六七、〇五一圓三重縣は四、六四〇、三〇九圓岐阜縣は四、一〇四、二八一圓の多額に上つてゐる。

ロ、救助概況 救助費の支出は毎年災害の種類に依り多寡あるは免かれず昭和十六年度救助費の支出は八六六、二八二圓なり而して實績に徴すれば各年度共特に支出多きは食料費、就業費、小屋掛費等にして埋葬費、運搬用具費、人夫費は比較的寡少である。

ハ、基金の充當 昭和十六年度に於ける基金充當可能額は全國を通じ一、八〇三、六二五圓なりしも法定條件を缺かせる爲充當し得ざるもの及充當せざる府縣ありしを以て昭和十六年度に於て充當せるものは長崎縣外二四府縣で其の總額一、六六三、四九一圓である。

昭和十六年度罹災救助基金支出狀況調

(生活局保護課調)

避難所費	食料費	被服費	治療費	埋葬費
支出金額 11,800,000	支出金額 212,000,000	支出金額 100,101,000	支出金額 1,800,000	支出金額 1,101,100
回数 11	回数 2120	回数 112	回数 18	回数 11

小屋掛費	就業費	學用品費	運搬用具費	人夫費	計
支出金額 109,757,000	支出金額 112,000,000	支出金額 11,801,000	支出金額 5,600,000	支出金額 5,600,000	支出金額 666,261,000
回数 111	回数 112	回数 11,801	回数 5,600	回数 5,600	回数 66,626

三 防空従事者扶助

曩に公布實施された防空法第十二條に依り防空従事者にして傷痍を受け、疾病に罹り又は死亡したる場合には、勅令に依り扶助金を支給することとなつたが、昭和十六年十二月十七日防空従事者扶助令が公布された。

扶助金は療養費、障害扶助金、打切扶助金、遺族扶助金及葬祭費の五種がある。

四 戦時災害保護

去る第七十九帝國議會を通過した戦時災害保護法は、大東亞戰爭の進展に伴ひ銃後の護りの完璧を期するため愈々昭和十七年四月三十日から施行せられた。

戦時災害保護法

(昭和十七年二月二十五日公布、法律第七十一號)

第一章 總則

- 第一條 戦時災害ニ因リ危害ヲ受ケタル者並ニ其ノ家族及遺族ニシテ帝國臣民タルモノハ本法ニ依リ之ヲ保護ス
- 第二條 本法ニ於テ戦時災害ト稱スルハ戰爭ノ際ニ於ケル戦闘行爲

第三章 生活保護事業

- 第三條 保護ハ救助、扶助及給與金ノ支給ノ三種トス
- 第四條 保護ハ保護ヲ受クベキ者ノ住所地(救助ニ付テハ所在地)ヲ管轄スル地方長官之ヲ行フ

第二章 救助

- 第五條 救助ハ戦時災害ニ罹リ物ニ應急救助ヲ必要トスル者ニ對シ之ヲ爲ス
- 第六條 救助ノ種類左ノ如シ
  - 一 收容施設ノ供與
  - 二 焚出其ノ他ニ依ル食品ノ給與
  - 三 被服、寢具其ノ他生活必需品ノ給與及貸與
  - 四 醫療及助産
  - 五 學用品ノ給與
  - 六 埋葬
  - 七 前各號ニ掲グルモノノ外地方長官ニ於テ必要ト認ムルモノノ救助ハ地方長官ニ於テ必要アリト認メタル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ要救助者(埋葬ニ付テハ埋葬ヲ行フ者)ニ對シ金銭ヲ給シテ之ヲ爲スコトヲ得
- 救助ノ程度、方法及期間ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム



第七條 地方長官ハ勅令ヲ以テ定ムル者ヲシテ救助ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得

第八條 地方長官ハ要救助者ヲシテ救助ノ實施ニ協力セシムルコトヲ得

第九條 救助ヲ行フ爲テ必要アリト認ムルトキハ地方長官ハ一時勅令ヲ以テ定ムル施設ヲ管理シ、土地、家屋若ハ物資ヲ使用シ、勅令ヲ以テ定ムル者ヲシテ物資ヲ保管セシメ又ハ物資ヲ收容スルコトヲ得

第十條 前條ノ規定ニ依リ管理、使用者ハ收用シ又ハ保管セシムル準備ノ爲必要アルトキハ地方長官ハ當該官吏ヲシテ施設土地、家屋、物資ノ所在スル場所又ハ物資ヲ保管セシムル場所ニ立入り検査ヲ爲サシムルコトヲ得

地方長官ハ前條ノ規定ニ依リ物資ヲ保管セシメタル者ヨリ必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ當該物資ノ所在スル場所ニ立入り検査セシムルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ立入ル場合ニ於テハ其ノ旨豫メ其ノ施設、土地、家屋又ハ場所ノ管理者ニ通知スベシ

當該官吏第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ立入ル場合ハ其ノ身分ヲ示ス證據ヲ携帶スベシ

第十四條 第一項ノ規定ニ依リ市町村長又ハ之ニ準ズルモノノ第一項及第二項ノ規定スル職權ノ委任ヲ受ケタルトキハ第一項第二項及前項中當該官吏トアルハ當該吏員トス

第十一條 第七條ノ規定ニ依リ救助ノ實施ニ從事セシムル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ實費ヲ辨償ス

第十二條 第七條又ハ第八條ノ規定ニ依リ救助ノ實施ニ從事又ハ協力スル者之ガ爲優遇ヲ受ケ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ扶助金ヲ給ス

第十三條 第九條ノ規定ニ依リ施設ヲ管理シ、土地、家屋若ハ物資ヲ使用シ、物資ヲ保管セシメ又ハ物資ヲ收容スル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ損失ヲ補償ス

前項ノ規定ニ依リ補償ヲ受クベキ者補償ノ額ニ付不服アルトキハ其ノ金額ノ決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ六月以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十四條 地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本法ニ定ムル救助ニ關スル職權ノ一部ヲ市町村長又ハ之ニ準ズルモノニ委任スル事ヲ得

行政執行法第五條及第六條ノ規定並ニ之ニ基キテ發スル勅令ハ前項ノ規定ニ依リ地方長官ガ市町村長又ハ之ニ準ズルモノニ委任シタル第七條乃至第十條ノ規定ニ依リ職權ニ基キテ爲ス處分ニ依リテ負フ義務ノ履行ヲ市町村長又ハ之ニ準ズルモノガ強制スル場合ニ之ヲ準用ス

第十五條 地方長官ハ救助ノ爲必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道府縣、市町村又ハ之ニ準ズルモノヲシテ救助ニ要スル費用ヲ一時繰替支辨セシムルコトヲ得

第三章 扶助

第十六條 扶助ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニシテ當該ノ傷痍、疾病、身體障害又ハ死亡ノ爲生活スルコト困難ト爲リタルモノニ對シ之ヲ爲ス但シ傷痍、疾病又ハ死亡ガ其ノ者又ハ扶助ヲ受クベキ者ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因レルモノナルトキハ扶助ヲ爲サザ

ルコトヲ得

一 戰時災害ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル者

二 戰時災害ニ因リ傷痍又ハ疾病ノ治癒シタル場合ニ於テ仍身體ニ著シキ障害ヲ存スル者

三 前二號ニ掲グル者ノ配偶者（届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻ト同様ノ關係ニ在ル者ヲ含ム以下同ジ）若ハ直系卑屬ニシテ前二號ニ掲グル者ト同一ノ家若ハ世帯ニ在ルモノ又ハ前二號ニ掲グル者ノ直系尊屬ニシテ前二號ニ掲グル者ガ傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタル時ヨリ引續キ同一ノ家若ハ世帯ニ在ルモノ

四 戰時災害ニ因リ死亡シタル者ノ配偶者若ハ直系卑屬ニシテ戰時災害ニ因リ死亡シタル者ノ時之ト同一ノ家若ハ世帯ニ在リ且引續キ其ノ家若ハ世帯ニ在ルモノ

前項ノ規定ニ依リ扶助ヲ受ケ又ハ受クベキ者本法ニ依リ救助ヲ受ケタルトキハ救助ヲ受ケタル間其ノ者ニ對シ扶助ヲ爲サズ扶助ハ生活ニ必要ナル限度ヲ超コルコトヲ得ズ

第十七條 扶助ノ種類左ノ如シ

- 一 生活扶助
  - 二 療養扶助
  - 三 出產扶助
  - 四 生業扶助
- 第十八條 扶助ハ戰時災害ニ因リ危害ヲ受ケタル時ヨリ勅令ヲ以テ

定ムル期間ヲ經過シタルトキハ之ヲ爲サズ

扶助ノ程度及方法ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 扶助ヲ受ケタル者死亡シタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ埋葬ヲ行ヒ又ハ埋葬ヲ行フ者ニ對シ埋葬費ヲ給スル事ヲ得

第二十條 扶助ヲ受ケタル者六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ者ニ對シ扶助ヲ爲サズ六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル場合ニ於テハ其刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受ケタルコトナキニ至ル迄ノ間亦同ジ

第二十一條 扶助ヲ受クベキ者左ニ掲グル事由ノ一ニ該當スルトキハ其者ニ對シテ扶助ヲ爲サザルコトヲ得

一 正當ノ理由ナクシテ扶助ニ關シ地方長官ノ爲ス指示ニ從ハザルトキ

二 正當ノ理由ナクシテ扶助ニ關スル檢診又ハ調査ヲ拒ミタルトキ

第四章 給與金ノ支給

第二十二條 戰時災害ニ因リ死亡シタル者アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ遺族ニ對シ給與金ヲ給ス戰時災害ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ爲身體ニ著シキ障害ヲ存スル者アルトキ其ノ者ニ對シ亦同ジ

第二十三條 戰時災害ニ因リ住宅（水上生活者ノ居住ノ用ニ供スル舟ヲ含ム）又ハ家財ヲ滅失及ハ毀損アリタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ所有者ニ對シ給與金ヲ給ス

第二十四條 業務ノ性質上戰時災害ニ因リ危害ヲ顧ミルコト能ハズ



シテ業務ニ従事スルコトヲ要スル者當該業務ニ從事中職時災害ニ因リ傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本人又ハ其ノ遺族ニ對シ給與金ヲ給ス此ノ場合ニ於テハ第二十二條ノ給與金ハ之ヲ支給セズ

前項ノ業務ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 雜 則

第二十五條 正當ノ理由ナクシテ給與金ノ支給ニ關スル檢診又ハ調査ヲ拒ミタルトキハ其ノ者ニ對シ給與金ヲ給セザルコトヲ得

第二十六條 本法ニ依ル保護ハ他ノ法令ノ適用ニ付テハ貧困ノ爲ニスル公費ノ救助又ハ扶助ニ非ザルモノトス

第二十七條 本法ニ依リ給與ヲ受ケタル金品ヲ標準トシテ租税其ノ他ノ公課ヲ課セズ

第二十八條 本法ニ依ル給與金品ハ既ニ給與ヲ受ケタルト否トニ拘ラズ之ヲ差押フルコトヲ得ズ

第二十九條 本法ヲ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ施行スル場合ニ於テ必要アルトキハ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

第三十條 第七條ノ規定ニ依ル命令ニ從ハザル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十一條 詐偽其ノ他ノ不正ノ手段ニ依リ保護ヲ受ケ又ハ受ケシメタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ罰金ニ處ス

第三十二條 第十條第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル當該官吏若ハ當該吏員ノ立入検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ同條第二項ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ

第六章 罰 則

罰金ニ處ス

罰金ニ處ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

五 郷 倉

古來東北地方には、備荒貯蓄の目的を以て郷家相倚り貯穀を行ふ郷村共有の施設として郷倉の制度が存したが、明治以降に於ける貨幣制度の發達、運輸機關の普及、藩主の指導獎勵の消滅、町村制施行に依る部落有財産の統一等に依り備荒策としても貯穀より貯金を便とするに至り、漸次備荒貯穀施設としての郷倉の本質的意義を喪失するに至つた。

昭和九年の凶作に際し御内帑金を拜受し、聖旨の優渥に痛く感激し再度、宸襟を惱まし奉ることなき様固き決心を以て、之が恒久的對策として郷倉建設計畫及既設郷倉獎勵計畫に對し慎重に研究を遂げ、昭和九年十二月十八日内務大臣は東北六縣知事に對し訓令を發し、當日社會局長官は依命通牒して市町村をして十坪程度の郷倉を部落を單位として設置せしめ、其經營に當りては部落を單位とする團體又は組合を以て之に當らしめ、適當な團體なき地方は郷倉組合を設けて之が運営に遺憾なきを期せしめた。昭和九年十二月十九日臨時米穀交付法公布せられ、農林省は五〇萬石の米穀を縣を通じ市町村に無償交付し、市町村は之を住民に貸付し五年以内に

返還せしむることとし、市町村は之を基本米として同數量の米穀を貯穀し凶作に備へることとし、之が貯蔵は郷倉に無償寄託し、郷倉維持團體は之を運用しつゝある。尙右交付米の貸付を受けざりし住民も耕作地、世帯人數等を標準とせる貯穀率を定めて、郷倉の貯蔵限度に達する迄貯穀せしむる様獎勵した。

最近の状況を見るに郷倉の制度は凶作時に於ける飯米の不足の傾向にある。

郷倉貯穀状況 (昭和十六年九月末日現在)

(生活局生活課調)

縣 別	郷倉棟數	貯穀満量 豫定石數	九 月 末 貯 穀		摘 要
			計	貯蓄金	
秋田	八三五	一、七三三	六七、七三七	一、七〇一	昭和十五年九月末日現在
宮城	九四八	二、六九二	一七〇、九三三	一〇八、四三三	昭和十五年九月末日現在
青森	一、一六三	二、七五七	一八八、〇六五	一〇八、一四八	昭和十五年九月末日現在
岩手	一、一五五	三、九〇九	一九六、四一七	一〇八、五五九	昭和十五年九月末日現在
福島	一、二六二	三、三〇七	二二〇、七七一	一〇八、三三〇	昭和十五年九月末日現在
山形	一、〇九二	三、三六二	一四八、四四四	一〇八、三三〇	昭和十五年九月末日現在
計	六、七四七	一、五六八、四七四	七三二、八二二	三七六、二六八	

第三節 北海道舊土人保護事業

明治維新以來、北海道に於ける拓殖事業の發展と之に伴ふ

經濟事情の一大轉換のため、北海道舊土人の生活は漸次窮迫して來たので明治三十二年に至り北海道舊土人保護法が制定せられ、明治當初以來施行し來つた保護對策が制度化され、且つ其の體系を整へた。



本法の目的は之を大別すれば勸農、教育、救助、救療の四項目に分たれる。本法は明治三十二年四月より之が施行を見たが、大正八年に至り一少部分の改正を行つた。

然るに、舊土人の状態は本法制定當時に比して進歩を遂げたのみならず、北海道四圍の情勢も拓殖の進展と共に著しき變遷を見た結果、舊土人生活の實情並びに四圍の情勢に適應せざるに至つたので、新情勢に適應せる舊土人保護のため法律を改正し、昭和十二年七月より之が實施を見た。

舊土人現住戸数は昭和十五年十二月末日現在調によれば、戸數三、五五七、人口一五、八三三名で、内男七、七九〇名、女八、〇四三名である、その分布状況は日高支廳管内最も多く膽振十勝、釧路國各支廳管内之に次ぎ、全道に散居してゐる。人口は明治五年以來増減少く一進一退の状況であるが、右は諸種の事情に依り調査困難なる爲詳かにすることが出来ぬが、婚姻等に依つて同化融合するものが多い結果で、純粹土人として近年衰退の傾向を示してゐる。舊土人の保護救済に付ては彼等が特殊なる立場に在る點に鑑み、一般的の指導教化は勿論農事の獎勵に、教育の普及徹底に、救助救済の適正に、共有財産の管理並に、活用を以て互助組合の指導確立、指導委員の活動等に留意してゐるが、近時土人の自覺に伴つて其効果が大きいに揚り、風俗、習慣共に殆んど同化し、智力も亦一部を除いては一般の程度に達し遜色を見ぬ様になつた。

た。

#### 第四節 方面事業

各般の社會事業が夫々其の機能を充分に發揮して所期の目的を達成するためには一面社會の實情を明かにし要扶掖者の生活状態及家族關係を知悉すると共に他面各種社會施設の聯絡統一を圖ること最も緊要である。

方面委員制度は實に此の要求に應じて生れたるものであつて社會連帶相互扶助の精神に基き社會状態殊に要扶掖者階級の生活状態を調査し要保護者に對して友誼的指導と組織的保護とを與ふると共に各種社會施設を有機的に聯絡して其の運用を圓滑にし以て合理的且妥當なる社會救済の實を擧げんとを期するものである。

方面委員制度は大正六年五月岡山縣に於て創設せられた濟世顧問を以て其の嚆矢とし次で翌年十月大阪府に方面委員設置せられ爾來埼玉共濟會の福利委員東京市方面委員等を始めとして漸次各地に普及し昭和三年末にて既に全國を通じて同制度の設置を見ざる地方なき状態となつた、殊に昭和四年四月多年の懸案たりし救護法の制定を見るに及び同法の救護委員に方面委員を充つるの方針が採られてから同制度は益々急激なる發達を見るに至つた。元來同制度は各地方の任意的施

設運営に専ら委ねられしものであるが同制度が全国的に普及せらるるに伴ひ委員の統合的活動を要望するの聲漸く高く各地に數府縣の聯合協議會が開催せられ又全國方面委員大會に於ても開催の都度前後七回に及び何れも關係者共通の問題を研究討議した。更に斯業の聯絡統制に關する常設機關の必要も亦次第に認められ昭和五年二月名古屋市方面委員聯盟の結成を始めとして爾來同種の機關設置の機運は各地に醸成せられ昭和七年三月全日本方面委員聯盟の結成を見茲に名實共に本邦方面委員の大同聯盟を見るに至つた。又最近顯著なる傾向として留意すべきは助成團體の普及發達にして大正十年大阪に於て方面委員の事業を助成するため財團法人大阪府方面委員後援會の設置せられたるを始めとし爾來横濱市、靜岡縣長野市等に相踵いで斯の程助成機關設置せられ今や委員制度の存する所は多く助成團體の設置を見るに至つた。斯くの如く同制度は異狀なる發達を遂げ名實共に社會事業運用の中樞機關として其の重きを爲すに至りたると同制度の實施状況とに鑑み之が統制強化を圖るの要愈々緊切なるものありたる爲昭和十一年十一月方面委員令（勅令）を制定公布し以て本制度を法制化し昭和十二年一月十五日より之が實施を見た。其の結果從來道府縣以外の地方團體に於て施設經營したるものは本令施行に依り全部道府縣の經營する所となり更に委員の選任に關しては道府縣に方面委員銓衡委員會を組織し委員の

選任に付遺憾なきを期することとなつた。更に又道府縣に於ては本令施行と共に委員制度の擴充強化に努め來り委員の定數に就き之を見るも昭和十七年三月末日現在に於ける定員總數は七萬八千六百六十六人に達し本令施行直前の委員總數三萬八千六百八人に比し四萬五十八人の増員となつた。

尙之等方面委員の各自擔當區域内に於て要保護者として方面世帯票に登録せるもの及殊に事變勃發以來は軍人援護に關する事實上の中心機關として活潑なる活動を爲す等本制度は今や銓後國民生活の安定に絶大の貢獻を爲しつつあり、而して政府に於ける本制度の助成に付ては昭和十二年度より道府縣に專任指導職員たる社會事業主事一名宛を設置せしめたる所なるも昭和十五年開催の中央社會事業委員會に於て方面事業の振興方策に關し答申の次第もあり昭和十六年度より更に各府縣に社會事業主事補一名宛を設置せしむることとしたるの外事業費に對しても一府縣當平均一千圓を補助することとした。然るに昭和十七年十一月行政簡素化の全面的實施に伴ひ地方社會事業職員制も亦廢止せられ従つて從來の社會事業主事及社會事業主事補は夫々地方事務官又は屬に任せられ其の定數は全國を通じて地方事務官三十一名屬四十名となりたるも依然として方面事業の指導監督の事に従ひつつあり、尙事變下に於ける市町村下部組織として近時著しく發達したる部落會及町内會と方面委員との關係に付ては常に之が緊密なる



有機的聯絡を圖らしむるの必要あるを認め内務省とも協議の上之等部落會町内會等の幹部組織に方面委員を加はらしむる等適宜の方途に依り兩者の密接なる連絡を圖らしむることゝしてゐる。

### 一 方面事業の聯絡並後援團體

#### (一) 方面事業聯絡機關

全國的方面事業聯絡機關として財團法人全日本方面委員聯盟があるがその昭和十六年度事業成績は次の如くである。

財團法人全日本方面委員聯盟昭和十六年度

#### 事業成績

- 一、機關紙「方面時報」の發行  
月刊とし毎號四頁乃至六頁のもの十萬部發行  
長期戦下に於ける方面委員の積極的活動を指導誘掖する爲方面事業社會事業並軍事援護事業等に關する論說、調査研究、取扱實例、隨筆其他斯業に關する參考資料等を登載し全國八萬五千の方面委員、關係官公署及社會事業従事者に配布す
- 二、圖書、刊行物の出版
  - 1 「醫療保護法に就て」一、〇〇〇部刊行關係方面に配布す
  - 2 「方面委員に呈す」林市藏（本聯盟副會長）述一、〇〇〇部刊行關係方面に配布す
  - 3 「方面事業二十年史」一、〇〇〇部刊行會員並關係方面に配布す

4 「第十二回全國方面委員大會報告書」一、〇〇〇部刊行會員並關係方面に配布す

5 「本聯盟要覽」一、〇〇〇部刊行會員並關係方面に配布す

三、第十二回全國方面委員大會の開催

山口縣並宇部市と共同主催の下に宇部市に於て開催し宣揚式、物故方面委員並方面事業關係者慰靈祭を執行し併せて各府縣より提出の時局喫緊の諸問題に付研究討議す

1、會場 山口縣宇部市渡邊翁記念會館

2、期日 昭和十六年五月十八日、十九日、二十日の三日間

3、參會者 約三、〇〇〇名

四、方面事業展覽資料の調製

方面事業の理解を深め之が趣旨の普及宣傳に資する爲斯業の歴史を語る油繪及各種統計を示す圖表等十數點を調製す

五、調査並研究會の開催

1、方面世帯現況調査票の集計

曩に蒐集せる調査票三十萬枚を整理する爲夏期休業中を利用して市内多數女學生の勤勞奉仕を得て之が集計の大半を遂行す

2、國民生活研究會の開催

國民生活に關する諸問題並に時局に關する問題に付研究懇談すべく昭和十六年八月以降毎月一回「方面事業時局研究會」を開催し、昭和十七年一月より之を「國民生活研究會」と改稱し毎月大詔奉戴日の八日を期して開催す

六、方面強調運動の實施

方面委員の積極的活動並に庶民生活支援強化を圖る爲昭和十六年

十二月二十五日大正天皇祭を中心として全國一齊に方面事業の強調運動を展開す

七、方面指定地の指導

方面事業の模範的地區たらしむ可く設置せられたる群馬、千葉、静岡、埼玉に於ける各指定地に對し各般の研究指導援助を爲す

八、全國方面委員代表者會議の開催

全國より二百餘名の方面委員代表者參集し方面事業當面の喫緊諸問題に付協議検討を竭すと共に特別講演を爲し時局認識の徹底に資す

場所 東京市麹町區有樂町産業組合中央會館

期日 昭和十七年三月十九日、二十日の二日間

九、婦人方面委員懇談會の開催

全國各府縣に於ける婦人方面委員は累年増加せるを以て代表者約五十名を招集懇談會を開催す

會場 社會事業會館

期日 昭和十六年七月十七日、十八日の二日間

一〇、講師及指導職員の派遣又は斡旋

全國各地に於て開催せられたる方面事業に關する大會、總會、講習會、協議會、座談會等に講師及指導職員を派遣し又は斡旋す

一一、軍事援護事業の徹底並促進

銃後家庭生活實情調査の施行  
前年昭和十五年十一月一日より昭和十六年十月末日に至る滿一ヶ年間に亘り各府縣軍人遺族家族一府縣十家庭宛を選定し其の生計状態を仔細に調査し之に對し必要なる保護指導を加へ來りしが十

月末日を以て一應完了せるを以て十一月より各地方別に該調査の結果を基礎として協議研究會を開催す

會場並參集地方

仙臺市 東北六縣、北海道、樺太

水戸市 關東一府六縣

名古屋市 中部九縣

京都市 近畿二府五縣

岡山市 中國五縣、四國四縣

熊本縣 九州七縣、沖繩、臺灣

被調査家庭數 五〇〇世帯

調査員（方面委員） 二五〇名

一二、方面委員地方別鍊成會の開催

重大時局に對應せる方面委員の使命を徹底し其の遂行に遺憾なからしむる爲左記各地に於て鍊成講習會を開催す

會場並參集地方 仙臺市 北海道、樺太、東北六縣

水戸市 關東一府六縣二市

名古屋市 中部九縣

京都市 近畿二府五縣

岡山市 中國五縣、四國四縣

熊本市 九州七縣、沖繩、朝鮮、臺灣、關東州

一三、方面委員地方別鍊成會の助成

方面委員鍊成指導の爲左記地方に於て主催せる鍊成會を夫々助成す

宮崎、山口、鹿兒島、滋賀、岡山、富山、千葉、熊本、群馬、長







愛知	世帯人員	四、〇四一	一三、三六〇	二七、六四二
三重	世帯人員	一、九七七	一三、九九五	二五、九九二
滋賀	世帯人員	一、五三六	一五、三九五	二五、〇八一
京都	世帯人員	一、七三三	一五、三九五	二五、〇八一
大阪	世帯人員	一、七三三	一五、三九五	二五、〇八一
兵庫	世帯人員	一、七三三	一五、三九五	二五、〇八一
奈良	世帯人員	一、七三三	一五、三九五	二五、〇八一
和歌山	世帯人員	一、七三三	一五、三九五	二五、〇八一
鳥取	世帯人員	一、七三三	一五、三九五	二五、〇八一
島根	世帯人員	一、七三三	一五、三九五	二五、〇八一
岡山	世帯人員	一、七三三	一五、三九五	二五、〇八一
広島	世帯人員	一、七三三	一五、三九五	二五、〇八一
山口	世帯人員	一、七三三	一五、三九五	二五、〇八一
徳島	世帯人員	一、七三三	一五、三九五	二五、〇八一

香川	世帯人員	一、四八三	五、二九〇	一、四八三
愛媛	世帯人員	一、四六二	五、二九〇	一、四六二
高知	世帯人員	一、二二一	三、五九四	一、二二一
福岡	世帯人員	一、八三九	五、二八四	一、八三九
佐賀	世帯人員	一、〇五五	三、三〇八	一、〇五五
長崎	世帯人員	一、四九三	四、一三二	一、四九三
熊本	世帯人員	二、〇〇二	五、七一一	二、〇〇二
大分	世帯人員	一、一八九	二、三九九	一、一八九
宮崎	世帯人員	二、一四二	五、二五三	二、一四二
鹿児島	世帯人員	七、〇九七	二一、〇九七	七、〇九七
沖縄	世帯人員	二、七五六	八、五〇三	二、七五六
計	世帯人員	一八四、四七五	六〇九、一一二	一八四、四七五

(五) 方面委員取扱件数  
 方面委員の取扱件数は昭和十六年度に於ては三、〇二四、七六〇件で前年より減少してゐる。

累年別方面委員種目取扱件数

年 別	生活扶助 金品給與	醫療助産	生業扶助	埋葬	兒童保護	相談 指導	戸籍 整理	職業其 他紹介	計
昭和十五年度	二七、四七〇	九七、〇七九	三〇、四八八	九、六五一	八、九七二	一、八三二	三、六七〇	一、四七五	一、四七五
昭和十六年度	二七、四七〇	九七、〇七九	三〇、四八八	九、六五一	八、九七二	一、八三二	三、六七〇	一、四七五	一、四七五

(生活局保護課調)

(六) 戦争生活確立運動

大東亞戦勃發一周年を迎へ大政翼賛會を中心に強靱なる戦争生活確立を目途し一大國民運動が展開されることとなつたが、それに即應し全國方面委員は全日本方面委員聯盟主催の下に左記要綱により専ら庶民生活の刷新強化に邁進することとなつた。

戦争生活確立運動實踐要綱

- 一、期 間  
昭和十七年十二月八日前後に於て地方の實情に依り適當日數を定む(道府縣に於ける総合的運動實施期間と可及的に合一せしむること)
- 二、趣 旨  
大東亞戦勃發一周年を迎へ之が記念行事として大政翼賛會を中心に強靱なる戦争生活確立を目途とする一大國民運動の展開せらるるに當り方面委員は本來の職能に鑑み之に相呼應して其の實踐の

- 一、翼を擔當し専ら庶民生活の刷新強化に主力を傾倒し以て聖業の完遂に資せんとする
- 二、實踐方法  
  - (一) 道府縣方面委員聯盟又は之に準ずる團體は道府縣並に翼賛會支部と協力提携の上方面委員を實踐隊とする総合的實踐計畫を樹つること
  - (二) 市町村方面委員會又は方面事業助成會は道府縣方面委員聯盟の指示する大綱に則り翼賛會市町村支部と緊密なる連繫の下に具體的實踐事項を定め尙之が實行に當りては町内會、部落會婦人會、社會事業團體、教化團體、青少年團、宗教團體等と緊密なる連絡提携を爲すこと
- 三、目 標  
  - (一) 庶民生活に對する強化支援
  - (二) 庶民生活の安定確保に關する施策乃至は施設の徹底強化
  - (三) 戦時庶民生活の具體的指導
- 五、實踐要目



方面委員の職域に於て實踐すべき具體的事項は上記趣旨並運動目標に基き夫々地方の實情に即應せる計畫を樹立實施すべきものなるも參考の爲實踐要目として之を例示すれば左の如し

(一) 庶民生活の支援強化に關する事項

イ、軍人家族遺族、一般要扶掖者其他時局の影響を蒙り必要な最低生活の維持に困難しつつある者に對し適切なる支援を爲し之が確保を圖ること

ロ、生活支援は恩惠的施與的に流れず飽く迄も隣保相扶の醇風に基く國民的支援の精神に則り之を實施すること

ハ、生活支援は歳末に於ける一時的給與のみならず事情に應じ生業維持、轉業等の爲必要な支援を爲すこと

(二) 庶民生活の安定確保に關する施策乃至は施設の徹底強化に關する事項

イ、戦時下の生起しつつある各種社會的疾患(例之要保護少年の激増、乳幼児妊産婦の身體異常等)を隣保共同の努力に依り出來得る限り防止の措置を講ずること

ロ、既存の各種厚生福利施設の機能を最高度に發揮する様之が周知を圖り且之が積極的利用を勸奨する爲適切なる方途を講ずること

ハ、庶民生活の強化に資する爲方面事業後援機關其他各種厚生福利施設に保護を受けつつある者に對し適當なる方法に依り慰藉激勵の措置を講ずること

(三) 戦時庶民生活の具體的指導に關する事項

庶民生活を整調刷新し戦争生活體制の確立と明朗健全なる戦時

ハ、一般有資者並官衙會社工場等より適當の方法に依り出捐を求むること

第五節 經濟保護事業

一 住宅の供給並改善

(一) 住宅問題

我國は世界大戰後經濟界の異常なる好況により未曾有の産業發展を來たし、之がため人口は都市に集中し、殊に産業都市に於ては大正八年頃より急激な住宅不足の現象を呈するに至つた。之に加ふるに當時物價の騰貴は當然地代、建築材料勞働賃銀等にも影響して益々住宅建築を手控せしめ、更に人口の著しい自然増加も原因して住宅難は漸次全國に波及し、大正九年五月現在全國住宅不足數十二萬戸に達し、家賃の昂騰は庶民生活に對して一大脅威を及ぼすに至つた。茲に於て政府は公共團體の住宅經營を勸奨し、又大正十四年四月住宅組合法を發布し同年七月十日より之を施行すること、なつた。住宅組合法の骨子とする處は互助的組織に依り住宅の所有權を取得せしめんとする處にあるが、事業資金として大藏省預金部資金を府縣等の公共團體を経て融通し事業の施行を容易ならしむるの法を採り、又一面に於ては産業組合にも住宅の建設を爲し得ることとし、同様資金の融通を爲し之が事

國民意識の振起昂揚を圖る爲左記事項の目的達成に方面委員としての立場より積極的努力を致すこと

イ、共同勞作、共同炊事、共同保育、共同購買等生活の全面的共同化を促進すること

ロ、記帳生活の繼續的勵行を勸奨指導し生活の反省と計畫化を期すること

ハ、國民貯蓄の増強を目途とする具體的實踐項目を定め之が一般的勵行を圖ること

ニ、無駄の排除並に死蔵物資の活用を勸奨實行せしむること

ホ、生産配給消費道德の昂揚を圖り所謂闇取引の弊風一掃すること

ヘ、個人主義的生活觀念を打破すると共に冠婚葬祭の改善其他生活様式の刷新を勸奨指導すること

ト、其他他庶民の生活を反省自肅せしめ眞に之を戦時下に即應せしむる様必要な各般の指導的措置を講ずること

(四) 支援資金の造成に關する事項

庶民生活の支援強化に必要な資金は強制に互らざる範圍に於て次の如き方途に依り汎く一般の理解協力を得て之を造成し一部は歳末に於ける一時的支援の資に充つると共に必要に應じ一部は方面事業助成機關其他各種厚生福利施設に於ける常時的支援資金に充つること

イ、從來の慣例実績等を參照し適當なる方法に依り一般市町村民よりの出捐を求む

ロ、映畫會演藝會等を催し其の収益金を支援資金に充つること

業を助成することとし、一般住宅難を緩和しつゝあるが、猶其他に特別なる住宅難對策としては次の如きを挙げ得る。

大正十二年九月の大震災は東京府外六縣に互り全潰、全焼、全流失四六六、二九九戸の多數に達し限地的異常なる住宅難を招來した。内十四萬戸は自力復舊の資力なく政府の特別助成を要するものと認め、大正十二年以降年々預金部低利資金を融通し、尙東京府及神奈川縣に對しては別に震災地木造店舗及店舖向住宅資金として、大正十四年度より復興貯蓄債券收入金及預金部普通資金を融通して之が復興を助成するの外、震災義捐金の内一十萬圓を以て設立せられたる財團法人同潤會をして東京府及神奈川縣下に普通住宅、アパートメントハウス等を建設せしめた。更に大正十四年五月丹後、但馬地方の震災(罹災戸數三、四八一戸、昭和二年三月奥丹後地方の震災(罹災戸數一、五五五戸)、昭和五年十一月豆相地方の震災(罹災戸數九、五二〇戸)、昭和八年三月三陸地方の震災(罹災戸數一〇、一〇一戸)、及昭和九年九月關西地方風水害(罹災戸數九一、一五五戸)に因る住宅の復舊は勿論、毎年冬季より春季に互り全國各地に突發する大火災に因る罹災住宅の復舊に關しては其の都度特別に又は當該年度の配當を受けた社會事業資金より融通し、公營住宅、住宅組合、住宅建設資金貸付等の方法に依り之が復舊に努めつゝある。住宅の量的對策と共に重要な質的改善策としては先づ大正



八年に公布された都市計画法、市街地建築物法があるが、これ等は直接一般住宅を規制したのではない。尙同年に公布を見た結核豫防法第五條によつて結核豫防上必要と認められた時は採光、換氣其の他の點で衛生上不良な建物の使用を制限し、又は禁止する権限を地方長官に與へたが、實際にはこの規定を以て直接不良住宅の改善を行つたことがなかつた。然るに震災後の不良住宅集團地區は大都市に於けるどん底地帯としてこれが改修は漸く社會問題視されるに至つた。

昭和二年三月政府は不良住宅地區改良法を公布し、公共團體又は公益團體をしてその改修を行はしめ、事業費の半分を國庫で補助する方策を立てた。

今次戦争以前の住宅需給状況と、その対策は凡そ叙上のやうな變遷を辿つて來たが、第一次歐洲戦後、震災後當時の深刻な住宅不足を徐々に解消され、一般社會の注目も何時か住宅から離れていつた。支那事變はかうした状態にあつた昭和十二年の夏に勃發したのである。かくて殺人的な住宅難が僅か半年経つか経たぬうちに再び庶民生活を脅威することゝなつた。

今次事變の進展に伴ひ惹起せられた主要都市に於ける住宅難は急激に深刻の度を加へたが重要産業地帯に於ては殊に其の著しきものがある。之を其の儘に放置するならば單に保安衛生上の問題なるのみならず人口政策の遂行、更に國防産業

の能率増強等時局下に於ける重要國策の完遂に支障を來たす虞が少くない、これが爲政府としては種々施策を講じた、先づ第一に公共團體、工場及鑛山の事業主等に資材と資金とを斡旋し勞務者向住宅の建設を爲さしめて居る。第二は民間の貸家投資家をして貸家組合を結成せしめ貸家の經營を合理的ならしめ、又之に修繕用資材の特別配給をなし既存家屋の維持修繕に努めしめて居るのである。第三に住宅營團を督勵し勞務者と庶民との住宅建設に努めしめる等凡ゆる住宅供給機構を動員して住宅の供給に全力を擧げて居るのであるが戦時下に於ける諸多の悪條件の爲建築用資材、建築勞力等の甚しき不足に因り住宅建設の進捗意の如くならず、反面増産計畫に伴ふ徵用工場の増加等の爲住宅の需要が著しく増大して居る様な状況である爲、既存の建物の中利用し得るものは之を國防産業勞務者の住宅として利用する途も考慮し總動員業務を行ふ事業主に對し其の業務の遂行上必要な場合には既存の建物を管理使用又は收用し住宅と爲し得る途を拓く爲國家總動員法に基く土地工作物管理使用收用令を改正した。

次に戦時災害に依る住宅の毀損に對しては可及的速に本建築に依る住宅の復舊を圖ることを原則として居るが住宅の被害が廣範圍にして既存家屋に相當期間罹災者を收容することが困難である場合は政府では罹災者を收容する爲の假設住宅を地方長官をして建設せしめることになつてゐる。

此の假設住宅は昭和十七年四月施行された戦時災害保護法に依り地方長官の責任に於て建設する建前になつて居り、其の規模は一戸當概ね五坪程度とし政府の指示した設計基準を参考とし之に要する敷地は成るべく關係市(町村)有地等にして特に防空上支障なき土地を選定することに爲つて居る。その建設勞力は豫め地方應に組織されて居る假設住宅建設部隊並に關係地元民、罹災者を以て之に充てることにされて居る。

假設住宅建設部隊は本部を關係地方廳に支部を關係市役所に置くこととし部隊長支隊長部長員等は關係地方廳市役所及住宅營團所屬の建築關係技術職員等が之に當り工作員は關係市町村に於ける土木建築工業組合、建築業組合及大工業組合所屬の組合員から成つて居る。而して防空上重要な地方に在つては豫め建設部隊に對し必要な訓練を施して置き有事の際に急速に所要の假設住宅を供給し得る様計畫されて居る。

公營住宅 (昭和十七年三月末現在)

經營主體別	住宅	棟
公設	計	
私設	平家一戸建	平家長屋建
	二階一戸建	二階長屋建
	アパートメント	其の他
	一、五七八	一、六四〇
	三、〇七七	五、二九九
	九、九二〇	七、四四四

(三) 住宅組合

政府では一般的住宅難対策として前述の如く衛生、經濟兩

方面より改善せられた住宅の供給を豊富にし、住宅の數的緩和と質的改善を圖る爲公共團體の住宅經營を奨勵し、之が建

又昭和十七年中國、九州地方に起つた風水害に因る罹災住宅の復舊に付ては政府では關係各省連絡して之が復舊資材の供給及低利資金の融通を爲し其の復舊の速かならんことを期した建築工拂底せる事態に對し政府は昭和十六年來折角之が養成及充足に努め來つた。即ち急速且つ計画的に之が養成を圖る爲、昭和十六年度に於て國庫補助費算三五、〇〇〇圓を計上し建築工三五〇名、建築技能者六〇名の養成を又昭和十七年度に於ては補助を更に四九、〇〇〇圓に増額計上し建築工五〇〇名建築技能者一〇〇名の養成を目途しつゝある。

(二) 公營住宅

昭和十七年三月末現在公營住宅經營主體は公設二〇五、私設一三、計二一八であり、住宅數は平屋一戸建三、〇七七、平家長屋建九、九四〇、二階一戸建一、八九四、二階長屋建九、二九九、アパートメント一、六四〇、其の他七四四である。

(生活局住宅課調)







神戸市	（綜合區吾妻通地）自昭和六年度 内及其の附近 至昭和十八年度		土地買収 住宅建設 事業費	土地買収 住宅建設 事業費	土地買収 住宅建設 事業費	土地買収 住宅建設 事業費
	土地買収 住宅建設 事業費	土地買収 住宅建設 事業費				
財団法人同潤會	東京市荒川區日暮里町地内	自昭和八年度 至昭和十三年度	土地買収 住宅建設 事業費	土地買収 住宅建設 事業費	土地買収 住宅建設 事業費	土地買収 住宅建設 事業費
計			五、三九三、二五五 （鐵筋三六） 木造三三三）	五、三九三、二五五 （鐵筋三六） 木造三三三）	五、三九三、二五五 （鐵筋三六） 木造三三三）	五、三九三、二五五 （鐵筋三六） 木造三三三）

不買住宅地區改良事業費に對する國庫補助額調

事業施行者	事業費總額	事業收入 の他除外額	差引國庫 補助基本額	同上に對する 國庫補助所要額	昭和十六年度迄 の補助交付額	昭和十七年度以 降補助所要額
東京府	二、二七、一三〇	一、六六、九六六	六〇、一六四	一、〇一、一六六	一、〇一、一六六	一、〇一、一六六
大阪府	七、〇四九、五七七	一、九二、九三三	五、一二六、六四四	三、七三三、三三七	三、一五二、八四九	一、九七四、七九五
財団法人愛知縣 社會事業協會	一、八八六、七八六	五、四四六、六七四	三、五六一、一三二	六、八二、三八一	六、八二、三八一	六、八二、三八一
神戸市	二、六二四、八七五	三、九〇、二五五	二、七三三、六二〇	一、一七、九二五	一、一七、九二五	一、一七、九二五
財団法人同潤會	五、三九三、二五五	三、七、七四六	一、六一五、五〇九	一、七〇、二四三	一、七〇、二四三	一、七〇、二四三
計	一、八、〇〇〇、〇〇〇	一、六、六六六、六六六	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三

(五) 勞務者住宅供給

政府に於ては工場事業場の事業主（特別の事情あるときは

地方公共團體又は住宅營團等）に勸奨して勞務者住宅を建設せしめて居るのであるが之に對して資材の割當並に取得の幹

旋資金の調達に付て援助を與へることとしてゐる昭和十七年十月三十一日迄に厚生省に於て旋旋したものには世帯同住宅拾八萬四千八百四拾戸獨身者向共同宿舍拾萬九千七百六拾參人分である。

以上の勞務者住宅供給計畫に依る資金供給決定承認總額は昭和十四年度以降昭和十七年十一月三十日迄に一〇二、二四五、九〇〇圓では等の資金貸付は工場及鑛山に付ては日本勸業銀行、日本興業銀行各府縣農工銀行又は北海道拓殖銀行を経由することとし地方公共團體又は公益法人に付ては大藏省資金局直接貸付又は府縣轉貸とされてゐる。

勞務者住宅建設損失補償制度は公共團體の住宅建設經營に對し將來損失の生じたる場合其の建設費總額の二分の一を限度とし總額千五百萬圓を限り其の損失額の二分の一に相當する金額を補給するの契約を締結し得るもので原則として道府縣及六大都市が建設する勞務者住宅に付て適用されてゐる。

(六) 住宅營團

住宅營團は住宅營團法に基き、昭和十六年五月設立されたもので、その目的とする所は、住宅の大量供給に依り、現下の住宅難を打開するは勿論、住宅の質の問題、例へば國民住居標準の確立、住宅型式の規格化、或は國土計畫又は地方計畫にも、照應せる模範的なる住宅街の集團的建設、或は火災

の場合に於ける住宅復興事業の企畫實施等住宅政策上、各般の問題の解決に資せしめんとするにある。その住宅供給の對象は現下生産力の擴充に至大の關係を有する勞務者を第一とし、其の他一般庶民に對し比較的小規模の住宅を大量供給せむとするものにして差當り、五ヶ年間に三十萬戸の供給を目途として居る、而して住宅營團の資本金は一億圓全額政府出資とし、事業資金として、資本金の十倍迄住宅債券を發行し得ることとせられ、其の住宅債券に付ては其の元本の償還及利息の支拂に付き政府の保證を受くることとなつてゐる。而して其の業務は

- (イ) 住宅の建設及經營
  - (ロ) 住宅の建設及經營の受託
  - (ハ) 一團地の住宅の建設又は經營の場合に於ける水道、乗合自動車、市場、食堂、浴場、保育所、授産場、集會所、其の他の施設の建設及經營
  - (ニ) 住宅の建設の爲にする資金の貸付
  - (ホ) 住宅の賣買及貸借の仲介
  - (ヘ) 前各號の業務に附帶する事業
- を行ふことと定められ、之等の業務を行ふに當り、其の公益性に鑑み、所得税、法人税及營業税を免除されてゐる外、國稅の登録税及地方稅の不動産取得税に關し、必要なる免稅をされると共に其の住宅及厚生施設の用に供する土地に付ては土地收用法に依り、之を收用又は使用し得る途を拓かれてゐる



る。

住宅營團に於ては實際の工事に着手早々大東亞戦争の勃發に會ひ、資材勞力の取得に多大の困難に逢着し、事業進捗を甚だしく阻碍せられてをるのであるが、着々各種の悪條件を克服して、其の事業も相當程度の進捗を示すに至つてを、即ち昭和十六年十一月末日現在に於ては昭和十六年度計畫として、計畫した軍需關係、民需關係合計にて三萬戸の中、二萬八千九百六十六戸は工事に着手し、内八千六百三十三戸は建築工事を了し、居住し得る状態にあるもの六千九百四十五戸に上つてゐる。

(七) 貸家組合

貸家組合法は現下の住宅難緩和の爲貸家の圓滑なる供給及び貸家經營の適正を圖る目的を以て第七十六回帝國議會の協賛を得て昭和十六年七月七日より施行され、設立認可を受けたる組合数は昭和十七年十一月二十日現在に於ては、貸家組合が二三五、貸家組合が一四合計二四九組合である。東京外十一府縣には貸家組合聯合會が設立されてゐる。尙之等の貸家及び貸家の組合に附設せしめて貸家及び貸家の貸賃借の斡旋を爲し貸家需給の調整を圖るべき貸家斡旋所及び貸家斡旋所が出來て居り、之等の斡旋所数は昭和十七年度末迄に約七〇箇所設置される豫定と成つてゐる。

七四

次に貸家組合への資材配給であるが、昭和十七年度物資動員計畫で決定した資材を貸家及び貸家の修繕用として特配しつつあるが之を以ては不充分である爲、政府では其の不足分及び新築用資材に關しては一般民需用資材中より優先配給を爲さしむる様措置を講じつつある。

又組合の事業としては經營の適正及び合理化を圖る爲統制規程を設け得ることになつて居るが之を實施して居るのは岡山縣の岡山貸家組合外三縣であるが、其の成績は漸次昂上しつつある。

尙又貸家及び貸家斡旋所であるが、貸家及び貸家の賃賃借の斡旋の圓滑化は最も必要と考へられるので其の設置の必要あると認めらるる地區の組合には、その設置費に對して國庫補助を爲し其の成績向上を助成しつつあるが、目下の處では借り度い方が壓倒的多數である爲貸す方即ち家主側の協力に重點を置き指導しつつある、又店舗其の他所謂轉讓に依り不用となつた建物等を修繕若しくは改造して之を貸家又は貸室と爲す事業をも行つて居る。

(八) 地代家賃統制

地代、家賃の騰貴は昭和十三年八月四日の内務、商工、厚生三次官通牒によつて一應當時の基準に抑制されることとなつたが、之は何等の法律による強制力をも持たず完全な效果

を擧げることとは不可能であつたことは言ふ迄もない。よつて

昭和十四年七月十八日中央物價委員會は地代、家賃に對し速やかに總動員法を發動する要ある旨を強調し、政府の考慮を促すところがあつたが、昭和十四年九月十九日の閣議に於て政府は遂に總動員法第六、十一、十九各條に基く勅令により價格、運送賃、保管料、保険料、賃賃料、加工賃、賃金給料、家賃、地代の引上げに對して全面的禁止を實行することとし、此一翼として地代家賃の騰貴を抑制すべき地代家賃統制令は、總動員法第十九條の規定に基いて他の總動員關係五勅令と共に同年十月十八日公布、同月二十日附を以て實施せられたが、九、一八停止令は戰時インフレーション抑制の爲の應急的措施であつて有効期間は一ケ年であり、昭和十五年十月舊令の失効と同時に之に代つて一段と現狀に即應した新統制令を制定し、地代家賃適正標準を設定されることとなつた。

地代家賃統制令の實施(昭和十五年十月二十日)以來昭和十七年十月末に於ける處理件数は次の狀況で何れも地代家賃の抑制並適正化に努めつゝある。

届出件数地代二〇、二九五件内、適正と認めたる件数六、六四九件、減額を命じたる件数一、九三一件、調査中の件数一一、七一五件、家賃一一七、三〇七件内、適正と認めたる件数七一、六四七件、減額を命じたる件数一一、四二九件、調査中の件数三四、二二一件、増額許可申請件数地代一二、

五四四件、内許可件数四、〇六二件、却下件数三、四七九件、調査中件数五、〇〇三件、家賃三六、二〇七件内、許可件数

一五、〇八二件、却下件数九、七二五件、調査中の件数一一、四〇〇件、條件八五件内許可件数四九件、却下件数二九件、調査中件数七件である。

次に地代家賃統制令違反の狀況は昭和十五年十月以降昭和十七年十月末迄につきみるに次の如くである。取締總件数七〇、五九三件、取締總人員七四、一六七件、内譯、説諭(件数四四、八三〇件、人員四五、〇六八人)送致(件数七、五二五件、人員八、〇五四人)取調中のもの(件数一八、二三八件、人員一九、〇四五人)處分總件数三、一七九件、内譯、起訴猶豫一、六三三件、罰金一、五四五件、懲役一件である。

今、此の違反狀況に付き觀るに處分件数が違反狀況に比べて比較的少數であることは違反者の大多數が統制令に關する無知若は誤解等に原因し、計畫的な惡質違反者が少いことを示すものである。然し昭和十七年に至り貸家拂底に乗じて極端なる計畫的惡質の違反者さへ生じつゝある傾向は看過せない事實である。

(九) 宅地建物等價格統制

住宅拂底の結果、宅地建物の價格が地代家賃と同様、昂蹙の傾向を示し來つたことは當然であるが、就中土地建物の價格が九・一八ストップから除外されたので、之に對する投機



的思惑賣買、先高見越による賣惜み等の傾向が急に著るしくなり、價格騰貴に一層拍車がかげられた。他方近年土地分譲が簇出し、之が宣傳廣告などによつて土地熱をあふり、此の間に悪質のブローカーが現はれる等、宅地建物の價格は事變前の數倍にまで騰貴するに至つた。そこで政府は土地家屋賣買の實情を全国的に調査せしめ、悪質な賣主、ブローカー等を嚴重取締ることとしたが、遂に昭和十五年十一月二十一日勅令第七八一號を以て國家總動員法第十九條に基く本法を施行して、昭和十四年九月十八日以後の宅地建物の價格その他を抑制することとなつた。

本令の目的とする所は

- 一、投機的に宅地また建物が轉々として賣買される場合
- 二、宣傳廣告により土地熱を煽り、地價を異常に鈎上げて弊害の起り易い土地分譲の場合
- 三、宅地以外の土地が住宅や工場敷地等として讓渡される場合

以上三つの場合の不當な價格騰貴を抑制せんとするにある。

(十) 借地、借家規制

借地、借家法の改正は去る第七十六議會の協賛を得て直ちに施行されたものである。先づ借地法について言へば、近來土地價格が昂騰し、又借地を求め者が増加した爲に、借地權の期間が満了すると、土地所有者は其の土地を他に利用す

る必要上、借地契約の更新を肯じないといふ事態を生ずるに至つた。勿論契約の更新を拒絶すれば借地權者は建物の買取を求めることが出来るが、其の買取代金は、建物そのものの時價で所謂借地權の價格は包含して居ないのであるから、一般の建物價格に比して低い。従つて土地所有者は建物を買取つても尙土地の明渡しを求めるとを得とするわけで、此の爲に建物の所有者は正當の理由なくして建物に他に移轉することを強制せられる様な不合理が頻發する。そこで此の弊を除くために借地法第四條及び第六條の規定を改めて、契約期間が満了しても建物が存する限り契約は當然更新するものとし、土地所有者が自ら使用する必要がある場合、その他正當の事由ある場合には建物の買取請求權を認めるといふ風に改正したのである。

次に借家法の改正も全く同様趣旨によるものであつて、即ち近來建物の價格が昂騰し借家が拂底を來し、賃貸人の中には期間満了を奇貨とし、或は解約の權利を不當に行使して何等の債務不履行もない賃貸人を追立て、空家として之を他人に賃貸し、不當の利益を受ける爲に賃借人に多大の迷惑をかける者が多くなつて來た。斯くの如き不合理は事變以來建物價格の昂騰によつて一層其の度を加へ、賃貸人は期間満了の場合契約の更新を肯せず、又は解約の申入を爲して賃借人を追立て、建物を他に賣却せんと企て、其の弊害は到底黙視す

るを得なくなつた。此の弊害は從來は裁判所に於て調停等に依り之を防止して來たのであるが、最早調停のみに依つては到底解決することが出来ないやうな狀況と成つたので、今回借家法第一條及び第二條の規定を改正して、建物の賃貸人は自ら使用することを必要とする場合、其他正當の事由ある場合でなければ、賃貸借の更新を拒み、又は解約の申入を爲すことを得ないものとし、何等債務不履行なき善良なる賃借人ことを保護することとし、又解約の申入には六ヶ月間の猶豫期間があり、六ヶ月以前に解約の通知が行く譯であるから、是と一致せしむる趣旨を以て當事者が期間を定めた賃貸借に於て期間満了の場合の更新拒絶に付ても、賃貸人より一定の期間内に通知を爲さしむることとした。

二 其他の福利施設

(一) 公益質屋

質屋は古來民間營業として行はれ、庶民金融機關中最も廣く利用せられて來たが、營利を目的として營まるゝ限り其の金融方法に於て利用者の不利尠からざるに盡み、之等の缺陷を除去し社會的必要を充足する爲、政府は社會政策的見地より庶民階級の經濟的保護施設として公益質屋制度確立の緊要なるを認め、遂に第五十二議會の協賛を經、昭和二年法律第三十五號を以て公益質屋法を制定公布し、同年八月十日之を

實施した。

同法は貸付利率利子計算方法、流質期限、質物處分方法等に關し努めて利用者を経済的に保護すると共に、經營者たる市町村又は公益法人に對しては其の設備に要する經費の二分の一の國庫補助を爲し、以て其の設置を獎勵することとし、他面之が經營に要する運轉資金及設備に必要な經費に對し低利資金を融通し以て公益質屋の普及發達を圖つた結果法施行當時僅かに七十一個所であつたが、特に昭和七年度に於ては經濟界の不況に處し匡救の施設として都市、農山漁村を通じ二百餘ヶ所を増設する等、之が普及獎勵に依り逐年増加し、昭和十七年九月末日現在に於ては市町村營一千百七、公益法人經營二十一、合計一千二百二十八箇所の設置を見るに至り、實施以來の事業成績は別表の通りにて、庶民金融施設として重要な地位を占め相當の成績を收めつゝある。

支那事變勃發以來物資統制強化に伴ひ、中小商工業者に對する金融の圓滑を圖るの要緊切なるものあり、昭和十三年十月不振産業部面に對する生業資金貸付を擴充せしめ、時局下公益質屋の機能發揮に努めつゝある。

公益質屋經營主體別數調(昭和十七年九月三〇日現在)

(生活局生活課調)

經營主體數	質屋數
總數	總數
市	市
町	町
村	村
法人	法人
一〇三	一三六
二七	三三
四五	四六
四八	三



昭和十五年度公益質屋事業成績

(一) 職業別利用者数

年度別	年度内業務取扱質屋数	労働者	俸給生活者	小工業者	小商人	農業者	漁業者	その他	計
昭和十五年度	一、二二七	七、七三〇	三三、四〇九	一、七九九	三、四六五	一〇三、〇〇〇	五、〇七七	三、八七八	二、〇〇、〇〇〇

七八

(生活局生活課調)

(二) 貸付状況

年度別	年度内業務取扱質屋数	貸付口数	貸付したる金額	貸付一口平均	年度末現在貸付金額
昭和十五年度	一、二二七	二、五九〇、九八六	三、七〇九、四二八	九・九三	一、七、六八八、二〇〇

(三) 辨済状況

年度別	年度内業務取扱質屋数	辨済口数	辨済したる金額	辨済一口平均	貸付金に対する 利子収入金額
昭和十五年度	一、二二七	二、六九一、七二二	三、三〇九、九三〇	八・五三	一、二、七六、七五二

(四) 流失状況

年度別	年度内業務取扱質屋数	口数	貸付元利息	賣却代金	口数	貸付元利息	法第十三條 第一項に依 る質屋主に 交付すべき 残餘金額
昭和十五年度	一、二二七	二、九三三、五五二	一、九、七〇七、〇三三	三、七五、六八五・三八	四、三、九六六・二四	一、七、七六・三三	四、一、八三九・二四

(二) 公設市場

公設市場は庶民生活安定上極めて緊要なる施設である故、従来日用品小賣市場の公設を勸奨する一方建設に際しては大正八年度以降低利資金を融通し、之が普及發達を奨励し來つ

たが尙相當改善を要するものありたる爲、大正十五年十月十五日社會事業調査會に對し公設市場の改善に關し諮問し、その答申に則り指導奨励に努めて來た。昭和十七年三月現在に於ける公設市場數一五五個所一ヶ月間賣上金額總額三千三百四

十九萬九千餘圓、一ヶ月平均額三百五十四萬一千六百圓にて相當効果を收めつつあるが、現存せる公設市場の多くは第一次歐洲大戰當時又は其の戦後の急迫せる事情の下に施設經營せられ今日に及べるものにて之が設備並に經營方法に於て遺憾の點尠からず、殊に今次支那事變の勃發以來諸物價の昂騰著しく、特に食料品並に日用生活必需品の騰貴は庶民生活に影響する所甚大なるものあるを認め、之が抑制の一方策として厚生、商工兩省連名通牒を發し公・私設小賣市場の指導監督を強化しつゝあるも、尙今後一層之等施設の整備擴充を圖り以て庶民生活の安定を期するの要愈々緊切なるものあると認められる。

公設市場に関する調(昭和十六年度)(生活局生活課調)

經營主體別	一ヶ月間賣上高	職員數
總額	一、五、四一、六〇〇	三〇〇
公設	一、五、四一、六〇〇	三〇〇
私設	—	—

年別公設市場成績

年次	市場數	一ヶ月間賣上金額	一ヶ月平均賣上金額
昭和十一年度	二六五	五三、三六八、一九九	四、四四七、三四九
同 十三年度	二六〇	五四、三三五、二八八	三、四八四、三九五
同 十五年度	二〇四	四五、〇四三、四七三	三、七五三、六二三
同 十六年度	一五五	三三、四九九、三八〇	三、五四一、六〇〇

(三) 共同宿泊所

第三章 生活保護事業

獨身労働者の多くは設備不完全な木質宿又は之に類する安宿に宿泊するを常とするのであるが、その宿泊料は不廉なる上、風紀、衛生の點について、弊害尠からぬものがある爲、之等に對し廉價な宿泊料で宿泊設備を利用せしめ、併せて娯樂、修養等の施設を講ずるは、唯に、經濟、風紀衛生上ばかりでなく彼等の品性を向上せしめ産業能率上にも好影響を與ふるものであつて社會施設として重要なもの、一つである。之等の施設に對しては、従來低利資金融通等に依つて之が設置を奨励助成した。

共同宿泊所(昭和十七年三月末現在)(生活局住宅課調)

經營主體別	宿泊延人員	一ヶ月平均	個所數
公設	一四、八七一	二、七二五、六八七	二二七、一四〇
私設	—	—	—
計	一四、八七一	二、七二五、六八七	二二七、一四〇

年別共同宿泊所

年次	宿泊所數	宿泊延人員	一ヶ月平均數
昭和十一年度	一五五	三、六八六、五九三	三〇七、二一六
同 十三年度	一五五	三、五九九、八九七	二九九、九九一
同 十五年度	一四四	二、七八一、〇九九	二三九、二五八
同 十六年度	一三一	二、四九九、一七五	二〇八、二六四

七九



(四) 公設食堂

公設食堂は共同宿泊所に併置し又は單獨に設置して、主として労働者其の他屋外勤務の少額所得者に低廉且保健的なる食事を供給する施設である。生活局は低利資金の融通等に依り従來之が設置勸奨に努め來つたと雖も未だ之が普及を見る能はず、昭和十六年度末に於ける施設個所數三四箇所に於て一ヶ月平均入堂人員は七十七萬七千二百六十八人に過ぎず、即ち現在彼等の多くは尙市中の飲食店に於いて食事を求めつつある。然るに之等營業者の供給するものは其の食料品の質に於て保健的方面を顧慮する處勤きのみならず、食器等の取扱非衛生的にして傳染病流行時の如き頗る危惧に堪へざるものあり、故に公設食堂の經營は社會的施設として一層之が充實を圖るの要あり、生活局に於ては大體共同宿泊所と同様の方法に依り其の普及を圖りつつある。

公設食堂に關する調(昭和十六年度)(生活局保護課調)

Table with 2 columns: 一ヶ年利用人員, 一ヶ年賣上高. Rows include 總人員, 均人員, 總賣上高, 均賣上高, 朝夜晩, 年別公設食堂成績, 昭和十年度.

Table with 2 columns: 同十一年度, 同十三年度, 同十五年度, 同十六年度. Rows include 六五, 四二, 四五, 三四, 九, 八, 八, 九, 三, 二, 七, 二, 四, 一, 六, 〇, 二, 五, 七, 八.

榮養の改善は、國民の保健衛生上は素より生活の刷新向上を圖る上に於て極めて重要な方策にて、特に戦争の長期化と我が國現下の食糧事情とは一段と之が改善指導を必要とするに至つた。然るに我が國農山漁村住民の榮養状態は從來共缺陷多く、幾多改善の餘地あり、殊に東北地方及沖繩縣に於ては此の傾向甚だしき爲、政府は昭和十一年度以降東北六縣に、昭和十五年よりは更に沖繩縣を加へ榮養指導職員の設置を奨励し、之が經費に對し國庫補助を爲し、所期の目的達成に努めたが、更に昭和十六年度より全國各道府縣に及ぼし、夫々地方の事情に即した榮養改善の指導に努めつつある。

(六) 公設浴場

公設浴場は廉價なる料金に依り入浴設備を利用せしむるものであつて、庶民保健施設として重要なものである。殊に他の福利施設は多く都市労働者に對するものであるが、公設浴場の施設は都會地以外に於ても相當發達し得べきものである。蓋し我國に於て自家に浴槽を有するものは都府を通じ極めて少數の家庭に限られ、多くは銭湯若しくは風呂に依り入浴を爲しつつある状態であるが、銭湯は設備不完全にして非衛生的なるもの尙尠からざるのみならず、入浴料不廉其の他の關係上入浴回數を少からしめ保健上看過すべからざるものがある。故に生活局は從來低利資金融通等の方法に依り共同浴場の設置を奨励し、昭和十六年度末現在浴場數一六〇箇所、一箇月平均入浴者數百五十九萬八千八百七十五人に達するも尙充實を圖る要がある。

入浴を爲しつつある状態であるが、銭湯は設備不完全にして非衛生的なるもの尙尠からざるのみならず、入浴料不廉其の他の關係上入浴回數を少からしめ保健上看過すべからざるものがある。故に生活局は從來低利資金融通等の方法に依り共同浴場の設置を奨励し、昭和十六年度末現在浴場數一六〇箇所、一箇月平均入浴者數百五十九萬八千八百七十五人に達するも尙充實を圖る要がある。

公設浴場に關する調(昭和十六年度)(生活局生活課調)

Table with 2 columns: 一ヶ年入浴人員, 一ヶ年入浴料金. Rows include 總人員, 均人員, 總入浴料, 均入浴料, 職員, 年別公設浴場成績, 昭和十年度.

Table with 2 columns: 昭和十年度, 昭和十一年度, 昭和十三年度, 昭和十五年度, 昭和十六年度. Rows include 浴場數, 入浴者延人員, 入浴料.

小資融通に關する調(昭和十六年度)

(生活局生活課調)

Table with multiple columns: 府縣, 貸付, 貸付状況, 貸付金, 同上合計. Rows include 宮城, 茨城, 埼玉, 千葉, 公共, 貸付, 貸付状況, 貸付金, 同上合計.



都府県	戸数	人員	金額	平均年額
東京	100	100	100	100
新潟	100	100	100	100
富山	100	100	100	100
岐阜	100	100	100	100
愛知	100	100	100	100
三重	100	100	100	100
大阪	100	100	100	100
兵庫	100	100	100	100
岡山	100	100	100	100
広島	100	100	100	100
香川	100	100	100	100
愛媛	100	100	100	100
計	100	100	100	100

(八) 農村共同施設

昭和九年十月窮乏農村救済の資として三井合名會社々長男爵三井高公氏より参百萬圓、三菱合資會社々長男爵岩崎小彌太氏より壹百萬圓合計四百萬圓の義捐ありたる爲、内貳百五十拾萬圓を東北地方の冷害に因る窮乏農村に交付、農村共同施設の設置を助成し、以て本施設により自修勤勞の良習と共同精神を涵養し、共同經營の基礎を得しめ且餘剩勞力の活用に因り收入の増加を圖らしむることとし、右資金を東北六縣知事に交付して實施せしめたる結果、昭和十一年度中之が豫

定の建設を了したが、爾來教化修養の中心となし又各々其の地方に適する物産の製造加工等に其の利用の實績を擧げつつある。其の状況左の如くである。

農村共同施設利用状況 (昭和十五年度下半期現在)

(生活局生活課調)

縣別	農村共同施設棟数	實利用戸数	利用延人員	生産額	利便額
岩手	九三三	一五、〇〇七	四六、七〇二	一五九、五五七	三三、〇九三
青森	六三二	三三、七六九	六四、九六〇	三三、〇六九	一六、九七九
縣別	農村共同施設棟数	實利用戸数	利用延人員	生産額	利便額
計	一、五六五	四八、七七六	一一一、六六二	四八、〇二六	四九、〇七二

第四章 軍人援護事業

第一節 一般軍人援護

一 軍事扶助法に依る援護

軍事扶助法は大正六年七月法律第一號を以て公布、同七年一月一日より施行せられたのであるが、昭和六年三月法律第二十七號に依り改正、昭和十二年三月法律第二十號を以て其の名稱を「軍事扶助法」と改めて法の適用範圍を擴張すると共に、扶助を受くべき場合の條件が著しく緩和せられ、更に昭和十八年三月法律第四九號の改正に依り其の適用範圍を再び擴張せられた。尙昭和十七年十月勅令第七〇一號を以て軍事扶助法施行令の改正が行はれ、從來地方長官の取扱つて居つた扶助の決定事務を地方事務所、支廳長、市長をして行はしむることとし迅速適正なる扶助の施行を期せらるゝこととなつた。

又昭和十六年二月勅令第一一七號を以て「滿洲國ニ在ル傷病兵其ノ家族若ハ遺族又ハ下士官兵ノ家族若ハ遺族ノ扶助ニ關スル件」を公布、同年四月一日より施行せられて滿洲國に在る軍人の遺族等も扶助せらるゝこととなつた。

本法に依る扶助費は全額國庫負擔であつて平時に於ては從來概ね年額三百萬圓乃至四百萬圓程度であつたが、昭和十二年七月支那事變勃發以來急激なる増加を示すに至り、我が國軍人援護事業の根幹を爲して居るのである。

昭和十二年度以降軍事扶助法施行状況調

(軍事保護院調)

年度	戸数	人員	金額	平均年額
昭和十二年度	五七、六五四	一、三三〇、五七五	三三、九七九、七七一	一戸當 一人當 七八、七九
同 十三年度	五六、九五七	一、三〇七、三三七	三三、八四九、七五〇	一戸當 一人當 七九、〇〇
同 十四年度	五七、四八八	一、三〇七、七九二	三三、〇六五、三〇五	一戸當 一人當 七九、〇〇
同 十五年度	四三、三〇三	一、一八二、二二五	二五、八九九、六八〇	一戸當 一人當 七九、〇〇
同 十六年度	四九、五六〇	一、八〇七、九九四	三三、三六四、三六四	一戸當 一人當 七九、〇〇

扶助種類別軍事扶助状況調 (昭和十七年十月末現在)

(軍事保護院調)

扶助種類	戸数	人員	金額
生活扶助	四三七、一七三	一、六三三、二一六	五〇、七〇七、〇〇二
醫療	一三、八七九	一六、三五七	四、〇二四、二一七



助産	(三、三二八)	(三、二六八)	三二、九一八
生業扶助	(五、一六七)	(五、九五〇)	四三八、六八二
勅令第六條の臨時生活扶助	(一一、八三八)	(一一、九三二)	二六、七八一
葬	(三、八四)	(三、〇六〇)	六〇、三〇四
合 計	(四五六、八三一)	(一、六五六、八五一)	五五、二八九、九〇四

備考 本欄には青森、香川縣及外地關係未報告に付包含せず

### 二 軍人援護事業の助成

#### (一) 軍人援護事業助成

軍事扶助法には該當せざるも實際上扶助を要する實情にある者、例へば (イ) 現役兵または應召下士官の内縁の妻、その子、伯叔父母、甥姪等 (ロ) 志願に依らざる現役下士官の家族 (ハ) 傷痍軍人保護事業に依り援護を受くる者の家族にして軍事扶助法に該當せざる者 (ニ) 陸海軍病院に再入院せる者の家族にして軍事扶助法に該當せざる者 (ホ) 軍属の家族遺族等に對しては軍人援護事業助成費をもつて道府縣をして軍事扶助法に準じ援護せしめてゐる。なほ小商工業者、小農山漁家にして家業の經營困難となる虞ある者、その他實際に援護を要する者に對しても本事業で夫々援護の途を講じてゐる。この他應召せる中小商工業者の遺族、家族等の營業

を援護するため商工率仕委員の制度が設けられてゐる。これ等の事業は道府縣、市町村又は財團軍人援護會本、支部、市町村銃後奉公會等が其中樞と爲り行つてゐるが、時局の推移は一層之等事業の擴充強化を必要とする状況にあるので、昭和十二年度百萬圓、昭和十三年度以降毎年一千萬圓を道府縣に交付し地方の實情に即應して適切な援護の方途を講ぜしめて居る。

#### 昭和十六年度軍人援護事業成績概要

(軍事保護院調)

一、事業費	一七、七六五、六二二圓
(一) 總額	
同上財源	九、九五〇、〇〇〇圓
國庫助成金	九一〇、四四六圓
道府縣費	六、八〇五、一七六圓
團體費	
經營主體別内訳	
道府縣	九一〇、四四七
軍人援護會支部	七、六三〇、六七六
銃後奉公會	七、八八〇、一八二
愛國婦人會支部	二九六、九六八
濟生會支部	四九九、七六二
社會事業協會	三六五、二六七
小 計	二、〇六三、三二三
合 計	二、三三三、五二一

日本赤十字社支部  
其の他

計 九〇、〇一六  
九二、三〇四  
一七、七六五、六二二

#### (三) 事業内容

種 目	戸 數	金 額
生活援護	七〇、〇〇六	二、六三四、六八五
繼續援護	四七五、五三九	三、二〇九、二六三
一時援護	一五〇、三七〇	一、二一五、九三七
醫 療	六、四三五	三四、三八七
生 業 援 護	一一八、五五六	三、三三七、七九二
罹災者臨時援護	七、八〇三	八八、七六三
葬	二、四〇九	一八、九三五
小 計	七五七、二〇八	一〇、五三九、七六二
勞力援助施設	六六八、九一〇	一、七五二、七一九
保健養育施設	一五三、八六三	五九六、八六七
精神援護	一、一八〇、一六三	一、〇二七、九一七
慰問慰藉	一、三一一、一五〇	三、六七八、二〇六
軍人援護講習會	一、六六三	七六、九二五
其の他	三三五	四三、二三〇

#### 軍事援護相談所取扱件數

中央相談所

市區町村相談所

年 度	受理件數	解決件數	繰越件數	受理件數	解決件數	繰越件數
昭和十五年	一一、五六六	一一、三三〇	四三六	五九、九七五	五三、五六二	一四、二二二
昭和十六年	一一、五六六	一一、三三〇	四三六	五九、九七五	五三、五六二	一四、二二二

#### 第四章 軍人援護事業

#### (二) 軍事援護相談所

事變が長期に亘るに伴ひ、軍人の遺族、家族の生活相談、家業の經營維持、その他身上萬般に關する相談指導に應ずる総合的な援護機關を設けて銃後援護の圓滑な遂行を期すると共に、一面家族遺族の間に於ける賜金扶助料及戸籍等を繞る紛争の早期解決を圖るの要洵に緊切なるものがある。仍て政府は昭和十三年以降道府縣に對し助成金を交付し軍事援護相談所を設置せしめて居る。尙軍事援護相談所は昭和十四年度以降に於ては、銃後奉公會をして市區町村相談所を設置運営せしめてゐる。

昭和十六年度に於ける軍事援護相談所設置状況をみるに道府縣中央相談所四七、同上支所六八、市相談所一七八、區相談所八二、町村相談所一一、三一九、其の他の相談所三四八、計一一、〇四二ヶ所が設けられて居る。次に軍事援護相談所取扱件數を挙げると左表の如くである。

(軍事保護院調)

計



昭和十六年度軍事援護相談所取扱種目別件数調

(軍事保護院調)

種目別	受理件数	解決件数	繰越件数
扶助及援護手續	三二七、七七七	三一五、三六一	一二、四一六
賜金又は扶	一四、四四六	一三、四一五	一、〇三一
助料關係	一八、六七〇	一七、六九八	九七二
戸籍及居所	一、八〇六	一、六五二	一五四
庭園關係	七、二四四	六、七五八	四八六
遺骨遺産關	四、〇八七	三、八五〇	二三七
議の他	五、八一	五、三二八	四八三
小作關係	六、八四〇	六、二五三	五八七
借地借家關係	三、五九〇	三、四一六	一、〇二七
債權債務關係	四一、三三九	三八、六三一	二、七〇八
就職授職關係	一四、三六五	一三、七九八	五六七
家事の維持經營	一二五、八九六	一二二、九五五	二、九四一
子弟の教育	六〇三、四七一	五七九、八六二	二三、六〇九
其の他	一、三二五、〇〇〇	一、三二五、〇〇〇	〇
總計	三、〇〇〇、〇〇〇	二、九〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇

三 團體に依る軍人援護事業

(一) 恩賜軍人援護會

恩賜軍人援護會は昭和十三年十月三日内閣總理大臣を召さ

れて賜はつた軍人援護に關する勅語の聖旨を奉體し、昭和十三年十一月五日既存の團體を統合して民間軍人援護の中樞團體たらしめる爲設立されたのである。長くも 朝香宮鳩彦王殿下を總裁と仰ぎ奉り、戦歿軍人の遺族、傷病軍人及其の家族、遺族並に現役又は應召軍人の家族等に對する各種援護を行ひ、政府の施設と相俟つて軍人援護の實を擧げつゝある。本會は道府縣に支部を設け、地方長官を以て支部長とし地方に於ける軍人援護の中樞團體として軍事扶助法以外の援護事業の大部分の實施に當つて居る。今茲に本會及道府縣支部の資産並に事業概況を掲げると左の通りである。

恩賜軍人援護會資産調 (昭和十七年十一月末日調)

(軍事保護院調)

一般會計に屬する資産	三〇、二四四、九八八・五八
恩給扶助料貸付金	三二七、四二六・九一
遺族生業資金貸付金	六八〇、一七六・三三
育英事業資金	二、五一四、七二一・九〇
支部職員福利施設資金	二七、六四五・七〇
傷病軍人生業資金貸付金	二、一〇二、九五五・〇一
別途貸付金	一五、一一三・八八
物件資産	九八〇、一四五・四六

昭和十七年度 恩賜軍人援護會事業計畫概況

(軍事保護院調)

實情調査	金額
傷病軍人職業研究	一〇、〇〇〇・〇〇
軍人援護事業協議	六、五〇〇・〇〇
圖書購入	一五、〇〇〇・〇〇
遺族結婚神社參拜補助	二、〇〇〇・〇〇
遺族々々援思想強化	二六、一三〇・〇〇
機關誌發行	二五八、二〇〇・〇〇
圖書出版	一、二〇〇・〇〇
遺族職業輔導施設	三、六〇〇・〇〇
遺族職業輔導施設	三五、五二五・〇〇
準扶助料給付	四一、〇〇〇・〇〇
傷病軍人附添食費	四六、五〇〇・〇〇
職業輔導所近隣住宅管理	三、四八〇・〇〇
援護諸費	七〇、〇〇〇・〇〇
歸郷傷病軍人保健施設	三九〇、〇〇〇・〇〇
遺族家族等醫療保健	一六五、〇〇〇・〇〇
作業義肢訓練施設	七六、五〇〇・〇〇
傷病軍人修養慰安	五五四、一〇〇・〇〇
傷病軍人歸郷旅費	二一、五〇〇・〇〇
傷病軍人修養慰安設備	二〇六、九八〇・〇〇

恩賜軍人援護會恩賜金寄附金調 (昭和十七年十一月末日)

(軍事保護院調)

恩賜金	金額
三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
寄附金	三三、三一七、八二九・〇八
內譯	九、六一九、六〇七・七五
一、一〇〇、〇八三・一二	一、一〇〇、〇八三・一二
二二、五八八、一三八・二一	二二、五八八、一三八・二一
一〇、五九六、八九四・九三	一〇、五九六、八九四・九三
內譯	一、九三六、五二三・三四
七、四三二、〇五一・六三	七、四三二、〇五一・六三
八九六、五三四・九九	八九六、五三四・九九
九八一・七七	九八一・七七
三三〇、八〇三・二〇	三三〇、八〇三・二〇
四三、九一四、七二四・〇一	四三、九一四、七二四・〇一
四六、九一四、七二四・〇一	四六、九一四、七二四・〇一
總計	三三、三一七、八二九・〇八



第四章 軍人援護事業

傷病兵見舞金	一五〇、〇〇〇・〇〇
傷病軍人家族見舞旅費	三〇、四〇〇・〇〇
傷病兵慰問	四、〇〇〇・〇〇
陸海軍病院再入院補助	四〇、〇〇〇・〇〇
歸郷死没軍人慰問旅費	四二、〇〇〇・〇〇
遺族慰問	三〇〇、〇〇〇・〇〇
前線慰問	一〇、〇〇〇・〇〇
罹災害見舞	八〇、〇〇〇・〇〇
支部一費助成	五、〇〇〇・〇〇
統後奉公會助成	五五五、四〇〇・〇〇
失明軍人寮友會助成	一一、〇〇〇・〇〇
大日本傷痍軍人會助成	一一〇、〇〇〇・〇〇
看護婦共済施設助成	二八、〇〇〇・〇〇
授護施設助成	七七八、六〇〇・〇〇
傷痍軍人職業保護施設助成	六、〇〇〇・〇〇
傷痍軍人生業資金貸付	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
傷痍軍人生業資金貸付諸費	三一、六〇〇・〇〇
遺族生業資金貸付	三〇〇、〇〇〇・〇〇
遺族生業資金貸付諸費	九、〇〇〇・〇〇
召集解除者生業資金貸付	五〇、〇〇〇・〇〇
家族生業資金貸付	四九〇、〇〇〇・〇〇
臨時編纂(忠勇列傳)	一〇、〇〇〇・〇〇
軍人授護史編纂	八六、三三三・〇〇
	一七、三一・〇〇

北中支會社株式分與  
 恩給扶助料立替金諸費  
 育英高等專門學校學費金  
 中等學校學費金  
 傷痍軍人學費金  
 調査費  
 差損  
 雜費  
 支部福利施設退職金  
 計

一一、七〇九、八二九・〇〇

(二) 統後奉公會  
 統後奉公會は昭和十四年一月十四日、厚生、内務、陸軍、海軍の四大臣より訓令が發せられ、同時に四省次官よりその設立に關する具體的要綱が指示せられ其れに基き殆ど全國市町村に設置され今次支那事變以來特に統後援に又前線慰問に華々しい活躍を續け著々其の成果を收めつゝあるのであるが、設立日尙淺く人的機構の整備及財的基礎の確立未だ十分ならざるものがある。仍て之が充實を圖り統後奉公會をして眞に市町村に於ける軍人援護の中樞團體としての機能を發揮せしめる爲、昭和十五年一月地方長官に對して統後奉公會の運営に關する通牒を發した。即ち (1) 市町村の實施す

る軍人援護事業を一元的に統後奉公會へ統合すること (2) 統後奉公會聯合會は成るべく設置せざること (昭和十七年九月地方事務所單位に統後奉公會聯合會を設置することに改む) (3) 市町村間に於ける事業の均衡を圖ること (4) 會費は成るべく全會員より徴收すること (5) 統後奉公會に適宜部制(庶務部、指導部、授護部、勤勞奉仕部、相談部等)を設けること (6) 道府縣及財團軍人授護會支部の事業に付ても努めて統後奉公會へ移讓すること (7) 財團軍人授護會支部との關係を緊密ならしむること及 (8) 道府縣に統後奉公會指導專任職員を設置すること等に關し指示する所があつたが、更に同年四月の地方長官會議に於ても同様趣旨の指示を爲し、以て統後奉公會の育成發達及積極的活動の促進の強調に努めた。尙統後奉公會の趣旨の普及及活動の活潑化に伴ひ、之が表徴と爲るべき會章及會旗の制定に付、豫め各方面よりの要望に應ずる爲斯界の權威者に依頼し圖案を得昭和十五年四月より之を制定實施せしめた。

昭和十六年度に於ける統後奉公會數は市(區)四八九町村一〇、六五六、計一一、一四五である。

昭和十六年度統後奉公會事業成績調(軍事保護院調)

事業種目	戸數	人員	金額
一般授護	一七、七八一	三〇、三三三	三、七三三、六〇〇
生活授護			

第四章 軍人援護事業

繼續授護	一時授護	醫藥	助産	生業授護	罹災者臨時授護	埋葬	小計	特別金贈呈	軍服類支給	旅費支給	其他	小計	弔慰及慰問	戰傷病死者弔慰	戰傷病者慰問	遺族家族慰問	其他	小計	其の他	軍事授護相談	歡迎
五二、四二二	二二、三三〇	三二、七三三	四、六五七	四六、六五四	七、七二四	五、一八七	二六二、九九〇	二六、九三三	四、六八四	五、三〇〇	六五九、四三三	一、九一、五二五	一、〇〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	四、六三三、三三九	五、一、九七七	六、四三三、九三九	一、九一、五二五	五、三三、一四三	二、三、八八二、三三三	九、〇〇〇、〇〇〇



公葬	八九、八二七
祈願慰靈祭	七二、三三三
教化指導	九三、八二四
勞力奉仕	六六、三三八
就職斡旋職業輔導	五八、二二五
授産授職及託兒	五二、六〇四
其他	一、三五四、二二五
小計	八、九七〇、六四六
合計	三、三九、四一六

(三) 大日本傷痍軍人會

從來傷痍軍人の團體としては、帝國傷痍軍人會、全國傷痍軍人聯合會、一時賜金廢兵聯合會、殘櫻會其他多數の團體が存在して居たのであるが、之等の團體は其の基礎も薄弱であり而も團體相互間に於て對立的傾向を有する等種々の弊害を醸す惧れがあるので、之を全國的に統一し、傷痍軍人の眞の修養機關たらしめることが極めて必要であつた。

仍て、内務、陸軍、海軍三省の斡旋に依り前述の如き各種の團體を解散せしめて新に大日本傷痍軍人會を組織することとなり、昭和十一年十二月二日發會式を行つたのであるが、超えて翌十二年七月支那事變の勃發に伴ひ多數の傷痍軍人を生ずるに至り、之が保護對策が全面的に、極めて大規模に實施せらるることとなるに及び、本會は政府の一翼として傷痍軍人の精神指導を擔當することゝなつたので、更に會の内容

を整備強化し以て理想的な修養團體たらしむべく、昭和十三年九月、厚生、陸軍、海軍の三省より三十餘萬圓の支出を得て、其の組織を財團法人に改めたのである。

本會は、會員相互の親睦を圖り、各自修養に勵み、品位の向上に努めてその名譽を完ふし以て再起奉公の誠を致すことを目的とし、本部を東京市牛込區原町三ノ八に置き、道府縣朝鮮、臺灣、樺太及關東州に支部を設けて會員の指導に當つて居るのであるが、その事業は、精神修養に關する事項を中心として身上相談、會報（みくにの華）の發行等を行つて居る。尙、前述の目的を達成するため昭和十四年五月、次の通り傷痍軍人五訓を定め日常之を服膺することゝしてゐる。

傷痍軍人五訓

- 一 傷痍軍人ハ精神ヲ鍊磨シ身體ノ障碍ヲ克服スベシ
- 一 傷痍軍人ハ自力ヲ基トシ再起奉公ノ誠ヲ致スベシ
- 一 傷痍軍人ハ品位ヲ尙ビ謙讓ノ美德ヲ發揮スベシ
- 一 傷痍軍人ハ操守ヲ固クシ處世ノ方途ニ慎重ナルベシ
- 一 傷痍軍人ハ一身ノ名譽ニ鑑ミ世人ノ儀表タルベシ

第二節 歸郷軍人の援護

一 召集解除者生業援護事業

政府に於ては昭和十二年度以來道府縣に助成金を交付し召

集解除者生業援護を行はしめつゝあり、其の事業内容は生業費の給與就職準備金の給與、生活費の給與生業資金の貸付補助等に依り召集解除者又は除隊者をして一日も早く生業に復歸せしめ其の生活の安定を得せしめて居るのであるが、從來の實施の状況に鑑み昭和十六年度に於ては生業

昭和十六年度召集解除者生業援護事業成績

種目	自營業者	戸數	金額
生業費の給與	二六、七三二・六	一、〇〇一	五八、九〇〇
就職準備金の給與	九七	一、〇〇一	九、五二二・六
醫療費の給與	四〇	一、〇〇一	四、八二二・〇
生活費の給與	八三	一、〇〇一	三、四八三・三
生業資金の貸付補助	六、六九五	一、〇〇一	一、八九、五六三・九七
計			六、三六、〇八三・四三
健康診断	七五、七二四人		一〇八、五七六圓〇八錢
調査雜費			九七、五九九圓三一錢
合計金額			一、三三、九一八、二一四圓七九錢

二 入營者職業保障

昭和六年四月「入營者職業保障法」が制定せられ更に昭和十三年三月改正された此の法律は雇傭主が兵役に關係ある者の採用を忌避することを防ぐと共に除隊して歸郷した場合の

費の給與限度を高め、又醫療費給與期間を延長して實情に即せしめ尙醫療の徹底を期する爲新たに健康診断を實施することゝなつた。

昭和十六年度本事業の成績は左表の通りである。

(軍事保護院調)

種目	自營業者	戸數	金額
生業費の給與	二六、七三二・六	一、〇〇一	五八、九〇〇
就職準備金の給與	九七	一、〇〇一	九、五二二・六
醫療費の給與	四〇	一、〇〇一	四、八二二・〇
生活費の給與	八三	一、〇〇一	三、四八三・三
生業資金の貸付補助	六、六九五	一、〇〇一	一、八九、五六三・九七
計			六、三六、〇八三・四三

第三節 傷痍軍人の援護

一 醫療保護

傷痍軍人に對して醫療保護の完璧を期することは最も重要



且緊急を要する問題であるので、政府は昭和十二年七月以來之が對策に關し萬全の方途を講じ來つたのであるが、其の內容も漸次整備し所期の目的を達成しつゝある。

醫療保護に關する施設

結核性疾患（胸膜炎を含む）又は精神障礙及頭部竝に脊髄戰傷者の療養及溫泉療養を必要とする者等に對し、左に掲ぐる各種の療養所が設置されてゐる。

イ、傷痍軍人療養所

結核性疾患（胸膜炎を含む）の爲、除役又は召集解除となつた者の醫療保護に付ては曩に全国各地二十五箇所に傷痍軍人療養所を建設して夫々事業を開始し、現在多數の人員を收容して居るのであるが、結核性疾患に罹る者が逐次増加しつゝある實情に鑑み、昭和十六年度に於て取敢へず北海道、岩手、福島、岐阜に更に栃木、埼玉、奈良、福岡に療養所を新設することとし目下着々工事中である。

ロ、傷痍軍人溫泉療養所

溫泉療養を必要とする者の治療の爲全國著名溫泉の中より最も適當と認めらるゝもの十ヶ所を選定して溫泉療養所を建設し、昭和十四年度より事業を開始した。

ハ、傷痍軍人武藏（精神）療養所

傷痍軍人の中、精神に障礙を受けた者の收容保護施設一ヶ所を昭和十四年度に於て東京府北多摩郡小平村に建設するこ

三年度以來靜岡縣濱名郡赤佐村に同様の施設たる天龍莊を建設することゝ爲り、十三年度に着手昭和十五年三月完成、事業を開始したのであるが、更に山口縣吉敷郡東岐波村に山陽莊熊本縣菊地郡西合志村須屋に再春莊を建設し、以つて傷痍軍人の收容保護の萬全を期してゐる。

ト、委託療養及居室醫療

傷痍軍人に對する醫療保護の方針は軍事保護院所管の各種の當該施設に收容することを原則として居る。然し種々の事情に依り之等の施設に入所し得ない者に對しては、其の實情に應じ居住地附近の官公私立病院、齒科醫師又は藥劑師等に就き入院又は其の居室に於て醫療を受け得る途を講じる等醫療保護の萬全を期する爲昭和十三年度より本事業を実施しつゝある。

チ、傷痍軍人の特殊保護

傷痍軍人中癩患者にして國立其の他の療養所に入所したる者を優遇慰籍する爲、昭和十三年度より豫算に計上し、一人平均年額百圓程度（但し前年度に引續き慰籍する者に付ては一人平均五五圓程度）を支出し、居室の修繕裝飾、衣服の給與慰安修養に資する物品の給與等を爲しつゝある。

以上の外、項症又は之に準ずる症狀に相當する者にして特別之が必要と認めたる者には、介護要具（寢臺、手押車、手動椅子車、補聴器、便器）を支給する。

とし工事に着手し、昭和十五年八月二十日より事業を開始した。

ニ、傷痍軍人下總（頭部戰傷者）療養所

今次戰爭の推移に伴ひ傷痍軍人中、頭部に戰傷を受けた者も相當の數に上る實情に鑑み、政府に於ては之等の戰傷者に對する特殊の醫療保護施設を設置する必要を認め、昭和十五年度に於て此の建設費百十五萬圓の豫算の成立を見た。仍て千葉縣千葉郡譽田村に之を建設することとし、昭和十六年一月工事に着手其の執行を急ぎ、昭和十六年度より事業を開始した。而して頭部に戰傷を受け其の爲身體の自由を失ひ又は言語の發音に支障を來し、若くは頭痛、眩暈等特殊の症狀に悩む傷痍軍人に對し、最も新しい方法と設備に依つて治療が施され、其の再起奉公の途が開かれた譯である。

ホ、傷痍軍人箱根（脊髄戰傷者）療養所

傷痍軍人にして外傷に基く中樞神經障害者中特に脊髄に損傷を受けたる者を療養せしむる爲、昭和十五年度より小田原市所在の傷兵院構内に本療養所を設置し事業を開始した。

ヘ、國立結核療養所

結核性疾患の爲に除役される軍人は平時に於ても相當多數に上つて居る爲、政府は今次戰爭勃發以前既に之等の患者を療養せしめる施設として、茨城縣那珂郡村松村に國立結核療養所村松晴嵐莊を建設したのであるが、政府は更に昭和十

二 職業保護

傷痍軍人をして再び職業に就かせ、自力を以て社會生活への復歸をなさしめるために職業保護を行ふ必要がある。之等の傷痍軍人は原則として原職に復歸せしめることを方針としてゐるが、傷痍の種類程度等により原職復歸の困難なるもの、其の他特に必要ある者に對しては新しい職業への就職を斡旋しまた職業教育を施してゐる。

(一) 職業指導及就職援護並就業後の輔導

職業指導は道府縣廳中心となり國民職業指導所聯隊區司令部職業輔導係等の關係機關協力の下に又特に専門的知識を必要とする場合には傷痍軍人職業顧問の援助をも求め個々面接の方法に依り陸海軍病院在院中より病院當局と緊密なる聯絡の下に之を實施し出來得れば豫め就職先の決定をもなし退院後直に就職なし得る様配慮しつゝある、尙左記陸軍省直轄病院には陸軍省と協議の上特に其の徹底を圖る爲職員を駐在せしめ職業指導に要する資料の蒐集其の他諸準備を爲さしめ併せて傷痍軍人保護事業及一般軍事保護事業の趣旨徹底に努めつつある。

傷病兵職業相談實施狀況は自昭和十五年九月至昭和十七年九月では相談者數三六、九五五名である。雇傭關係に入らんとする者に對しては道府縣傷痍軍人職業



保護主務課、國民職業指導所中心となり、軍病院、聯隊區司令部其の他關係機關と密接なる連絡の下に就職斡旋に努めつつある、又各種經濟統制の強化に伴ひ自營業に従事せんとする者の中には之が影響を受け就業に困難を來すものある爲、道府縣傷痍軍人職業保護主務課に於ては經濟統制主務課其の他關係方面と協力し之が保護の方途を講じてゐる。

傷痍軍人就職斡旋状況は自昭和十三年三月至同十七年九月では求職者數七一、三一三名、就職決定數は五〇、三〇四名である。傷痍軍人就職斡旋状況は自營希望數四、三八三名、就業決定數四、〇四八名である。

官衙作業廳に於ては昭和十三年四月十二日閣議決定支那事變歸郷軍人等に關する復員要綱十及四に基き民間に率先して出來得る限り多數の傷痍軍人の雇傭に努めつつある、又道府縣市町村其の他公共團體に對しては官廳に於ける採用方針に準據し雇傭を督勵し尙産業組合職員採用に關しても農林省當局と連絡を執り當該地方出身の適任者を優先的に採用せしむるに努め、又町村吏員充實助成費に依り増置する吏員には内務省當局と連繫を執り特に傷痍軍人を採用せしむべく進薦する等優先雇傭に努めつつある。官廳に於ける傷痍軍人採用状況は昭和十七年七月一日現在では一一、四〇一名である。道府縣に補助して事業主を中心とする傷痍軍人雇傭委員會を設置せしめ事業主の道義的精神に訴へ傷痍軍人の復職又は優先

的雇傭等に付十分理解協力を求め特に重度及特殊障礙並に結核性疾患恢復傷痍軍人等の就職に際しては作業條件作業環境等に付特別な配慮を求め雇傭の制當をも進薦する等就職の確保を圖りつつある、又傷痍軍人の職業戦線に再起を容易ならしむる爲には雇傭主に其の作業能力に關する認識を徹底せしめ併せて傷痍軍人に殘存能力活用の途を示し再起の決意を固めしむるの緊要なるを認め傷痍軍人が其の障礙を克服して夫々職場に再起せる状況を印刷し或は映畫に記録して關係者に配布又は貸與、觀覽せしめ職業の指導及雇傭の促進等に資しつつある。

傷痍軍人をして適職を確保持續せしめ其の生活の安定を得しむるは極めて重要な爲、從來より就職後の輔導に努め來りたる所であるが、近時就職傷痍軍人の増加に鑑み特に昭和十五年度より各道府縣に傷痍軍人職業輔導組織を設置せしめ昭和十六年度よりは之が經費を道府縣に補助して就職後の輔導に遺憾なきを期しつつある。尙之が一助として職業に就きたる傷痍軍人の爲其の傷痍疾患に適應する如く作業設備等の改善を爲したる際、被傭傷痍軍人に在りたる者の爲に事業主に自營業傷痍軍人に在りては本人に之が經費を補助しつつある結核傷痍軍人中輕快したる者の社會に復歸する者激増し之が就勞著しく困難なる状態なる爲、此等の者に對し特別の保護施設を講じ適職を扶與し醫學的管理の下に従業せしむるの

九四件、貸付金額は六一七、八九〇圓である。

(三) 職業再教育

傷痍軍人にして傷痍の關係上原職に復歸し得ざるもの、又は原職に復歸するも従前の作業を行ひ得ざるもの等に對し、職業の再教育を行ふと共に義肢及作業補助具の配給修繕を行ひ、以て速に生業に就き生活の安定を得しむるは傷痍軍人保護上極めて緊要なるに依り、昭和十三年度より各種の職業再教育施設を設け、其の成績は極めて良好である。

(イ) 國立職業輔導所及啓成社

政府に於ては名譽ある傷痍軍人をして再び速かに生業に就き生活の安定を得しむる爲全國二ヶ所に職業再教育機關を設け比較的高度にして稍長期に亘る職業再教育を爲すこととし昭和十三年度に於て大阪府堺市及福岡縣小倉市に國立傷痍軍人職業輔導所を新營し昭和十四年四月開所した、而して輔導所に於ける職業再教育の方法は當初所内教育と委託教育とを併用したるも實績に徴するに漸次所内教育に統一するを適當と認め、昭和十六年度より兩輔導所共所内教育定員を増加し委託教育を廢止することとした。

右輔導所に於ては職業再教育の外義肢の製作施設を有するも更に之が機構を擴充整備し傷痍軍人の職業上必要なる作業義肢並に作業補助具の研究及製作配給並に修理を爲すこととしてゐる。

必要を生じたのであるが斯種事業は政府に於て直營するよりは軍ろ之を適當なる民間團體をして實施せしむるを其の機能發揮上有效と認め、昭和十六年七月財團を設立せしめ之が經費を補助して國家の監督の下に事業を實施せしむることとした、昭和十六年度より關東、北陸、中部、九州等に作業所二十所を建設中にして右の中四所は昭和十七年八月より事業を開始してゐる。外に自作農として再起奉公せしむる爲心身の鍊成並に農家經營の實際を體得せしむる實地指導農場を昭和十八年四月には入所者を收容する豫定を以て建設中である。

昭和十八年度に於ても新に作業所十所を建設する外實地指導農場修了者を農地開墾開發地又は出身地附近の適地に自作農たらしむる保護施設を講ずる豫定である。

(二) 生業資金貸付

傷痍軍人生業助成は職業保護事業の一として自營業に従事する者の内其の資力乏しき者に資金を貸付其の生業を維持更生せしめんとするものであるが、此等資金の貸付に付ては其の性質上國の行政機關が直接之を實施するよりは軍ろ之を適當なる民間團體に補助して實施せしむるが其の運用上便宜なるを認め昭和十三年度より財團軍人授護會に補助し其の會の道府縣支部をして貸付を實施せしめつつある。

昭和十六年度傷痍軍人生業資金貸付状況は貸付件數一、三



尙輔導所には寄宿舎を附設し再教育を受くる者は原則として之に收容し精神訓練の徹底を期し健全なる社會人の養成を爲してゐる。

以上述べたる事業の實施に當つては教育上必要なる諸材料費寄宿舎に於ける食費義肢製作配給修理に要する材料費及旅費は國費を以て支辨するの外特別なる事情に依り寄宿舎に入舎せざるものに對しては近隣住宅手當及通勤手當等を支給し教育を受くるに支障なからしむることとした。

財團法人啓成社は大正十二年關東火災に於ける災害不具者を收容し、又義肢の装着を爲し之に職業再教育を行ふ爲設立せられたるものであつて、爾來十數年間轉じて産業方面の四肢傷害者並に滿洲事變上海事變等に於て傷痍を受けたる者に對し職業の再教育と義肢の装着を行ひ卒業者中には相當の成功者を出し成績概して良好である。

以上の如き經驗を有する同社をして今次事變の傷痍軍人の職業再教育並に義肢及作業補助具の製作配給を行はしむるは極めて適切なる措置と認めらるる爲、昭和十三年度に於て國庫補助に依り設備を擴張充實せしめたるものであつて昭和十八年度に於ては義肢製作修繕施設を擴充せしめんとし之に要する經常費を増額すると共に新營費に對しても補助を爲し國立職業輔導所と同一の効果を收めんとされてゐる。

(ロ) 道府廳に於ける職業輔導施設

傷痍軍人に對する職業再教育は國立職業輔導所及財團法人啓成社に於て比較的長期且高度の教育を行ふと共に全國各道府縣に國庫補助を爲し職業再教育施設を設けしめ比較的短期且簡易なる職業再教育を實施せしめてゐる。道府廳に於ける職業再教育は出來得る限り既設の學校、試験場等を利用し、或は之に必要な設備を附設して教育を行ひ又は民間の會社工場、商店等適當なる施設に委託することとし特に必要な場合に於ては再教育施設を新營して之を實施、再教育科目は時局並に地方的事情等を考慮し決定せられたるものであつて各科目共に教育期間は三ヶ月乃至一年であるが中には科目に依り一週間乃至二週間の短期のものもある。

昭和十三年度事業開始以來昭和十七年十月末迄現在に於ける教育修了者は九、四六四人の多きに及び各方面に就職又は自營し其の成績は概ね良好である。尙現在教育中のもの九五二名である。

(ハ) 學費 給與

傷痍軍人中職業再教育の爲學校に於て智識技能を習得せんとする者に對しては修學の途を拓き卒業後夫々適職に就かしむるは緊要なる事項に屬する爲、之に必要な學費を給與することとし昭和十三年十月より之を實施された。

傷痍軍人の學校入學に關しては文部省と緊密なる連絡を保ち出來得る限り便宜と援助の方途を講じつつあり、而して學

資給與總數昭和十七年十一月三十日現在一〇二七人内卒業者數七一八人就職者中最高月收九州醫學專門學校卒業二二〇圓最低農學校産業組合科卒業三〇圓にして六十五圓程度のもの最多とす、就中帝國大學卒業者及高等文官試驗等に合格せる優秀なる者もあり、概して成績良好である。

(ニ) 失明傷痍軍人の保護

失明傷痍軍人は其の受けた精神的衝擊の大なると身體的自由の殊に著るしきものと認め、特別の施設を講ずるの必要がある。仍て政府は東京市小石川區大塚町五六番地に失明傷痍軍人寮を建設し、又同區雜司ヶ谷所在の官立東京盲學校内に失明傷痍軍人教育所を設け、昭和十三年度以來右施設に收容専ら失明傷痍軍人の保護指導を行ひつゝある。

其の他寮舎及教育所に於ける教育を受けざる失明傷痍軍人に對しては居住地地方長官をして之が保護を加へしむる外教育の爲講習會懇談會等を行ひ、失明傷痍軍人の教育教化の爲點字圖書等の配給、戦傷失明杖等の配給、職業の研究、適性検査、職業相談及就職の斡旋を行ひつゝある。

### 三 學校教員の養成

傷痍軍人にして教育者たるに適する者に對し必要なる教育を施し、その貴重なる體驗を通じて教育の任に當らしむるは第二國民の教育上極めて適切なるものと認め中等學校並に國

民學校教員養成所を設けた開所後教育の狀況を見るに學科の研鑽に努め其の進歩著しきもののみならず健全なる精神を有し教師の教育指導と相俟つて優良なる素質の教員たり得るの見込確實にして其の成績極めて良好である。

一、中等學校教員養成所

中等學校教員養成所は東京市小石川區大塚窪町東京高等師範學校内に之を設け昭和十四年九月開所された、當初入所資格は專門學校卒業者又は之と同等以上の學力を有する傷痍軍人とし教育年限を二ケ年としたるも希望者及其他の狀況に照し入學資格を中學校卒業者又は之と同等以上の學力を有するものとし教育年限を三ケ年に變更するを適當と認め昭和十六年度募集より實施された、昭和十六年七月には第一回卒業生十六名を出し又昭和十七年三月には第二回卒業生十一名を出した、修學手當一ケ年三百圓以内の支給がある。

二、國民學校教員養成所

(一) 國民學校訓導養成所  
國民學校訓導養成所は國民學校本科訓導及國民學校初等科訓導の養成を爲すものにして東京、京都、宮城、岡山及福岡の各五府縣に國庫より補助し府縣師範學校内に之を設けしめ東京及京都は昭和十四年五月、宮城、岡山及福岡は昭和十四年九月開設し國民學校本科訓導の養成は昭和十五年



度より開設した。今回師範學校制度の改正に伴ひ昭和十八年度より國民學校訓導養成所を官立となし本科訓導の修業年限を二年に延長し初等科訓導の修業年限を一年とし新制師範學校と同一の取扱をすることとされてゐる。

昭和十七年に於ける教育人員は初等科訓導定員一五〇名、入所人員八五名、卒業九六名、本科訓導定員一五〇名、入所人員六七名、卒業一一一名である、尙修學手當は一ヶ年三百圓以内支給されてゐる。

(二) 國民學校初等科訓導養成所

國民學校初等科訓導養成所は福島、石川、和歌山、島根及大分の五縣に國庫より補助し各縣師範學校内に之を設けしめ昭和十五年九月開設した、本養成所は傷痍軍人を教育する目的を以て昭和十四年九月右各縣に設置せる尋常小學校准教員養成講習科を改組せるものである、今回師範學校制度の改正に伴ひ昭和十八年より本養成所を官立とされることになつてゐる。

昭和十七年に於ける教員人員は定員二〇〇名、現在入所人員一二四名、修了者二二六名で修學手當は一ヶ年三百圓以内支給されてゐる。

四 傷痍軍人配偶者斡旋

配偶者なき傷痍軍人数は多數に達し之等傷痍軍人の配偶者

斡旋は親戚、知己等に依るを本旨とするも傷痍、疾病の種類程度又は境遇によりては好配偶者を得るに困難なるもの相當數あるに依り、政府に於ては道府縣に對し積極的關係各機關及團體の協力を求め傷痍軍人の配偶者斡旋に遺憾なきを期せしむべく左の通牒を發した。

昭和十六年六月三日

各地方長官 殿

軍事保護院援護局長

傷痍軍人の配偶者斡旋に関する件

標記の件に關しては既に夫々御配意中のことと存候處傷痍軍人に對し好配偶者を斡旋し愈々再起奉公の志操を固め先垂範聖職完遂の推進力たらしむるは極めて緊要のことと有之素より之が斡旋に付ては其の親戚知己等の力に俟つを本旨とするも多數の傷痍軍人中には傷痍疾病の種類、程度又は境遇等に依り自然に放置し難きもの有之實情に鑑み右に對しては特に積極的に之が斡旋を爲すの要あるものと思料せられ候に付ては關係各機關及團體の協力を求め概ね左記諸點に御留意の上所期の目的達成に遺憾なきを期せられ度

記

- 一、市(區)町村恩賜軍人援護會支部、大日本傷痍軍人會支部、各種婦人團體、銃後奉公會等關係各機關及團體相互間に密接なる連絡を保たしむる措置を講ずること
- 二、一般國民特に結婚適齡期にある婦女子に對し傷痍軍人を正しく

認識せしめ進んで傷痍軍人の配偶者たらんとする思想の兩委に努むること

三、既設の一般結婚相談所中適當なるものに對しては傷痍軍人部門を設けしめ又必要の地には傷痍軍人結婚相談所を新設すること

四、關係各機關及團體關係者中の適任者の其他方面委員、遺家族指導員等をして特に傷痍軍人の結婚斡旋に協力せしむる措置を講ずること

五、本件經費は別途令達の見込なるも貴道府縣に於ても事情の許す限り道(府縣)費其の他を支出し實施に付萬全を期せられたること

六、本件に關し講せられたる措置に付ては其の都度之が概要を報告せられたること

結婚相談所數並結婚斡旋狀況は左の如くである。

(昭和十七年六月調)

- (イ) 大日本婦人會支部傷痍軍人結婚相談所(一七ヶ所)  
福島、栃木、埼玉、新潟、富山、石川、愛知、滋賀、和歌山、鳥取、岡山、廣島、香川、長崎、熊本、鹿児島、沖縄
- (ロ) 大日本傷痍軍人會支部結婚相談所(三五ヶ所)  
神奈川、富山、福井(四)山梨、長野、静岡(三)愛知、大阪
- (九) 島根、岡山、鹿児島、鳥取、東京(九)三重
- (ハ) 銃後奉公會傷痍軍人結婚相談所(四ヶ所)  
岡山、徳島、長崎、鹿児島
- (ニ) 其他(一五ヶ所)  
縣經營 山口、高知

個人經營 大阪(小畑あい) 其 青森、岩手、秋田、茨城(三)岐阜、滋賀、京都、大阪、鳥取、大分、高山

傷痍軍人配偶者斡旋狀況 (自昭和十六年四月一日至十七年六月三十一日) (軍事保護院調)

經營主體	相談所數	成立件數
大日本婦人會支部	一七ヶ所	八〇組
大日本傷痍軍人會支部	三五	二四九
市町村銃後奉公會	四	一九九
其の他	一六	五六三
計	七二	一、〇九一

五 傷痍軍人子女の育英

傷痍軍人の子女に對し育英助成の途を講ずることは、傷痍軍人の優遇上極めて重要な事項である。仍て政府に於ては昭和十三年以來、道府縣に助成金を交付して其の子女の育英事業を繼續實施せしめて居る。而して、中等學校程度の學校に修學中の子女で學資の支出に困難な者に對しては、一人年額二百圓を標準として補給し、また專門學校以上の學校に進まんとする男子の子弟に對しては、恩賜財團軍人援護會で學資補給の途を講じてゐる。今昭和十六年度に於ける實施狀況を見れば、人員一、八一四名、補給額二一六、三六五圓四六錢



である。

以上の外、軍人傷痕記章の授與、傷病恩給の支給、鐵道の無賃または割引乗車券の交付、煙草、鹽、收入印紙賣捌許可に關する優先的取扱、ラジオ聴取料の免除等幾多の優遇の途が講じられてゐる。

### 第四節 遺族 援護

#### 一 遺族家族指導囑託

戦死者遺族の親身の相談相手と爲り、又職業選擇等の指導或は遺兒の養育に對する相談に當る婦人指導囑託の道府縣の設置は、其の數九一人に達し、又市區町村に於ても斯種婦人相談員三萬餘人の設置を見た。而も其の熱心な活動に對して遺族より多大の感謝と關心とを以て迎へられ、從て其の物心兩面に亘る効果は見るべきものがある。

尙、中央と府縣との連絡のため、軍事保護院にも九名の婦人が囑託され地方との連絡に當つてゐる。

#### 二 遺兒の育英

##### (一) 育英

戦歿軍人及軍屬の遺兒及遺兒に準ずる者で學費乏しく中等程度又は國民學校高等科の教育を受けること困難な者に對し

通牒に基づき、道府縣は文部省の交付金に道府縣の支出金及寄附金等を加へ、適當の方法に依り市町村及公益團體に交付し、之等學齡兒童の教科書、學用品、被服等の現品を給與せしむるものである。文部省交付金支出状況及兒童就學臨時獎勵費施設状況は左の如くである。

文部省交付金

昭和十二年度	一九九、四一〇
同 十三年度	二〇〇、〇〇〇
同 十四年度	二〇〇、〇〇〇
同 十五年度	二〇〇、〇〇〇
同 十六年度	一五〇、〇〇〇
同 十七年度	一八〇、〇〇〇

### 三 遺族職業補導

#### (一) 一般的職業補導

戦歿者遺族をして徒に國家の恩典優遇に依存せしめることなく、獨立自營の覺悟を固くし以て家庭經濟の基礎を確立し、愈々其の家門の榮譽を永く繼續せしめることに意を用ひなければならぬ。之が爲には從來よりの家業の維持經營に付特別の支援を與へるは勿論、職業の斡旋に努め適職を有せざるか又は轉業を必要とする遺族に對しては、其の個々の實情に適合する職業技能を授けることを必要とする。仍て政府に

昭和十三年度より道府縣に國庫より助成し育英事業を實施せしめ、之等遺兒をして將來立派な國民として獨立自營を爲し得るの素地を作らしめることに努めつゝある。

昭和十六年度戦歿者遺兒育英事業成績は師範學校六〇名、補給額八、六九四圓、中學校六八二名、補給額八三、〇〇六圓、高等女學校七三五名、補給額九一、五〇一圓、實業學校九三二名、補給額一二三、三三七圓、其の他の中等學校一五六名、補給額一九、〇九七圓、國民學校七六三名、補給額二五、七八〇圓である。

而して戦歿者の遺兒にして適當な保護者なき者に對し適切な保護指導を加へ、心身共に健全な發達を遂げしめ以て其の將來を完うせしめる爲、所謂遺兒教養事業を昭和十六年度より實施することとし、同年度に於ては豫算三萬圓を計上し、之を道府縣に助成し、宗教家、教育家其の他篤志家に其の教養指導を委託することとなつた。

昭和十六年度戦歿者遺兒教養事業成績は助成額一五、六三二圓、助成人員一二二名、一人平均額一三九圓である。

#### (二) 遺族の兒童就學臨時獎勵

今回の支那事變に召集せられたる軍人の遺族中其の應召に因り、就學の困難と爲りたる學齡兒童の就學を獎勵する爲國庫より兒童就學臨時獎勵費を支出することとなつた。而して之が實施方法に關しては昭和十二年九月文部省發普一二號

於ては道府縣に助成金を交付し以て一意戦歿者遺族に對する職業補導事業の實施を圓滑ならしめてゐる。

昭和十六年度戦歿者遺族職業補導事業助成成績は委託補導人員一、五八三人、金額一六八、九七八圓、講習會人員二、八三八人、金額三六、四二四圓、補導施設人員一、八七二人、金額七三、九八一圓、學資補給人員四一五人、金額一、四四二圓、計人員六、七〇八人、三九三、八二五圓である。次に補導職種別に人員をみれば、和裁二九四人、洋裁一、六三二人、教員三四一人、保姆四九人、産婆六六人、看護婦二一人、保健婦一五人、榮養士二人、タイピスト二人、生花茶の湯一七九人、其の他四、〇九七人である。

尙戦歿軍人の寡婦にして國民學校高等科卒業程度の學力を有する者に對し必要な學力補充を行ひ、國民的教養を高むると共に、高度の職業補導を爲し獨立自營の基礎を與へて指導的の職業婦人たらしむる目的の下に東京に「軍人遺族東京職業補導所」を設置し、昭和十七年四月より之を開所した。

補導科目は和裁、洋裁、産婆、看護婦、保健婦、榮養士の各科で修業年限は二年、定員は各科二〇名宛である。

#### (二) 教員及保母養成

戦歿者寡婦にして、教員又は幼稚園保母たるに適する素質と熱意とを有する者に對し、必要な教育を施し修了後は夫々教職に就かしめるを目的とし、昭和十四年九月より全國に中



等教員養成所を一箇所（東京女子高等師範學校内）、小學校教員養成所を六箇所（東京、宮城、岐阜、兵庫、廣島、熊本の六府縣の女子師範學校内）、幼稚園保母養成所を一箇所（奈良女子高等師範學校内）を開設した。修業年限は特設中等教員養成所は二ヶ年、他は一ヶ年で、在學中は修學手當を支給してゐる。尙昭和十六年度に於ては特に小學校教員養成所卒業生に對し更に修業年限を一ヶ年とする小學校本科正教員養成科を岐阜及熊本特設小學校教員養成所に附設し、岐阜に於ては昭和十六年四月開所三十三人を收容し、熊本に在りては同年九月開設した。而して各養成所には寄宿舎を附設し、子女を同伴するも差支ないやう設備されてゐる。

#### 四 收容保護施設

遺族の中、殊に幼い遺兒を擁する寡婦で直に獨立の世帯を保持する力の乏しい者、又は生活設計再建の爲適當な技能を習得せんとして住居に困る者がある。即ち此等の者に對して安住の居を與へて其の生活環境を保護する爲、特別の收容保護施設を爲すの必要あり、之等保護施設は一般的な生活保護の外、特に精神指導と職業輔導とに重點を置かなければならぬ。特には勿論であつて、苟も單なる住宅施設に墮するが如きことなきを期さなければならぬ。近時斯種施設は漸次各地に設置を見つゝあるが、恩賜財團軍人援護會に於ては、昭和

十四年度より引續き豫算を計上して之等收容保護施設の建設費に對して助成を爲しつゝある。現在實施中の施設は昭和十六年六月現在に於て全國に二十三ヶ所あり、十六年度中に事業の開始されたもの十五ヶ所である。

#### 五 優遇其他

軍人遺族記章、戶籍上の特別取扱、靖國神社合祀の際に於ける優遇、租税の減額又は免除、授業料及託兒料の減額及免除、簡易保險及郵便年金の特別取扱、工業所有權の出願に對する特別取扱等である。

### 第五節 教化指導

#### 一 傷痍軍人の精神指導

聖戰の進展に伴ひ漸次増加する傷痍軍人に對し、軍事保護院では指導目標に基き、大日本傷痍軍人會と協力して、傷痍軍人をして國體の本義に徹し、皇恩の深きを念ひ傷痍に屈せず自奮自勵愈々奉公の誠を致さしむる様指導教化の實施に當つてゐる。傷痍軍人の精神指導は各種の保護の實施に當り常に之を基調として考慮すべきは勿論、傷痍軍人の諸會合其他各般の機會を通じて不斷に之を行ひ其の實效を擧ぐるやう努めてゐる。

#### 三 國民の教化

國民教化の目的は國民をして傷痍軍人、歸郷軍人及軍人の遺族、家族が郷に在りて克く國民たるの本分を盡すに遺憾なきやう支援協力をなさしむるに在り、而して此の支援協力たるや戰歿軍人、傷痍軍人、出征軍人及歸郷軍人に對する深き感謝と傷痍軍人、軍人の遺族、家族に對する正しき理解とに發せざる限り其の實效を擧げ永續を期することは至難である。

この趣旨の徹底を圖る方法として政府では道府縣及軍人援護又は教化事業を行ふ各種の團體等に經費を助成して適切な計畫を立て、これを行はしめ、又印刷物の作成、配付、映畫演劇等の利用に依る教化文藝の奨励、展覽會の開催、ポストの圖案、標語等の懸賞募集を行ふの外、毎年十月を期して軍人援護強化運動の期間を設定して、全國的に軍人援護思想の昂揚を圖つて居る。尙昭和十三年十月三日内閣總理大臣を召されて賜はりたる軍人援護に關する勅語の聖旨を奉體して軍人援護思想の涵養を圖るため文部省協力の下に軍人援護教育要綱を定め昭和十五年二月二十七日付軍事保護院副總裁及文部次官の連名を以て地方長官宛通牒が發せられて居る。其れに基いて中等學校、青年學校及國民學校の生徒、兒童等に對しその趣旨徹底を圖つて居る。

此の外に醫療・身上相談・職業の指導斡旋等個人的に接觸する機會を通じて精神指導を行ふ場合には必ず、その傷痍軍人の性格、環境、職業、教養の程度、年齢等その個人の條件に即した所謂個別的な指導を行ふ必要がある。

傷痍軍人の教養に關する事業は主として大日本傷痍軍人會が之を行つて居るのであるが政府が直接行つて居る主なるものは（一）傷痍軍人精神指導講師の派遣、（二）映畫の製作及演劇の奨励指導、（三）印刷物の發行及文藝作品の奨励指導、（四）標語の募集、（五）講習會、展覽會等の開催等である。

#### 二 遺族、家族の教化

事變の長びくにつれて、一部軍人の遺族、家族の間には、一般の援護に狃れて、それを當然の權利のやうに考へて勤勞の精神を失つたり、或は賜金其の他の恩典を繞つて紛争を起したりする事例等もあり、更に甚しいのは風紀に關して誠に憂慮すべき問題さへも發生するに至りその指導は極めて重要である爲政府は昭和十三年以來、各方面の協力を得て、遺族、家族の家庭を強化する運動を起し、その實踐に努めて居る。この運動には、凡ゆる教化團體、宗教家等が實踐事項の申合を行ひ之れに基き一大國民運動として行ふことゝしてゐる。尙遺族、家族の精神指導の中心となつて働いてゐるものは婦人指導囑託である。



### 第五章 保健並醫療保護事業

#### 第一節 一般保健 醫療保護

##### 一 保健並醫療保護施設

(一) 施療病院  
昭和十五年末現在に於ける公私立施療病院の總數は公立十三院、私立三十六院、合計四十九院にして之を地方別にみれば東京、大阪府の各八、石川、山梨、愛知、三重、滋賀、奈良、岡山、山口、高知、佐賀、長崎、宮崎縣の各一院である。

資料(昭和十五年衛生年報)

年 別	施療病院		患者數		入院患者數
	年末患者	收容人員	退院	在院中	
昭和十四年	五七院	四、三七一	三、六三二	三、四〇〇	八〇九、四三三
昭和十五年	四九院	三、九八八	三、〇五一	二、八四九	一四八、二四七
備考	患者數中「*」印を附したるものは有料患者なり				

##### (二) 恩賜財團濟生會

我國救療機關中最も重きをなしてゐる恩賜財團濟生會は畏くも明治天皇の有難き恩召により明治四十四年御下賜ありたる巨額の御内帑金を基とし、之に朝野の義金を醸集し、同年五月三十日に創立された。同會の救療事業の施行については、特に大正三年勅令第十八號に基き、同會直接經營の東京市以外の事業は厚生大臣に

委囑され、國庫年額補助金を交付し、其の事業を助成して各地方長官に於て國家代行機關の如く取扱ひ之を實施してゐる。而して全國樞要の地に病院、診療所其の他診療班、巡回看護班等合計二二九(昭和十六年十一月末現在)に達する特設機關に依り事業を施行するの外、一般開業醫師に依頼し、又警察署、市町村役場及方面委員等と聯絡を保ち施療の徹底に努めてゐるのである。

同會に於ける昭和十五年度全國診察患者數は患者實人員五八九、八七六人、患者延人員九、九六一、二〇五人、救療費支出總額三、八三二、九二二圓五六錢である。

##### (三) 醫療利用組合

昭和十五年度末産業組合中央會調査に依れば廣區域組合と稱される郡又は之に準ずる地域を區域とする醫療利用組合は三十一、町村産業組合で醫療設備を持つもの八十、一郡又は數郡を以て醫療利用組合聯合會を組織するもの四十八、縣一圓を以て組織したる聯合會の醫療利用を行ふもの七である。町村組合、廣區域組合、聯合會等全然醫療事業を行ふ産業組合の無きものは福島、福井、岡山、沖繩の四府縣のみである。町村組合、廣區域組合、聯合會を總計したる組合員は一、三九九、八九八名、出資金一五、五七一、六二五圓、利用員數は外來實人員一、〇八〇、〇七六名、外來延人員六、三六三、三八四名、入院實人員六五、九四四名、入院延人員一、二七九、〇三四名、利用料は入院四、〇八三、四〇三圓、外來四、三八三、二二三圓、計八、五一八、二七〇圓である。

##### (四) 國民健康保險

國民健康保險法は昭和十三年七月より施行せられたが爾來三年有半にして國民健康保險組合は、約二千の市町村に設立を見、之に抱擁せられる人口は實に六百萬人に達し、道府縣組合聯合會も既に其の設立を終り國民醫療に資する處甚だ大

なるものがあつたが、更にその機能を發揮する爲、昭和十七年法律第三十九號を以て改正された、其の改正の要點は(一)組合の強制設立 (二)組合員の強制加入 (三)診療組織の整備統一 (四)診療機關に對する監督權の強化 (五)保健施設の擴充強化 (六)代行條件の改正 (七)組合聯合會の擴充等である。

##### 國民健康保險法中改正法律

(昭和十七年二月二十一日公布 法律第三十九號)

##### 國民健康保險中左ノ通改正ス

- 第十一條第二項ヲ削ル
- 第十一條ノ二 地方長官必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ普通國民健康保險組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ニ就キ設立委員ヲ選任シ普通國民健康保險組合ヲ設立スベキコトヲ命ズルコトヲ得
- 前項ノ設立委員ハ命令ノ定ムル所ニ依リ規約ヲ作り普通國民健康保險組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得テ其ノ設立ニ付地方長官ノ認可ヲ受クベシ
- ハ地方長官ハ規約ノ作成其ノ他設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得
- 第十一條ノ三 組合ハ設立ノ認可ヲ受ケタル時又ハ前條第三項ノ規定ニ依リ規約ノ作成アリタル時ニ成立ス
- 第十三條 第十一條ノ規定ニ依ル組合ニ付其ノ組合員タル資格ヲ有



スル者ノ二分ノ一以上組合員タル場合ニ於テ地方長官必要アリト認め其ノ組合ヲ指定シタルトキハ組合員タル資格ヲ有スル者ハ總テ組合員ト爲ルモノトス

第十一條ノ二ノ規定ニ依ル普通國民健康保險組合ノ設立アリタルトキハ其ノ組合員タル資格ヲ有スル者ハ總テ組合員ト爲スモノトス

特別ノ事由アル者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノハ前二項ノ規定ニ拘ラズ組合員ト爲ラザルモノトス

第十九條ノ二 療養ノ給付ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ保險醫及保險藥劑師並ニ組合ノ指定スル者ノ中自己ノ選定シタル者ニ就キ診療又ハ藥劑ノ支給ヲ受ケルモノトス

第十九條ノ三 保險醫又ハ保險藥劑師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ニ就キ地方長官ノヲ指定ス

醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ハ正當ノ理由ナクシテ保險醫又ハ保險藥劑師タルコトヲ拒ムコトヲ得ズ

第十九條ノ四 保險醫及保險藥劑師ガ療養ノ給付ヲ擔當スルニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條ノ五 保險醫若ハ保險藥劑師又ハ之ヲ使用スル者ガ療養ノ給付ニ關シ組合又ハ組合ノ事業ヲ行フ法人ニ請求スベキ費用ノ額ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第二十一條 組合ハ被保險者ノ疾病若ハ負傷ノ療養又ハ被保險者ノ妨グルコトヲ得ズ

健康ノ保持増進ノ爲必要ナル費用ノ支出ヲ爲スコトヲ得

第二十八條ノ二 第十一條ノ二第三項ノ場合ニ於テハ前條第二項ノ規定ニ拘ラズ地方長官ニ於テ普通國民健康保險組合ノ理事ヲ命ズ

第四十條ノ二 地方長官ハ組合又ハ組合ノ事業ヲ行フ法人ニ對シ組合聯合會ニ加入スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第四十二條中「第十七條、レノ下ニ「第二十一條、レヲ加ヘ」及第三十條乃至第三十七條」ヲ、「第三十條乃至第三十七條及第四十六條」ニ改ム

第四十六條 主務大臣及地方長官ハ組合又ハ組合ノ事業ヲ行フ法人ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ第二十一條ノ施設ヲ爲スベキコトヲ命ジ又ハ之ニ必要ナル費用ノ支出ヲ命ズルコトヲ得

第四十九條 削 除

第五十二條第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項ノ規定ニ依ル訴願又ハ行政訴訟ニ關シテハ組合ハ之ヲ行政廳ト看做ス

第五十四條中「ニシテ其ノ社員ノ爲ニ醫療ニ關スル施設ヲ爲スモノ」ヲ削ル

第五十四條ノ二 前條ノ許可ヲ受ケ普通國民健康保險組合ノ事業ヲ行フ法人ニ付其ノ地區内ニ於テ普通國民健康保險組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ノ二分ノ一以上其ノ法人ノ社員タル場合ニ於テ地方長官必要アリト認め其ノ法人ヲ指定シタルトキハ其ノ地區内ニ於テ普通健康保險組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者及其ノ世帯ニ屬スル者ハ總テ被保險者ト爲ルモノトス但シ命令ヲ以テ定ムル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十條、第二十二條及第二十三條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル被保險者ノ屬スル世帯ノ世帯主ニ關シ之ヲ準用ス

第五十四條ノ三 主務大臣及地方長官保險給付ニ關シ必要アリト認めルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該官吏ヲシテ診療録其ノ他ノ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得

第五十六條ノ二 當該官吏又ハ其ノ職ニ在リタル者故ナク第五十四條ノ三ノ規定ニ依ル診療録ノ検査ニ關シ知得シタル醫師若ハ齒科醫師ノ業務上ノ秘密又ハ個人ノ秘密ヲ漏洩シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

累年別簡易保險健康相談所利用狀況

年 別	相談所數	直接相談	通信相談	巡回相談	訪問看護	試験検査
昭和十三年度	二四一	八、五四〇、三三二	五、三三三	三七、四四三	一、九六六、四二六	
同 十四年度	二五七	九、〇四九、四〇三	四、八八一	三三、五九二	二、一四四、六〇三	

(六) 健康保險相談所  
昭和十七年五月現在健康保險相談所は六八ヶ所である。

(七) 保 健 婦  
保健婦に就いて之を沿革的に見ると必ずしも其の内容は一定して居らないが、保健婦の業務は訪問看護の仕事から發達して來たものと見て差支が無い。傷病者を看護する場合の極く普通の形式は夫々其の家庭に於て家族の者が行ふことは當然のことであるが、特別な治療になると専門の智識を持つた

ナク其ノ秘密ヲ漏洩シタルトキ亦前項ニ同ジ

第五十四條ノ三ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第五十七條 第二項ヲ削ル

本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(五) 簡 易 保 險  
簡易保險被保險者に對しては健康相談所巡回健康相談並に災害救護施設罹病者に對する醫療保護保健衛生教化、國民保健體操等を行つてゐる。

資料(昭和十四年衛生年報)

者が看護に當る方が便利とせられ、更に宗教家或は慈善に富んだ者が進んで傷病者を其の家庭に訪問して看護する形式に推移して行つたものゝ如くである。併し乍ら、是れ等は孰れも或る特定の個人又は團體の事業の範圍に止つて居り、廣く一定の地域を對象として而も組織立つて行はれたのは英國に於ける地區看護事業を以て嚆矢とする。之が抑々近代保健婦の濫觴であつて、其の後此の制度が各地に廣まつて行つたものであつて、我が國に於ても相當古くから社會事業方面に於







第五章 保健並醫療保護事業

福岡	福岡保健婦養成所	福岡市因幡町一三	福岡縣醫師會館内
長崎	九州保健婦養成所	長崎市坂本町六三ノ三	縣社會協會同
大分	大分縣立病院保健婦養成所	大分市西新町二一五〇	種併合
鹿兒島	鹿兒島縣社會事業協會保健婦養成所	鹿兒島市加治尾町一〇一	第一種

縣醫師會	第二種	六〇	一七、一〇、一七	一七、九、一
縣社會協會	同	五〇	一七、五、一五	一七、一、一〇
種併合	第三種	三〇	一七、五、三五	一七、三、一
社會事業協會	第一種	七〇	一七、一〇、一七	一七、四、一

二 保健並醫療保護制度

(一) 醫療保護法

一般醫療保護施設としては救護法、母子保護法に依る醫療救護、濟生會に依る救護、時局匡救醫療救護事業、地方公共團體其の他社會事業團體に依るもの等があるが、之等は各種各様の制度として併存し、運営に連絡を欠き其の効果を減殺してゐる憾があり、醫療保護事業の統合強化が要望されてゐたが、昭和十六年三月六日醫療保護法が公布され、國家的統制の下に經營の合理化が行はれ、被保護者の範圍擴大並に施設擴充を期待し得ることとなつた。同法は敘上の各種醫療保護を統轄し(結核豫防法、癩豫防法、精神病院法等特殊疾病に關する特別法關係、軍事扶助法の外軍人援護を目的とするもの、行旅病人及行旅死亡人取扱法、北海道舊土人保護法に依るものは除外する)、救護法、母子保護法と同じく國が貧困の爲醫療又は助産を受け得ない者に醫療券を發行、醫療助産

を受けしめ其の費用を負擔する事業の事務を施行することを規定したものである。

(二) 國民體力管理制度

國民體力管理制度の要旨とする處は、帝國臣民たる未成年者に對し國家に於て國民の體力検査を施行し、其の現狀を明かにし之の結果に基き全國的に或は地方的に對策を樹立し、以て國民體力の缺陷を是正して集團的に其の向上を圖ると共に、一面検査を爲したる者に對しては個別的に適切なる指導を加へ以て國民個々の體力向上を圖らんとするにあるが昭和十七年二月二十一日法律第三十七號を以て左の通り改正された。

國民體力法中改正法律

(昭和十七年二月二十一日公布法律第三十七號)

國民體力法中左ノ通改正ス

第二條中「未成年者」ヲ「年齡二十六年未滿ノ男子及年齡二十年未滿ノ女子」ニ改ム

第三條 本法ニ於テ保護者ト稱スルハ左ニ掲グル者ニシテ本法施行地内ニ居住地ヲ有スルモノヲ謂フ

一 未成年者タル被管理者ニ對シ親權ヲ行フ者(親權ヲ行フ者ナキトキハ後見人又ハ後見人ノ職務ヲ行フ者)

二 禁治產者タル被管理者ノ後見人

第四條 第一項中「年齡二十年ニ達セザルモノ」ヲ「年齡二十六年ニ達セザル男子及年齡二十年ニ達セザル女子」ニ改メ同項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限リニ在ラズ

同條第二項中「前項ノ被管理者」ヲ「前項ノ規定ニ依リ體力検査ヲ受クルコトヲ要スル被管理者(以下第四條第一項ノ被管理者ト稱ス)ニ改ム

第五條 第一項中「前條第一項ノ規定ニ依リ體力検査ヲ受クルコトヲ要スル」ヲ「第四條第一項ノ規定ニ依リ體力検査ヲ受クルコトヲ要スル」ニ改ム

前條第一項ノ規定ニ依リ體力検査ヲ受クルコトヲ要スルモノ」ヲ「第四條第一項ノ被管理者」ニ改ム

第六條 第四條第一項ノ被管理者(同條第二項ノ規定ニ依ル義務者アル場合ハ其ノ義務者)ハ被管理者ノ氏名、生年月日其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項ヲ被管理者ノ居住地ノ市町村長ニ届出ツベシ但シ命令ヲ以テ定ムル被管理者ニ關シテハ此ノ限リニ在ラズ

第六條ノ二 地方長官ハ國民體力ノ向上ヲ圖ル爲メ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第四條第一項ノ被管理者ニ非ザル者ニ付テモ體力検査ヲ受ケシムルコトヲ得

第五章 保健並醫療保護事業

スル者ニ關スル場合ヲ除クノ外地方長官之ヲ行フ但シ事宜ニ依リ同條第一項ノ規定ニ準ジ市町村長又ハ事業主若ハ管理人ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

第四條第二項、第五條第二項、第十條乃至第十二條、第十三條及第十四條ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ體力検査ヲ受クルコトヲ要スル者ニ關シ、第八條第二項乃至第四項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ體力検査ヲ受クルコトヲ要シ又ハ要シタル者ニシテ體力手帳ノ交付ヲ受ケタルモノニ關シ之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ第四條

第二項、第八條第四項、第十一條又ハ第十二條中保護者トアルハ第六條ノ二第一項ノ規定ニ依リ體力検査ヲ受クルコトヲ要スル者ニシテ未成年者又ハ禁治產者タルモノニ付親權ヲ行フ者、後見人タル者又ハ後見人ノ職務ヲ行フ者ニシテ本法施行地内ニ居住地ヲ有スルモノトシ第十三條第一項中第五條第一項トアルハ第六條ノ二第二項トシ第十三條第二項中第五條第一項、第六條トアルハ第六條、第六條ノ二第二項トス

第八條 第一項中「被管理者」ヲ「第四條第一項ノ被管理者」ニ、同條第三項中「前二項」ヲ「前四項」ニ改メ同條第一項ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ

第四條 第一項ノ被管理者ノ體力検査ノ結果ハ體力手帳ニ之ヲ記載スルモノトシ第十條乃至第十二條ノ規定ニ依リ體力向上ニ關スル指導若ハ指示ヲ爲シ又ハ療養ニ關スル處置ヲ命ジタルトキ亦同ジ命令ヲ以テ定ムル體力ニ關スル検査ヲ行フ者體力手帳ノ交付ヲ受ケタル第四條第一項ノ被管理者ヲ検査シタルトキハ其ノ結果ヲ體力手帳ニ記載スベシ醫師體力手帳ノ交付ヲ受ケタル第四條第一項



ノ被管理者ニ付命令ヲ以テ定ムル疾病ニ罹レルモノト診斷シタルトキ亦同ジ

第九條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

國民體力管理醫ハ其ノ職務ノ執行ニ當リテハ國民體力ノ向上ニ關スル國策ノ遂行ニ努ムルヲ旨トスベシ

第十一條及第十二條第一項中「體力検査」ノ下ニ「命令ヲ以テ定ムル體力ニ關スル検査又ハ其ノ他ノ法令ニ依ル醫師ヨリノ患者診斷ノ届出」ヲ加フ

第十二條ノ二 主務大臣又ハ地方長官ハ體力検査ニ基キ國民體力ノ向上ヲ圖ル爲テ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ公共團體其ノ他ノ法人又ハ團體ニ對シ體力向上ニ關シ處置又ハ施設ヲ爲スコトヲ指示スルコトヲ得

第十三條第一項中「第十條乃至第十二條」ヲ「第十條乃至第十二條ニ、同條第二項中「第八條第一項第二項及第十條乃至第十二條」ヲ「第八條第一項乃至第四項及第十條乃至第十二條ニ」改ム

第十四條ノ二 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル地方長官ノ職權ノ一部ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ保健所ノ長ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

第十五條第一號中「第五條第一項但書ノ規定ニ依ル地方長官ノ命令」ヲ「第五條第一項但書ノ規定（第六條ノ二第二項但書ノ規定ニ依リ準ズル場合ヲ含ム）ニ依ル命令」ニ改メ同條第二號中「被管理者、保護者又ハ第四條第二項但書ノ規定ニ依ル義務者」ヲ「被管理者、保護者又ハ第一項ノ規定ニ依リ體力検査ヲ受クルコトヲ要スル者ヲ含ム」、保護者（第六條ノ二第一項ノ規定ニ依リ體力検査ヲ受クルコト

ノ指導を爲すべし」とも規定されてゐて、本醫療法が保健國策の積極的遂行を目指してゐることを明かにしてゐる、(一)醫師、齒科醫師の免許は凡て厚生大臣が與へる（第四條）(二)診察治療の需を拒絕出来ないこととしたこと、(四)病院診療所、産院の開設を許可制とし（第二十一條）開設に當つては「規定に依る専門の標榜の外技能、治療方法、経歴又は學位に關する廣告」を爲し得ないこととなつたこと（第十四條）(五)新に醫師免許を得たる者に對し二年以内主務大臣の指定する業務に従事せしむることを得ることとしたこと（第二十二條）

日本醫療團の新設に關しては、本法第五章に於て四五條に互つて詳細規定されてゐるが、本團は「國民體力の向上に關する國策に即應し醫療の普及を圖る」ことを目的とする法人で、厚生大臣の監督を受け、資本金一億圓（政府出資）主たる事務所を東京市に置くこととされてゐる。而して四月十六日日本醫療團令が公布され翌十七日より施行され七月一日より事業が開始された、その業務は、(一)病院、診療所及産院の經營、(二)醫療關係者の指導、(三)前二號の業務の附帶事業である。

日本醫療團定款

第一章 總 則

第一條 本團ハ國民醫療法ニ依リテ設立シ日本醫療團ト稱ス

第五章 保健並醫療保護事業

ヲ要スル者ニシテ未成年者又ハ禁治産者タルモノニ付親權ヲ行フ者、後見人タル者又ハ後見人ノ職務ヲ行フ者ニシテ本法施行地内ニ居住地ニ有スルモノヲ含ム）又ハ第四條第二項但書ノ規定（第六條ノ二第三項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム）ニ依ル義務者」ニ改ム第十六條第一號中「第四條第二項ノ規定」ノ下ニ「第六條ノ二第三項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム」ヲ「被管理者」ノ下ニ「第六條ノ二第一項ノ規定ニ依リ體力検査ヲ受クルコトヲ要スル者ヲ含ム」ヲ加フ

附則第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第八條第一項ノ規定ハ第二條ノ規定ニ該當スル者ニシテ前項ノ規定ニ依リ被管理者タラザルモノノ中命令ヲ以テ定ムル者ガ體力検査ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(三) 國民醫療法の公布

國民醫療法は昭和十七年二月二十五日法律第七〇號を以て公布されたが、その主要眼目は従来の醫師法及齒科醫師法を統合した新醫療法の制定と日本醫療團の新設である。その主なる點を擧げると次の如くである。

(一) 醫師、齒科醫師の本分を「醫療及保健指導を掌り國民體力の向上に寄與する」ものとしたこと（第三條）このことは更に第十一條に「醫師診療を爲したるときは本人又は其の保護者に對し療養の方法其の他體力の向上上必要なる事項

第二條 本團ハ國民體力ノ向上ニ關スル國策ニ即應シ醫療ノ内容ヲ向上シ其ノ普及ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條 本團ノ主ナル事務所ハ之ヲ東京市ニ置ク

本團ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ從タル事務所又ハ其ノ出張所ヲ設置スルコトヲ得

第四條 本團ノ公告ハ官報ニ掲載シテ之ヲ爲ス

第二章 資本金及出資

第五條 本團ノ資本金ハ一億圓トス但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得ルモノトス

第六條 政府ハ一億圓ヲ本團ニ出資スルモノトス

政府ハ國債證券ヲ交付シテ出資ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

前項ノ規定ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大臣之ヲ定ムルモノトス

第七條 第五條但書ノ場合ニ於テハ左ニ掲グル者ハ其ノ所有スル病院、診療所又ハ産院ノ設備及其ノ附屬設備ヲ本團ニ出資スルコトヲ得ルモノトス

一 北海道、府縣又ハ市町村若ハ之ニ準ズベキモノ

二 産業組合又ハ産業組合聯合會

三 其ノ他營利ヲ目的トセザル法人ニシテ主務大臣ノ指定スルモノ

前項ノ出資ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼザルモノトス

第八條 前條ニ掲グル者本團ニ出資ノ申込ヲ備サントスルトキハ出資申込書二通ニ總裁ノ定ムル出資設備調査其ノ他ノ書類ヲ添ヘ本



團ニ提出スルコトヲ要ス

第九條 本團前條ノ申込ヲ受ケ之ニ應ズベキモノト認メタルトキハ前條ノ書類ヲ添ヘ主務大臣ニ認可ノ申請ヲ爲スモノトス

第十條 本團ハ第七條ノ規定ニ依ル出資者ニ對シ出資證券ヲ發行スルモノトス

第十一條 出資者ハ本團ノ承認ヲ經ルニ非ザレバ其ノ持分ヲ讓渡スルコトヲ得ザルモノトス

第十二條 出資證券ノ名義書換及再交付ニ關シ必要ナル事項ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ總裁之ヲ定ム

第十三條 本團ハ第七條ノ出資者ヲシテ其ノ出資ニ係ル施設ノ經營ニ參與セシムルモノトス

第十四條 本團ニ總裁副總裁各一人、理事五人以上及監事二人以上ヲ置ク

第十五條 總裁ハ本團ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副總裁ハ總裁ノ定ムル所ニ依リ本團ヲ代表シ總裁ヲ輔佐シ本團ノ業務ヲ掌理ス

副總裁ハ總裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ總裁缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

理事ハ總裁ノ定ムル所ニ依リ本團ヲ代表總裁及副總裁ヲ輔佐シテ

本團ノ業務ヲ掌理ス

理事ハ總裁ノ豫メ定ムル順位ニ依リ總裁及副總裁共ニ事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ總裁及副總裁共ニ缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

監事ハ本團ノ業務ヲ監査ス

第十六條 總裁、副總裁、理事及監事ハ主務大臣之ヲ命ズルモノトス

總裁、副總裁及理事ノ任期ハ三年、監事ノ任期ハ二年トス

第十七條 總裁、副總裁、理事及監事ノ報酬及手當ノ額ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ總裁之ヲ定ム

第十八條 總裁、副總裁及理事ハ從タル事務所ノ業務ニ關シ必要ト認ムルトキハ一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有スル代理人ヲ選任スルコトヲ得

第十九條 總裁、副總裁及理事ハ他ノ職業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限りニ在ラズ

第二十條 本團ニ參與理事ヲ置キ地方長官ノ職ニ在ル者ヲ以テ之ニ充ツ

參與理事ハ本團ノ業務ニ參與ス

第二十一條 本團ニ評議員四十人以上ヲ置キ主務大臣之ヲ命ズルモノトス

評議員ハ名譽職トシテ任期ハ二年トス

評議員ハ業務經營ニ關スル重要ナル事項ニ付總裁ノ諮問ニ應ジテ要アルトキハ之ニ對シ意見ヲ述ブルコトヲ得

左ノ事項ハ評議員ニ諮問スルモノトス

一 事業計畫ノ設定及其ノ重要ナル變更

コトヲ得ルモノトス

第二十六條 本團ハ毎事業年度ノ初ニ於テ事業計畫ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受ケルモノトス之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第二十七條 本團病院、診療所又ハ産院ノ設備若ハ事業ノ讓受又ハ借受ニ付權限ヲ有スル者ト協議爲スモ協議調ハザルトキハ主務大臣ニ付其ノ讓受又ハ借受ニ付決定ヲ申請スルコトヲ得

前項ノ申請ヲ爲サントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ提出スルモノトス

一 申請ノ要旨

二 申請ノ事由

三 協議ヲ爲シタル相手方

四 讓受ケ又ハ借受ケントスル病院、診療所又ハ産院ノ設備ノ概要

五 協議調ヒタル事項アルトキハ其ノ事項

六 讓受ケ又ハ借受ケントスル病院、診療所又ハ産院ニ付登記シタル擔保權ヲ有スル者アルトキハ其ノ氏名及住所

七 其ノ他參考トナルベキ事項

第一項ノ申請ヲ爲シタルトキハ前項ノ書類ノ謄本ヲ協議ヲ爲シタル相手方ニ運送ナク送付スルモノトス

第二十八條 前條ノ申請ニ基ク主務大臣ノ決定ニ依リ讓受ケタル病院、診療所若ハ産院ノ設備又ハ事業ノ代價ハ國債證券ヲ以テ交付スルコトヲ得ルモノトス

前項ノ規定ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大臣之ヲ定ムルモノトス

二 職制並ニ職員及業務ノ執行其ノ他ニ關スル重要ナル規程ノ制定及改廢

三 醫療債券ノ發行及償還ニ關スル事項

四 定款ノ重要ナル變更

五 其ノ他本團ノ業務經營ニ關スル重要ナル事項ニシテ總裁ニ於テ必要ト認メタルモノ

總裁必要ト認ムルトキハ評議員會議ヲ開クコトヲ得

第二十二條 本團ニ顧問若干人ヲ置キ總裁ノ推選ニ依リ主務大臣之ヲ命ズルモノトス

顧問ハ名譽職トス

顧問ハ業務ニ關スル重要ナル事項ニ參畫セシムモノトス

第二十三條 本團ニ參與若干人ヲ置クコトヲ得

參與ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ總裁之ヲ委嘱ス

參與ハ業務經營ニ關スル重要ナル事項ニ付總裁ノ諮問ニ應ジ必要アルトキハ之ニ對シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第二十四條 本團ノ職制並ニ職員ノ任免、給與、分限及執務ニ關シ必要ナル事項ハ總裁之ヲ定ム

第四章 業務及其ノ執行

第二十五條 本團ハ左ノ業務ヲ行フ

一 病院、診療所及産院ノ經營

二 前號ノ病院、診療所及産院ノ醫師、齒科醫師、保健婦、助産婦及看護婦ノ指導及養成

三 前各號ノ業務ニ附帶スル事業

本團ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ前項ニ掲グル業務以外ノ業務ヲ行フ



第二十九條 本國ハ左ニ掲グル場合ニ於テハ其ノ對價ヲ供託スルモ  
ノトス  
一 第二十七條ノ申請ニ基キ主務大臣ノ決定シタル對價ニ付不服  
アル爲通常裁判所ニ出訴アリタルトキ  
二 讓受クベキ病院、診療院又ハ産院ノ設備ニ付登記シタル擔保  
權ノ設定アルトキ但シ擔保權者ノ同意ヲ得タルトキハ此ノ限ニ  
在ラズ  
第三十條 本國ノ業務ノ執行ニ關シ必要ナル事項ハ總裁之ヲ定ム  
第三十一條 本國ハ政府ノ拂込ミタル出資金額ノ五倍ヲ限リ主務大  
臣ノ認可ヲ受ケ醫療債券ヲ發行スルコトヲ得  
第三十二條 醫療債券ハ額面金額五十圓以上トシ無記名利札付トス  
但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名ト爲スコトヲ得  
醫療債券ハ割引ノ方法ヲ以テ之ヲ發行スルコトヲ得  
第三十三條 本國ハ醫療債券借換ノ爲一時第三十一條ノ制限ニ依ラ  
ズ醫療債券ヲ發行スルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ醫療債券ヲ發行シタルトキハ發行後一月以内ニ  
其ノ發行額面金額ニ相當スル舊醫療債券ヲ償還スルモノトス  
第三十四條 醫療債券ハ賣出ノ方法ヲ以テ發行スルコトヲ得  
第三十五條 醫療債券ノ償還期限ハ其ノ發行後三十年以内トス  
第三十六條 無記名醫療債券ヲ償還スル場合ニ於テ欠缺セル利札ア  
ルトキハ之ニ相當スル金額ヲ償還額ヨリ控除ス但シ既ニ支拂期ノ  
到來シタル利札ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ前項ノ利札ノ所持人ノ請  
求アリタルトキハ之ト引換ニ控除金額ノ支拂ヲ爲スモノトス

第三十七條 醫療債券ノ買入額却ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ買入價格  
ハ券面額ト買入當日迄ノ經過利子額トノ合計額ヲ超ユルコトヲ得  
ズ  
第三十八條 賣出ノ方法ニ依ル醫療債券ノ發行又ハ債務債券ノ償還  
ニ關シ必要ナル事項ハ豫メ之ヲ公告ス  
第三十九條 無記名醫療債券ヲ記名ト爲シ又ハ記名醫療債券ヲ無記  
名ト爲サントスルトキハ其ノ請求書ニ債券ヲ添ヘ本國ニ提出スル  
コトヲ要ス  
無記名醫療債券ヲ記名ト爲スベキ請求アリタルトキハ本國ハ之ニ  
記名紙ヲ貼附シ其ノ手續ヲ了シタル上總裁印シテ請求書ニ之ヲ  
還付ス  
記名醫療債券ヲ無記名ト爲スベキ請求アリタルトキハ本國ハ之ト  
引換ニ同一番號ノ無記名ノ新債券ヲ交付ス  
第四十條 記名醫療債券ノ名義書換ヲ爲サントスルトキハ讓渡人及  
讓受人雙方ノ署名又ハ記名捺印シタル請求書ニ債券ヲ添ヘ本國ニ  
提出スルコトヲ要ス  
相續、遺贈、贈與等ニ因リ記名醫療債券ヲ取得シタル場合ニ於テ  
前項ノ規定ニ依ルコト能ハザルトキハ其ノ取得ヲ證スル書面ヲ添  
ヘ名義書換ヲ本國ニ請求スルコトヲ要ス前條第二項ノ規定ハ前二  
項ノ名義書換ニ之ヲ準用ス  
第四十一條 無記名醫療債券又ハ其ノ利札ヲ滅失若ハ紛失シタル場  
合又ハ之ヲ盜取セラレタル場合ニ於テハ公示催告手續ニ依リ除權  
判決ヲ受ケタル後ニ非ザレバ其ノ代債券又ハ代利札ヲ交付セズ  
第四十二條 記名醫療債券災害ニ因リ滅失シタルトキハ所有者ハ其

ノ事由券面金額及番號ヲ詳記シ二人以上ノ保證人ヲ立テ本國ニ届  
出テ代債券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得  
前項ノ請求アリタルトキハ本國ハ其ノ證據明カナル場合ニ限り代  
債券ヲ交付ス其ノ證據明カナラザル場合ニ付テハ紛失ノ例ニ依ル  
第四十三條 記名醫療債券ヲ紛失シタルトキ又ハ之ヲ盜取セラレタ  
ルトキハ所有者ハ其ノ事由、券面金額及番號ヲ詳記シ本國ニ届出  
テ代債券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得  
前項ノ請求アリタルトキハ本國ハ請求者ノ費用ヲ以テ其ノ旨ヲ公  
告シ一月以内ニ其ノ債券ヲ發見シタル旨ノ届出ナキトキハ二人以  
上ノ保證人ヲ立テシメ代債券ヲ交付ス  
第四十四條 記名醫療債券ノ滅失、紛失ハハ盜取ノ届出ニ關シ異  
ノ申立ヲ爲ス者アルトキハ本國ハ管轄裁判所ノ判決確定ノ後ニ非  
ザレバ代債券ヲ交付セズ  
第四十五條 醫療債券ヲ汚染又ハ毀損シタルトキハ所有者ハ其ノ事  
由ヲ詳記シ其ノ債券ヲ添ヘ本國ニ提出シ代債券ノ交付ヲ請求スル  
コトヲ得  
前項ノ請求アリタルトキハ本國ハ其ノ債券ヲ審査シ真正ナリト認  
ムルモノニ限り代債券ヲ交付ス其ノ真正ナルコトヲ鑑別シ難キモ  
ノニ付テハ紛失ノ例ニ依ル  
第四十六條 記名醫療債券ヲ無記名ニ若ハ無記名醫療債券ヲ記名ニ  
書換ヲ爲ス場合又ハ醫療債券若ハ其ノ利札ヲ滅失、紛失、汚染若  
ハ毀損シタル等ノ爲代債券又ハ代利札ヲ交付スル場合ニ於テハ請  
求者ヨリ一通ニ付三十錢ノ手数料ヲ徴收ス  
記名醫療債券ノ名義書換ヲ爲ス場合ニ於テハ請求者ヨリ債券一通

ニ付十五錢ノ手数料ヲ徴收ス  
第四十七條 償還、買入額却又ハ交換ニ因リ本國ニ回收シタル醫療  
債券ハ其ノ要部ニ付消印ヲ捺シ又ハ打抜ヲ施シ時効期間内之ヲ保  
管ス  
第四十八條 醫療債券又ハ其ノ利札ニ付消滅時効ノ完成セントスル  
モノアルトキハ本國ハ時効期間満了ノ時ヨリ少クトモ一月以前ニ  
其ノ旨ヲ公告シ且知レタル債權者ニハ各別ニ之ヲ通知ス  
第四十九條 醫療債券又ハ其ノ利札ニ付消滅時効ノ完成シタルモノ  
アルトキハ本國ハ醫療債券原簿ニ時効免責ノ記入ヲ爲シ且其ノ醫  
療債券又ハ利札ノ種類、記號、番號、枚數及金額ヲ公告ス  
第六章 會計  
第五十條 本國ノ事業年度ハ毎年四月ヨリ翌年三月迄トス  
第五十一條 本國ハ左ノ方法ニ依ルノ外業務上ノ餘裕金ヲ運用スル  
コトヲ得ズ  
一 國債、地方債又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ノ取得  
ヲ爲スコト  
二 大藏省預金部若ハ銀行ヘノ預金又ハ郵便貯金ト爲スコト  
第五十二條 總裁ハ設立ノ時及毎事業年度ノ初ニ於テ財産目録、貸  
借對照表及損益計算書ヲ作成シ定款ト共ニ之ヲ各事務所ニ備置ク  
モノトス  
第五十三條 前三條ニ規定スルモノノ外會計ニ關シ必要ナル事項ハ  
總裁之ヲ定ム  
第七章 定款ノ變更  
第五十四條 本定款ヲ變更セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ



ルモノトス

### 第二節 特殊保健並醫療保護

#### 一 精神病に對する施設

##### (一) 精神病者數

我國に於ける精神病者の數は社會組織の複雑なるに伴ひ逐年増加の傾向を示し精神病の病狀顯著なるもの、數を見るに昭和元年に於ては六〇、四〇九人を算したものが、昭和五年には七三、一六六人となり、更に昭和十年には八三、三六五人、昭和十四年には九二、五〇〇人となり昭和十五年には稍減じ九一、〇四六人となつてゐる。其他痴愚、白痴等の低能者の數も相當多數を算し、又近時モルヒネ、コカイン等の麻薬による中毒性精神病者も激増しつゝある。之等の病者は治療に長年月を要し殊に保護上に於て家族の蒙る困惑からざるのみならず、動もすれば公安を害する虞あるため、明治三十三年精神病者監護法が公布せられ、又大正八年には精神病院法が公布せられて精神病者保護治療の途が講ぜられてゐる。

##### (二) 精神病者收容監置

政府に於ては精神病者の對策としては其の保護治療の徹底を期する必要がある故に、政府では精神病者監護法及び精神病院法に依つて病者の監置又は收容に努力してゐるが、精神病院に收容されてゐるものは少數である。従つて公立精神病院及び代用精神病院を増設擴充して、成可く多數の病者を收容することに努むると共に、未收容の患者に對しても之に適切な保護治療の途を講じ、進んで精神病發生を未前に防止することに力を致してゐる。其の豫防對策としては國民優生法の實施、優生結婚の奨励、微毒の豫防撲滅、麻薬、酒精等の中毒防止、精神衛生思想の普及等各般に涉り夫々指導研究してゐる。

(豫防局豫防課調)

年 別	精神病院法に依るもの		精神病者監護法に依るもの		計
	公立精神病院に收容したもの	代用精神病院に收容したもの	同上以外の病院に監置したもの	其の他の場所に監置したもの	
昭和十四年	八、四〇八	八、三三三	八、七〇〇	八、三三三	二二、〇〇〇
昭和十五年	二、四二二	五、九八二	八、四〇四	三、八七六	二一、〇八四

#### (三) 精神病院

昭和十五年度精神病院は百六十三院であるが、その内精神病院法に依り府縣に設置を命じ既に開設の公立精神病院七院

資料(昭和十五年衛生年報)

年 別	精神病院		患者數		延入院患者數
	年 末 患 者 收 容 定 員	前 年 よ り 越	本 年 入 院	退 院	
昭和十四年	百六十三院	三三、六四三	八、四〇八	三、三九三	三、四四三、一〇四
昭和十五年	百六十三院	三三、五五五	八、三三三	三、二五五	三、三二四、八一九

#### 二 結核に對する施設

##### (一) 結核病院

昭和十五年度に於ては結核病院は一九五院であるがその内結核豫防法第六條に依り主務大臣が地方公共團體に設置を命

既に開設の療養所は四三ヶ所にして收容人員は八、七六〇人、公益法人に於て設置したる結核療養所にして同法第九條に依り國庫補助を爲すものは五ヶ所にして收容人員一、四一〇人である。

資料(昭和十五年衛生年報)

年 別	結核病院數		患者數		延入院患者數
	年 末 患 者 收 容 定 員	前 年 よ り 越	本 年 入 院	退 院	
昭和十四年	一八五	六、三三三	一八、八三三	六、七二二	三、七二一、六七〇
昭和十五年	一八五	六、三三三	一八、八三三	六、七二二	三、七二一、六七〇

#### 最近に於ける精神病者増減調

年 度 別	精神病者總數	人口一萬に付精神病者數
昭和十二年	九〇、九九五	一一、七七
昭和十三年	九〇、六一〇	一一、五五
昭和十四年	九二、五〇二	一一、六九
昭和十五年	九一、〇四六	一一、四五



同 十五年 一五五 二、四六六 七、四四三  
備考 患者数中「\*」印を附したるものは自費患者なり

(H) 結核患者届出

昭和十二年四月、法律第四十一號結核豫防法中改正法律により、同年七月以降醫師は環境上病毒傳播の虞ありと認めたる結核患者の届出をなすことになつた。昭和十六年度に於ける届出患者数は男十三、二五二人、女八、九三七人計二二、一九〇人である。

(三) 結核健康診断

結核健康診断については、従來我國で行つて居る實情は結核対策としては遺憾の點が甚だ多い。現在は結核豫防法に依る接客業者の健康診断の他、昭和十四年度以降小兒結核対策として都市の小學兒童に對し、又農村結核対策として歸郷者に對し健康診断を施行しつゝあるが、更に結核患者家族、事務所、商店、工場、學校等に於ける集團生活者、採用時の勞務者等にも健康診断を実施する必要があると思ふ。

結核豫防法に依る健康診断成績

資料(昭和十五年衛生年報)

年 別	要健康診断 健康診断を施行したる人員	患者数	受診人 従業禁止 員千にを命じた 付患者 人員
昭和十四年	一、九二二、九二五	一、七三三、三六三	一、〇〇七、〇七一

同 十五年 一、八二六、八四三 一、三三〇、〇六四 二、七六九 二、一五五  
備考 一 本表の健康診断を要する人員は地方廳に於ける結核豫防法施行細則規定のものなり  
二 表中「\*」印を附したる員数は二回以上健康診断を施行したるものなり

(四) 結核健康相談施設

結核健康相談施設は結核対策上結核療養所と共に車の兩輪をなすものであり、豫防の第一線的任務を帯び國民の結核豫防の指導に當るものである。患者の早期発見、早期治療を行ふと共に多數の自宅療養患者中必要なものに對しては巡回訪問、其の他の指導をする他結核豫防に關する各般の事業に當るのである。結核豫防の實を擧げるには此の種の施設の整備が先決問題であるに拘らず、我國では昭和十七年に於て公立健康相談所及保健所を合し僅かに四三九ヶ所に過ぎない。

健康相談施設調

(昭和十七年十二月一日現在) (衛生局調)

公立健康相談所	小兒結核豫防	保健所	計
納付金	一五三	四三	四〇
その他	四三	二〇三	四三九

(五) 結核患者療養並生活費補給

生活困難の爲療養生活を充分に出来ない患者に對しては努めて公費を以て療養所に入所せしめて居るが、尙自宅に在る之等の患者に對しては適當な療養を與ふると共に、更に療養の爲生活出來ぬ患者に對しては生活費の補給を現行結核豫防法其他に依り實施中であるが、極めて僅少な實狀である。

(六) 教員保養所

教職員の健康が國民教育に及ぼす影響の重大なるに鑑み、國民學校教員にして學校衛生上特に必要ありと認むる者の保養施設として、昭和十五年度に於て各道府縣に教員保養所の設立を計畫し、國庫補助(創設費二分の一以内、經常費三分の一以内)の下に其の設置を奨励しつゝある。昭和十七年度教員保養所設置狀況は既設のものは十七ヶ所設置中のもの十一ヶ所である。

教員保養所(昭和十七年度)

(文部省體育局衛生課調)

設置府 縣名	収容 定員	位 置	開所年月日	備考
北海道	五〇	有珠郡伊達町字末永町	昭和十五年八月廿七日	
北海道	一〇〇	虻田郡虻田町字洞爺湖温泉		工事中
宮 城	五〇	仙臺市長町字城路	昭和七年六月一日	
秋 田	四〇	由利郡道用村	昭和七年九月十日	

第五章 保健並醫療保護事業

三 癩に對する施設

郡 馬	施設名	開所年月日	備考
群馬	五〇 勢多郡桂笠村	昭和十四年三月十五日	工事中
東京	二〇〇 北多摩郡清瀬村		
神奈川	五〇 横浜市中西區最戸町大野	昭和六年十月廿五日	
富 山	五〇 勝負郡古里村	昭和五年十一月廿六日	
石 川	四〇 石川郡美川町	昭和五年十一月一日	
長 野	七〇 上高井郡須坂町大字小山	昭和七年四月一日	
岐 阜	五〇 稻葉郡方縣村	昭和十四年十二月廿四日	工事中
靜 岡	五〇 榛原郡相良町		
愛 知	一〇〇 知多郡大府町森岡	昭和十五年十月廿八日	工事中
滋 賀	三〇 甲賀郡雲井村		
京 都	五〇 宇治郡東宇治町		
兵 庫	一〇〇 有馬郡三輪町大原地内		
岡 山	五〇 兒島郡藤戸町	昭和七年四月五日	
廣 島	七〇 佐伯郡地御前村	昭和七年九月廿六日	
山 口	五八 吉敷郡東岐波村	昭和五年三月廿五日	工事中
愛 媛	五〇 松山市大字堀江	昭和七年十一月八日	工事中
福 岡	八〇 粕屋郡篠栗町大字金出		
長 崎	五〇 北高來郡諫早町上山		
熊 本	五〇 葦北郡日奈久町		
大 分	五〇 別府市大字鶴見		
鹿 兒 島	五〇 始良郡重富村		



(一) 癩患者数

昭和十五年十二月末現在の全国患者数調査によれば患者総数一五、八七三名にして、そのうち收容患者九、一二五名、未收容患者六、七四八名であつた。本調査は可能なる範圍に於て専門家による検診を行ひ調査の精密を期し、多数の新患者を發見し相當の成績を挙げたのであるが、地方の状況により調査洩れもあると考へられる故に、本調査による總患者数は現在の最小限度の數字を示したと言ふべきである。

(二) 癩療養所

我國の癩療防事業は、當初専ら社會事業として内外宗教關係者により經營せられ五つの私立癩療養所により實施せられたが、明治四十年癩療防法の公布せらるゝと共に、道府縣聯合立療養所五ヶ所を設置して患者の收容に努めた。大正八年三月全国一齊調査を實施し患者總數一六、二六一名を發見したが、當時の收容能力は私立癩療養所約三〇〇名、公立癩療養所約一、五三〇名、計二、〇〇〇名にも達せざる状態であつた。而して前記患者中實力を有せずして救護の必要を認むるもの約一萬に達するの實狀判明した故、政府は取敢へず其の半数五、〇〇〇人を收容し得る設備を講ずるの方針を決定し大正十年度以降年々公立癩療養所の擴張を図り、昭和五年には始めて国立癩療養所の建設を見るに至つた。昭和十一年末に於ける癩療養所の收容定員は国立一、九〇〇名、公立四、一一〇名、

私立九九〇名計七、〇〇〇名にして當初の目標たる一萬名を收容するには更に三、〇〇〇名を收容し得る設備を必要としたが、三井報恩會より建設費及設備費一切の寄附を受け、既設療養所の擴張並療養所の新設に依り昭和十二年度以降三年間に三、〇〇〇床を擴充し、以て患者一萬人を收容し得る所謂一萬床計畫を樹立した。本計畫は若干の遅延を見たが略々昭和十五年末を以て建設を終了し、收容者數九、一二五名、建物完成後に於ては優に一萬數百名の患者を收容し得ることとなり、昭和十六年七月より實施せられた公立癩療養所の国立移管と共に劃期的飛躍を遂ぐるこゝなつた。然れども昭和十五年未施行の患者数調査に依るに療養所を必要とするにも拘らず、尙收容するに至らずして療養に其の途を得ざる者は極めて多數存するのみならず、新患者の發生依然として跡を絶つに至らざるものあるは癩療防上甚だ遺憾とせらるゝ處にて、政府に於ては癩療防對策の第一期計畫とも云ふべき一萬床計畫の實現を機とし、我國に於ける癩根絶を目標とし速に適當なる措置を講ずる必要を認めてゐる。

昭和十七年九月末現在にては官私立癩療養所收容患者は收容定員九、五三〇人、收容實人員一一、〇八六人である。

官私立癩療養所收容患者調 (昭和十七年九月末現在)

(衛生局調)

癩療養所名

收容定員

收容實人員

長島愛生園	一、四五〇	一、八二七
栗生樂泉園	九七五	一、二一〇
星塚敬愛園	一、一二五	一、三〇二
東北新生園	六〇〇	六二四
多磨全生園	一、二〇〇	一、四一四
松丘保養園	五〇〇	八二八
邑久光明園	一、〇〇〇	一、二三七
大島青松園	六五〇	七〇五
菊池惠風園	一、〇〇〇	一、一七一
國頭愛樂園	四五〇	三七五
計	九、二五〇	八、八二三
私立		
待勞院	八五	七三
神山復生病院	一三〇	一二四
身延深敬病院	六五	六六
計	二八〇	二六三
總計	九、五三〇	一一、〇八六

四 トラホームに對する施設

(一) トラホーム患者數

トラホームは古來國民の間に廣く蔓延してゐる疾患であつて、昭和十五年中国各地方に於て行つた検診人員六百十三

萬八千餘人中トラホーム患者は六、八八%ある。之に依つて見るも現在尙可成の蔓延状況にある。然し長年行ひ來た豫防措置の效漸く顯れ、トラホーム患者は逐年減少の傾向にあるが、昭和十一年十月失明者の統計によれば、本病は五、五七八名の失明の原因であり捨て置き難い疾患である。

年別トラホーム検診成績

(豫防局防疫課調)

年次	検診人員	患者と決定したる人員	計	受診者百に對する患者の割合
昭和十四年	五、七〇七	三、七三三	三、七三三	七六・二
昭和十五年	五、〇〇〇	三、五七〇	三、五七〇	六八・一
同十六年	六、〇四四	二、五三三	二、五三三	六・六

(二) トラホーム豫防法による施設

トラホーム豫防法に關しては政府は大正八年三月トラホーム豫防法を制定し、毎年接客業者、工場従業者、壯丁、一般住民等七百萬人以上の者に検診を行ひ、罹患者に對しては治療の督勵を爲して居ると共に、市町村にあつては地方長官の指示に従ひ、トラホーム治療所を設置して検診並治療に力を注ぐ外、印刷物の配布、講演會の開催等により民衆の豫防知識を啓發し又豫防及治療の技術に關する講習會を開催する等の施設を講じてゐる。

昭和十六年三月末現在では道府縣立トラホーム治療所二



○、市町村立トラホーム治療所、一、二二〇、私立トラホーム治療所二三である。

### 五 花柳病に對する施設

#### (一) 花柳病患者數

花柳病の蔓延は人口對策上並に國民優生上に大なる影響を有する爲、大東亞戰遂行の現下之が防遏は極めて緊要である。近年壯丁検査の結果に於ては幸ひにして稍減少しつつあることは國民各自の自覺に依るものであるが、然し股販産業地帯に於ては増加の傾向にあることは憂慮に堪へない。戦時並戦後に於いて本病の蔓延の虞あることは世界大戰の例に徴しても明瞭である故、豫防思想の啓蒙普及に努めると共に診療機關の増設並に豫防設備の徹底整備を行ふ必要がある。從來本病豫防の對策としては、娼妓に對しては娼妓取締規則を以て相當徹底せる取締を行ひつゝあるが、藝妓、酌婦等業態者及其の他一般人に對しては取締の法規の徹底を缺く爲、現行花柳病豫防法の全面的改正を行ふ必要がある。尙今次支那事變の召集解除者に對して軍當局と政府は緊密なる連絡を保ち、再發の虞ある患者に對しては國費を以て之を治療し其の徹底を期してゐる。又次第に大陸、南洋等との交通繁劇を極むる結果、當方面に於ける本病豫防對策に付いても遺憾なき措置を講ずる必要がある。

#### 年別娼妓花柳病患者數

年別	娼妓	花柳病患者
昭和十四年	三、三〇四	六、八七三
昭和十五年	三、〇六二	三、八八一
昭和十六年	三、〇六二	三、八八一

#### 業態者健康診斷成績

年別	健康診斷	梅毒	淋病	軟性下疳	疥癬	計
昭和十四年	三、六八八	二、八三三	一、四九〇	八、九〇九	九六、三九五	一〇三、六六七
昭和十五年	三、七〇〇	二、五七六	一、〇六六	七、三三三	八六、三八七	九二、三六〇
昭和十六年	三、〇六二	二、〇七五	一、〇六六	八、八八三	六八、三六四	七四、三六八

#### (二) 娼妓病院

昭和十五年末現在の遊廓は三二四箇所にして前年に比し一九箇所を減じたり、その遊廓に於ける同年中の娼妓一日平均數は三四、九六六にして前年に比し四、二八四人を減じたり。是等娼妓の爲に設けたる健康診斷所は二九七箇所にして前年に比し一六箇所を減じた、又此の診斷所に於て診斷を受けたる者の延人員は二、三〇六、二〇四人にて前年に比し二一八、七四九人を減じた、この受診人員中有病と認められたもの六〇、六五九人であり此の割合は二・六三%である。是等の有病娼妓を入院せしむべき病院は一二三箇所(病院の體を備へざる治療所二〇をも含む)である。

### 娼妓病院

資料(昭和十五年衛生年報)

年別	娼妓病院數	患者數	入院患者	同	上	一患者の平均在院日數
昭和十四年	一四〇	一、〇〇六	一、三三二	一、〇〇六	一、〇〇六	一、五八二
昭和十五年	一四〇	一、〇〇六	一、三三二	一、〇〇六	一、〇〇六	一、五八二

#### (三) 花柳病診療所

昭和二年より施行せられ居る花柳病豫防法は其の一部未施行の部分ありしが昭和十三年四月二十日より施行せられた。同法第二條により主務大臣が市又は特に必要と認むる其の他の公共團體に對し診療所の設置を命じたるものは昭和十五年

### 花柳病診療所

資料(昭和十五年衛生年報)

年別	診療所數	患者數	入院患者	延人員	實人員
昭和十四年	五七	一、〇〇六	一、〇〇六	一、〇〇六	一、〇〇六
昭和十五年	五七	一、〇〇六	一、〇〇六	一、〇〇六	一、〇〇六

### 六 麻薬中毒に對する施設

麻薬中毒患者とは麻薬の連用に因つて精神的、肉體的に中毒症候を呈するものである。内地に於ては其の數極めて少數

末現在に於て鳥取、福岡の二縣及一〇公共團體である、その中本年末現在に於ける開所の診療所は縣立一、公共團體一にして、設置を命じた箇所數は一八箇所なり、而して本施設により業態上花柳病傳播の虞ある者其の他一般人にして本病傳播の虞ある者を診療しつゝあると共に未完成の分も着々工事の進捗を見つゝある。

又同法第四條に依り前項の診療所の機能を補正する代用花柳病診療所が一八三箇所ある。診療所に於ける本年中の入院患者は合計九、八二四人、外來患者は同二、三三、九三九人にして之を一診療所に平均すれば入院患者三六、三九人、外來患者八八、六六人に當る。

資料(昭和十五年衛生年報) 其の他の診療患者數

年別	診療患者數	入院患者	外來患者
昭和十四年	一、〇〇六	一、〇〇六	一、〇〇六
昭和十五年	一、〇〇六	一、〇〇六	一、〇〇六

であつたが、近時國際間の交通頻繁を加ふるに従ひ外國の惡風を輸入するものがあり、最近に於ては例へば「ヘロイン」を喫煙に使用したり、或は中毒者に名を藉り麻薬を手に入れ之を不正に配布して中毒者の増加を圖る等、麻薬亂用の傾向



次第に濃厚となり憂慮すべき實情を呈することとなつた爲、政府に於ては麻薬取締規則の一部を改正し、昭和十年一月一日より麻薬中毒患者を診察する醫師に對し其の患者の住所、氏名及中毒麻薬の種類並中毒治療の目的を以て麻薬を配合する処方箋を交付したときは患者の氏名、薬名、分量、用法、處方の年月日及使用期間等を届出しむる義務を命じ、同時に各地方長官に對し嚴重取締の勵行方を通牒した。

尙之等中毒者に對しては各地方長官に於て醫師會、齒科醫師會、藥劑師會等と緊密なる連絡を執り其の防止に努むると共に、一面大阪府神奈川縣警視廳等に於ては社會事業團體等と協力して精神病院其の他に收容治療を加へつゝある情況であるが、之等は稍もすれば其の徹底を缺く憾なしとしない。

七 傳染病に對する施設

(一) 傳染病

(イ) 法定傳染病患者數

我國に於ては明治三十年に現行の傳染病豫防法を制定せられ、爾來明治末年に至る十五年間は赤痢、腸「チフス」及「チフテリア」の如き常在多發疾病の抑壓と「ベスト」、「コレラ」及痘瘡の驅逐に主力を注ぎ従前人口萬對發生率二十人前後に上りし赤痢は、豫防法の實施に依り之を挫折して三分の一に減せしめた。次に大正時代十五年間の防疫業績としては「ベ

スト」、「コレラ」及痘瘡の撲滅に相當の功績を揚げ亦赤痢及「チフテリア」は概ね平靜に終始したるも腸「チフス」の擡頭に悩んだ。昭和十五年間に於ける之が消長を顧みるに「ベスト」、「コレラ」及痘瘡の防遏に就ては愈々完成の域に達して殆ど其の奇襲を制するを得た。然れども常在傳染病に於ては腸「チフス」の如き稍小康の狀に在りと謂へるが尙舊態依然の域を脱せず、而も赤痢は格別激増の狀を呈し、將に往年の赤痢禍時代に回歸した感がある。又猩紅熱が最近加速度的に激増を呈し、「チフテリア」も昨年來急に擡頭した事は注目すべきことである。

法定傳染病患者數

資料(昭和十五年衛生年報)

病名	患者	死者
赤痢(疫痢を含む)	八三、六九六	一九、八四六
腸チフス	四〇、七五六	六、四六三
バラチフス	六、二六五	三五〇
痘瘡	五七五	七四
猩紅熱	一九、三二七	四一〇
チフテリア	三八、四一二	四、二八九
流行性腦脊髄膜炎	一、四六三	六七四
合計	一九〇、四九七	三二、一〇六

(ロ) 法定傳染病以外の急性傳染病

法定傳染病以外の急性傳染病は宮内傳染病豫防令又は學校傳染病豫防規程に定むる百日咳、麻疹、流行性感冒、流行性耳下腺炎、風疹、水痘等を始とし尙流行性腦炎其の他にも多數考へらるゝも流行性感冒及流行性腦炎は特に豫防措置を講ずる必要がある。昭和十五年中に於ける流行性感冒發生患者

傳染病院、隔離病舎、隔離所及消毒所

傳染病院

市の設立に依るもの

町村組合若は之に準ずべきもの設立に係るもの

町村組合若は之に準ずべきもの設立に係るもの

計

年別	市の設立に依るもの		町村組合若は之に準ずべきもの設立に係るもの		町村組合若は之に準ずべきもの設立に係るもの		計
	病院並隔離所數	患者數	病院並隔離所數	患者數	病院並隔離所數	患者數	
昭和十四年	一一五	一〇、七〇二	七〇八	九、四四〇	一五六	三、七八六	九八九
昭和十五年	一三六	一一、一三二	六八三	九、〇六四	一六〇	三、八二一	九七九
昭和十四年	八五	一、四四七	六、四〇三	六〇、五九四	四二八	六、二二三	六八、二六四
昭和十五年	一〇七	一、七三〇	六、三一九	五八、七四七	四三二	五、九五八	六六、四三五
昭和十四年	八	一一、二一六	五三	三三五	二	八	六三
昭和十五年	八	一一、三一六	五二	三三七	二	八	六二
							一一七

第五章 保健並醫療保護事業

資料(昭和十五年衛生年報)

の總數は八八、九一二人にて内死者八四二人、流行性腦炎は患者總數五二九人内死者二六一人である。  
(二) 傳染病院、隔離病舎、隔離所、消毒所  
傳染病豫防法に依り設置の傳染病院、隔離病舎、隔離所、消毒所設置状況をみるに左の如くである。



### 八 寄生蟲に對する施設

寄生蟲は我國に於ては十二指腸蟲、蛔蟲等相當廣範圍に蔓延して居るが、殊に農村に著しく、地方によつては住民の九〇%餘が寄生卵保有者である所さへある。全國農村の平均についても實に農民の約六〇%に於て寄生蟲卵が證明せられる現狀である。兵力、勞務乃至人口の培養基地とも言ふべき農村に於て之等寄生蟲病が蔓延して居ることは、その及ぼす影響に思を致すとき誠に寒心に耐へない。寄生蟲蔓延の根本は糞尿處理の不完全によるものであつて、政府に於ては寄生蟲豫防法により寄生蟲驅除を行ふと共に、厚生省式改良便所又は糞尿共同貯溜槽の設置を奨勵し、蔓延防止に努力してゐる昭和十五年度以來寄生蟲蔓延の比較的高率な府縣中より各一ヶ村を選び寄生蟲病豫防模範地區とし、全戸に厚生省式改良便所を設置し徹底的撲滅を圖り、その實績をとり他町村に及ぼさんと企圖してゐる。

昭和十六年に於ける各種寄生蟲病検査驅除狀況は被検査人員五八四、三四〇人、各種寄生蟲卵保有者實數二六〇、二九九人同上被検査人員に對する百分比四四、五五、蠅蟲卵保有者實數二〇五、四九四人、同上被検査人員に對する百分比三五、一七、十二指腸蟲卵保有者實數四六、二三〇人、同上被検査人員に對する百分比七・九一、投藥人員六八六、九八七人で

ある。

### 九 マラリアに對する施設

我國に於ては「マラリア」を媒介する蚊族の發育に都合よき京都、滋賀、青森、福井、沖繩等に主として三日熱「マラリア」が發生してゐるが、四日熱「マラリア」及熱帶熱「マラリア」も沖繩縣に發生を見て居り、更に近時支那大陸との交通頻繁を加へるに及んで、前記三種の「マラリア」に罹患して歸るもの漸く多く、歸還將兵中にも感染者不尠あり、内地に於て傳播の虞もあり警戒を要する。幸に現在著しい蔓延を示して居ないが充分警戒の必要がある。「マラリア」流行の地方には政府は本病豫防撲滅の爲に補助金を交付してゐるが、特にその被害の甚しい沖繩縣には、昭和十六年度より政府に於て特別の豫算を計上して本病の防遏を徹底せしめる方針を取つてゐる。

昭和十七年一月より七月迄の累計マラリア患者發生狀況は三、二二〇名である。

### 第三節 國民優生方策

昭和十五年五月一日に公布された國民優生法は、昭和十六年六月六日同法施行令勅令第六八一號の公布に依り、十六年

七月一日より第六條を除き實施されたが、厚生省では左の如く國民優生法施行規則の一部を改正、昭和十七年十一月一日り實施することとなつたが、之が改正の理由は後記の如く豫防局から發表された。

厚生省令第四十四號（昭和十七年九月九日公布）

昭和十六年六月厚生省令第二十二號國民優生法施行規則中左ノ通改正ス

第十七條第二項中「日ノ前日」ヲ「日前七日」ニ改メ様式第十號ヲ別記ノ如ク改ム

附 則

本令ハ昭和十七年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス（様式略）

### 國民優生法施行規則改正の件

#### 一、改正事項

醫師が醫療上行ふ生殖不能手術處置又は妊娠中絶の事前届出は施行豫定日の前日迄なりしを前七日迄に引上げ右届出様式も改正し單に病名なりしを詳細記入のこととせり。

#### 二、改正理由

民族永遠の發展を圖る爲には先づ産兒制限の惡思想を根絶し不當なる生殖不能手術處置及び妊娠中絶を阻止し以て健全人口の増加を計らざるべからず而して従前はかかる處置は醫師が何等の手續もなく行ひ來たれるを優生法により必ず前日迄に届出をなすべきこととせる處昨年七月施行以來本年三月迄に約一萬九千件の多きと上れるが、その内には時として豫察目的に藉口して不當なる手

術處置が濫用され産兒目的に用ふるものが必ずしも少なくないと認められる點もあるを以て今回右届出を施行豫定日前七日迄に改正し此の期間に充分徹底的なる調査をなし不當なるものは嚴に阻止し惡性のもは嚴罰に處することとせり。

## 第六章 母性並兒童保護事業

### 第一節 一般母性並乳幼児保護

#### 一 結婚の奨励

##### (一) 結婚奨励施設

人口増加を圖るためには婚姻年齢を早めることが必要である。そこで厚生省では昭和十六年十月二十七日結婚奨励に關する次官通牒を發し、結婚思想の普及啓發、結婚の奨励及び斡旋、結婚費用の徹底的輕減等について指示したが、結婚斡旋施設は昭和十八年三月現在に於て公營四五七、團體經營六六、個人經營二三、計五四六である。

##### (二) 優生結婚資金貸付斡旋

厚生省並に庶民金庫後援の下に、國民優生聯盟では、昭和十六年四月より健全な身心を有する者が、資金を持たないために結婚を延期することのないやう庶民金庫から簡易に結婚資金の貸付を受け得られるやう斡旋して來たが（貸付に關す



る規定は本年並昭和十七年版二〇四頁参照)、幹旋開始以來の事業成績は次の通りである。

昭和十六年度幹旋件数及び金額	六五件	一六、九五〇圓 (一人平均二六〇圓)
内貸付済判明者	三二件	
取	消	一一件
昭和十七年度幹旋件数及び金額	四二件	一一、四〇〇圓 (一人平均二九五圓)
内貸付済判明者	一三件	
取	消	三件

尙同聯盟では、昭和十七年度より結婚資金貸付幹旋を爲したる者に對し、出産の場合には出産祝金として二十圓を交付することゝなつたが、同年度に於ける交付件数一三件、金額二六〇圓である。

(三) 優生結婚表彰及産兒獎勵金

國民優生聯盟では厚生省後援の下に優生結婚を獎勵するため、昭和十六年四月以降特に健全にして優秀なる優生結婚と認められる家庭約三百組を選定して表彰し、その産兒に對して獎勵金を交付して來てゐるが(表彰及産兒獎勵金交付規定は本年並昭和十七年版二〇三頁参照)、現在迄に申込みたるものは比較的少なく開始以來の事業成績は左の如くである。

昭和十六年度表彰家庭及産兒獎勵金交付件数	表	彰	家	庭	二	五	件
----------------------	---	---	---	---	---	---	---

産兒獎勵金交付 一〇件 (金額五〇〇圓)  
昭和十七年度表彰家庭及産兒獎勵金交付件数

表	彰	家	庭	八	件
産兒獎勵金交付	一	六	件	(金額八〇〇圓)	

(四) 結婚報國懇話會の設立

結婚が人口増強の根幹たるに鑑み、人口政策確立要綱の趣旨に則り結婚促進の一大運動の推進力となり、結婚に關する正しき思想の普及に努め、個人を基礎とする結婚觀を排して家と民族とを基礎とする結婚觀の確立徹底を圖ると共に、結婚獎勵上必要なる事業を行ふため、昭和十七年一月武井生厚次官を會長、中村人口局長を理事長とし、軍官民の權威者百餘名を網羅した結婚報國懇話會が設立され、政府の施策に協力して時局下人口政策の遂行に寄與することゝなつた。

結婚報國懇話會會則

- 第一條 本會は結婚報國懇話會と稱す
- 第二條 本會は事務所を厚生省人口局母子課内に置く
- 第三條 本會は結婚獎勵に關し必要なる事業を行ひ政府の施設と相俟つて結婚を促進し我が國人口の増強に寄與することを以て目的とす
- 第四條 本會は前條の目的を達する爲左の事業を行ふ
  - 一 結婚報國思想の啓發
  - 二 適齡結婚及健康結婚の獎勵
  - 三 結婚幹旋の獎勵

四 結婚幹旋機關の設置獎勵及相互の聯絡

- 五 結婚行事の改善
- 六 結婚に關する迷信の打破
- 七 關係團體との聯絡協調
- 八 結婚問題に關する調査研究
- 九 其の他本會の目的達成に必要な事業
- 第五條 本會に左の會員を置く
  - 一 正會員 結婚の獎勵、指導又は幹旋を目的とする團體又は施設の役員にして本會の趣旨に賛同し参加する者
  - 二 特別會員 結婚に關し學識経験を有する者にして本會の趣旨に賛同し参加する者
  - 三 名譽會員 本會に特に功勞ありたる者
  - 四 維持會員 本會に對し千圓以上寄附したるもの
  - 五 贊助會員 本會に對し百圓以上寄附したるもの

- 第六條 本會に左の役員を置く
  - 會長 一名、理事 若干名 (内一名を理事長、二名を常務理事とす) 監事 若干名、評議員 若干名

- 右の外顧問若干名、參與若干名を置くことを得
- 第七條 會長には厚生次官の職に在る者を推戴す
- 理事長には厚生省人口局長の職に在る者を推す
- 常務理事は理事中より會長之を委嘱す
- 理事、監事及評議員は會長、關係官公署の官公吏又は學識經驗ある者の中より會長之を委嘱す
- 顧問及參與は關係官公署の官公吏又は學識經驗ある者の中より會

長之を推挙又は委嘱す

- 第八條 會長は本會を代表し會務を總理す
- 第九條 理事長は會長を輔佐して會務を執行し會長事故あるときは之を代理す
- 常務理事は常務を處理し理事長事故あるときは之を代理す
- 第十條 理事は理事會を組織して會務を審議す
- 理事會の議事は出席者の過半数を以て決す可否同數なるときは議長の決するところに依る
- 第十一條 監事は會計事務を監査す
- 第十二條 評議員は評議員會を組織し重要な會務を議決す
- 第十三條 顧問は特に重要な會務に付會長の諮問に應ず
- 第十四條 參與は事業方針の決定其の他重要な會務に參與す
- 第十五條 第六條の役員は任期は二年とす但し重任を妨げず
- 官公吏たる役員は其の在職期間中とす
- 補缺として就任したる役員は前任者の殘任期間とす
- 役員は任期満了となるも後任者の就任する迄仍其の職務を行ふ
- 第十六條 本會は必要に應じ幹事、主事、書記其の他の職員を置き會長之を命免す
- 第十七條 本會の經費は左の收入を以て之に充つ
  - 一 補給金
  - 二 寄附金
  - 三 其の他の收入
- 第十八條 本會の會計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る



第十九條 本會の豫算は年度開始前評議員會の議決を経ることを要し決算は年度終了後一ヶ年以内に評議員會の承認を経ることを要す

第二十條 本會は必要に應じ特別會計を設けることを得

## 二 多子家庭の保護

### (一) 優良多子家庭の表彰

人口増強の一方策として、厚生省では、昭和十五年度から全國に亘つて優良多子家庭を表彰し、毎年十一月三日明治節の佳辰を卜して厚生大臣名の表彰状と記念品とを地方長官を通じて傳達して來たが、之等表彰を受けた優良多子家庭は昭和十五年度一〇、六二二、昭和十六年度二、一四五、昭和十七年度一、五〇二である。

表彰を受けた優良多子家庭についてみるに毎年その傾向が同じく、先づこれらの多子家庭は都市に少く地方の町村に多く、昭和十七年度に於ては村約五割六分、町約二割三分を占め、更に之を職業別に見ると、農業が全表彰家庭の六割二分以上に達し、農村が所謂人口の重要な貯水池であることを示してゐる。次に家庭の經濟狀態別に見ると、中流家庭が最も多くて六割八分強、次が中流以下の家庭、最も少いのは上流家庭である。又、母の第一子分娩時年齢は二十歳以上二十五歳未満のものが半数以上を占め、十五歳以上二十歳未満の

もの四割三分近くを占めてゐる。即ち、所謂適齡期結婚の獎勵が人口増強の一方途として重要なことを物語つてゐる。

尙昭和十七年度優良多子家庭表彰要綱は次の通りである。

### 優良多子家庭表彰要綱

#### 一、趣旨

堅實なる家庭を營み子女を健全に育成するは國民生活の根幹たる家の基礎を鞏固ならしめ國體の培養に寄與する所以なり殊に多數の子女を擁し之が養育を全ふするは一般の艱難となすに足るものとす仍て是等の家庭を表彰し以て兒童愛護精神の昂揚を圖り家族制度の確保と國運の隆昌に資せん

#### 二、被表彰者

- 被表彰者は左の各號に該當し他の模範とするに足る家庭の父母とす但し父又は母なきときは其の現に在る一方とす
- 1、父母を同じうする滿六歳以上の嫡出の子女十人以上を自ら育成したること
  - 2、子女(六歳未満の子女をも含む以下之に同じ)中死亡したる者無きこと但し戰役事變に因り又は天災地變等避く可からざる事由に依り死亡したる者は之を生存者と看做すこと
  - 3、子女は何れも心身共に健全なること但し戰役事變に因り又は天災地變等避く可からざる事由に因り健全ならざるに至りたる者は之を健全な者と看做すこと
  - 4、父母及び子女は何れも性行善良にして其の家庭堅實なること

#### 三、表彰期日

昭和十七年十一月三日  
四、表彰方法

厚生大臣名の表彰狀並に記念品を地方長官より傳達するものとす

### (二) 優良多子家庭子女育英費補給

多子家庭の保護については、單に表彰するに止まらず、進んで各種の經濟的援助の方策を講じてその生活の安定を圖ることが必要であるが、就中多子家庭で最も悩みとするものは子女の教育費の問題である。依つて厚生省では、先づ昭和十六年度から優良多子家庭の子女の育英を實施することとし、厚生大臣の表彰を受けた優良多子家庭の子女中、資力の關係上中等學校以上の教育を受けることが困難な者に對し學費の全部又は一部補給を行ひ、以て多子家庭の經濟的保護の一方途とすると共に人材の育成並に多産の獎勵に資することとなつた。

昭和十七年度の優良多子家庭子女育英費補給要綱並に補給狀況は左の如くである。

### 優良多子家庭子女育英費補給要綱

第一 厚生大臣の表彰を受けたる多子家庭の子女にして左の各號に該當するときは豫算の範圍内に於て其の修學に必要な學費の全部又は一部の補給を爲すことを得ること

一 表彰を受けたる父母の子女にして其の家庭に於て養育せらるる者なること

二 學費不足の爲中等教育以上の教育を受くること困難なる者なること

三 他の施設に依り學費の補給を受けざる者なること

四 身體強健、性行善良にして其志操堅實なる者なること

五 學力優秀にして將來成業の見込ある者なること

第二 補給額は中學校、高等女學校、師範學校、實業學校及之等に在るものに在學する者にありては一人年額二百圓以内、高等學校、專門學校、大學及之等に在學するものに在學する者に在りては一人年額五百圓以内なること

第三 學費の補給を受けんとする者は四月二十日迄に左の書類を具し市(區)町村長を経由し地方長官に之を提出すること

一 學費補給願(別記第一號様式略)

二 履 歴 書(別記第二號様式略)

三 已に履修したる最近三年間に於ける學業成績及性行に關する證明書(別記第三號様式略)

四 身體検査書

五 家族調査書(別記第四號様式略)

入學前に前項の出願を爲したる者其の入學確定したるときは直に別記第五號様式(略)に依り地方長官に之を届出づること

第四 學費補給の決定を受けたる者は其の通知を受けたる日より二週間以内に別記第六號様式(略)に依る誓約書を地方長官に提出すること

第五 學費の補給を受くる者又は其の父母若は父母に代る者左記各號の一に該當するに至りたるときは其の事由の發生したる日より



二週間以内に其の旨地方長官に届出づること

- 一 學費の補給を受ける者又は其の父母若しくは之に代る者死去、轉籍、改姓、其の他身分關係に異動ありたるとき
- 二 學費の補給を受ける者の父母又は之に代る者其の職業及住所を變更したるとき
- 三 學費の補給を受ける者轉校又は休學し若しくは停學、退學又は放校處分を受けたるとき

校處分を受けたるとき

第六 學費補給を受ける者所定の學校を卒業したるときは當該學校長の卒業成績證明書を具し地方長官に之を届出づること

第七 學費の補給を受ける者己むを得ざる事由に依り轉校、休學又は退學せんとするときは其の事由を詳具し予め地方長官の承認を受けること

第八 學費の補給を受ける者左記各號の一に該當するときは學費補給の停止、廢止若しくは補給金の全部又は一部の返納を命ずることあるべきこと

- 一 學費の補給を受ける者成業の見込なきに至りたるとき
- 二 學費補給を受ける者休學し又は轉校理由認められざるるとき
- 三 學費の補給を受ける者停學、退學者は放校處分を受けたるとき
- 四 所定の届出を懈怠したるとき
- 五 虚偽若しくは不正の届出を爲したるとき

優異多子家族子女育英費補給狀況調(昭和十七年度)  
(厚生省人口局母子課調)

表影家庭

被育英者の在學先別内譯

數(昭和十五年) 被育英者 數 家庭數 中等學校 專門學校以上 補給額

六年度) 二、七七一 五五三 三九二 一九五 六一 五五三 六〇、四九二

三 妊産婦保護

(一) 妊産婦手帳制の實施

我が國の死産數は昭和十二年約十一萬、昭和十三年約十萬であつて、最近稍々減少してゐるが、尙百回の出産に付き約五回の死産がある。之を六大都市に就てみると、百回の出産に付き平均六・八回の死産であつて、流産を合せると、一年間に流産の爲に失はれる全國の胎兒損失は、日本婦人科學會の調査に依ると、三十數萬に達することが推算されてゐる。又妊娠及び産に依る母體死亡は昭和十三年に於ては四、八七七である。更に昭和十三年の先天性弱質に依る乳兒死亡は六〇、五六八であつて、早産が其の最も主要な原因をなしてゐると云はれてゐる。人口増強の要請せられてゐる現下に於て、之等の年々三十萬に上る流産、五千に達する母體死亡を防止すると共に六萬に達する先天性弱質乳兒死亡の減少を圖することは最も急務であつて、之が爲には一般母性保護、特に妊産婦の保健指導並に保護を徹底強化することが要望せられ、厚生省では昭和十七年七月十三日厚生省令第三十五號を

以て妊産婦手帳規程を公布し、我が國母性保護史上劃期的な妊産婦手帳制度を採用實施した。

妊産婦手帳制は、妊娠した場合醫師又は助産婦の證明を得て、之を届出づることによつて誰が妊婦であるかを確定し、妊娠の國家的意義を知らしめると共に妊娠中に於ける自他の愛護を進め、又妊娠中の診察を勵行することに依つて諸種疾患の早期発見と早期治療をなし、流死早産を未然に防止する外妊娠及び分娩時の母體死亡を軽減するを其の主要な目的としてゐるが、更に此の目的を十分に達する爲には、右の方策と併せて、届出妊産婦に對し妊産用必需物質及び食糧の配給、優先的配給が必要であつて、政府では妊産婦手帳規程の公布と共に、妊産婦及び育兒の爲にする必需物資の配給に就て本制度を活用するやう各地方長官に對し厚生・内務・農林・商工次官の共同通牒を發した。

妊産婦手帳規程

(厚生省令第三十五號)  
(昭和十七年七月十三日公布)

第一條 妊産婦(産後一年以内ノモノヲ含ム)及乳兒ノ保健指導其ノ他保護ノ徹底ヲ圖ル爲本令ノ定ムル所ニ依リ妊産婦ニ妊産婦手帳ヲ交付ス

第二條 妊産婦手帳ハ別記様式ニ依ル

第三條 妊産婦手帳ハ地方長官之ヲ發行ス

本令ニ定ムルモノノ外妊産婦手帳ノ交付其ノ他妊産婦手帳ニ關シ必要ナル事項ハ地方長官之ヲ定ム

第四條 妊娠シタル者ハ速ニ左ノ事項ヲ具シ其ノ居住地ヲ管轄スル地方長官ニ妊産婦届出ヲ爲スベシ

一 氏名、生年月日及居住地

二 世帯主ノ氏名

三 妊娠月數及出産豫定日

前項第三號ノ事項ニ付テハ醫師又ハ助産婦ノ證明ヲ附スベシ但シ醫師又ハ助産婦ノ證明ヲ受クルコト困難ナル場合ハ此ノ限りニ在ラズ

第一項ノ規定ニ依リ届出デタル事項ニ變更アリタルトキハ遅滞ナク其ノ旨届出ツベシ

第五條 妊産婦手帳ハ之ヲ毀損シ若ハ亡失シタル場合又ハ其ノ餘白ナキニ至リタル場合ニ限り同一妊娠ニ關シ重ネテ交付ヲ受クルコトヲ得

第六條 妊産婦手帳ノ交付ヲ受ケタル者妊娠ニ非ザルコト判明シタルトキハ遅滞ナク地方長官ニ其ノ旨ヲ届出デ妊産婦手帳ヲ返還スベシ

第七條 妊産婦ハ保健所、醫師、助産婦又ハ保健婦ニ就キ力メテ腹保健指導ヲ受クベシ妊産婦ハ保健所、醫師又ハ助産婦ニ就キ診察治療、保健指導又ハ分娩ノ介助等ヲ受ケタルトキハ其ノ都度妊産婦手帳ニ診察、治療又ハ保健指導ノ要領、新産兒ノ體重、在胎月數等ノ記載ヲ受クベシ保健婦ニ就キ保健指導ヲ受ケタルトキ亦之ニ準ズ

第八條 妊産婦死亡シタルトキハ世帯主又ハ家族ヨリ妊産婦手帳ヲ遅滞ナク地方長官ニ返還スベシ但シ出産兒生存スル場合ハ此ノ限



ニ在ラズ

前項但書ノ場合ニ於テハ世帯主又ハ家族ヨリ妊産婦死亡シタル旨  
地方長官ニ届出ヅベシ

第九條 妊産婦手帳ハ行政廳ノ定ムル所ニ依リ妊産育兒ニ關シ必要  
ナル物資ノ配給其ノ他妊産婦及乳幼児保護ノ爲必要アル場合ニ之  
ヲ使用セシムルモノトス

第十條 本令ニ依ル妊産婦手帳以外ノ手帳ニハ妊産婦手帳ナル名稱  
ヲ用フルコトヲ得ズ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
別記様式(略)

尙厚生省では、妊産婦手帳規程の公布施行に伴ひ、妊産婦  
手帳の活用と相俟つて左の實施要綱に依り妊産婦の保健指導  
及び保護の徹底強化を期した。

昭和十七年度妊産婦保健指導及保護實施要綱

第一方 針

妊産婦の保健指導を徹底すると共に特別の保護を供與する爲妊産  
婦手帳制を實施し母子保健の向上、流早死産、母體死亡の防止、  
健康兒の出生増加を圖り國力の根基を培養せんとす

第二 妊産婦手帳制

一、妊産婦手帳制は妊産婦手帳規定に依り省令公布の日より之を  
實施すること  
二、妊娠の徴候ある者は速かに(成るべく)妊娠第三、四ヶ月頃迄

察を受け妊産婦手帳に診察時妊娠月數及出産豫定日の記載を受く  
ことを得しむるやう措置すること

第三 妊産婦の保健指導

一、妊産婦に對しては届出後少くとも妊娠第五、六ヶ月頃迄に第八、  
九ヶ月頃に醫師又は助産婦に就き診察又保健指導を受けしむる  
こと

二、妊産婦に對しては尿検査及血算検査を受けしむると共に成るべ  
く血清検査を受けしむること

三、醫師、助産婦にして妊産婦の診察、保健指導者は分娩の介助  
を爲したるとき又は醫師にして治療を爲したるときは其の都度  
妊産婦手帳を提示せしめ診察、治療、保健指導の要領、分娩記  
事等を記載すること尙保健婦にして保健指導を爲したるとき亦  
之に準ずること

四、妊産婦の診察は別紙妊産婦診察要領に依ること

五、保健指導に當りては保健所、健康相談所、衛生試験所其他  
の保健施設を積極的に關與活動せしむること

六、醫師會、母性保護會、助産婦會等の協力を得無料診察等を實施  
し保健指導の徹底を圖ること

七、醫師又は助産婦に就き診察及検査を受ける費用は各自の負擔  
とするも生活に餘裕なき爲醫師又は助産婦に就き診察又は尿檢  
査を受けること能はざる者に對しては市町村に於て診察券(檢  
査を含む)を無料交付し診察又は検査を受けることを得しむる  
やう措置すること  
八、疾病に罹れる者に對しては治療に努めしむると共に嚮附保護

第六章 母性並児童保護事業

に)醫師又は助産婦に就き診察を受け妊娠と認められたる者は  
運滞なく別記様式に依り妊産婦届出を爲すこと

妊産婦手帳規程公布の際妊娠中の者は七月中に届出を爲すこと  
三、前號の妊産婦届出書中診察時妊娠月數及出産豫定日は醫師又は  
助産婦に就き其の記載を受けること(別紙に記載を受け届出書  
に添附するも支障なきこと)とするも醫師又は助産婦に就き診  
察を受けること困難なる地域等に於ては本人の妊娠自覺に依り  
届出を爲し得ること

四、妊産婦届出用紙は作成の上醫師、助産婦、町内會、部落會、方  
面事務所等に配付し置き妊産婦届出を爲さんとする者に交付する  
こと

五、妊娠届出を受けたるときは妊産婦手帳に妊婦氏名、生年月  
日、居住地、出産豫定日、世帯主氏名、交付年月日等を記載し  
之を交付すること

六、妊産婦手帳規程第四條第一項、第三項、第六條及第八條の規  
定に依る届出、申告、返還は市町村長(東京市、京都市、大阪  
市、名古屋市、横濱市及神戸市に在りては區長)を經由せしめ  
市町村長限りに於て處理するを得しむること

妊産婦手帳の交付、再交付に付亦同し  
七、届出及申告は隣組長、町内會長、部落會長等を經由せしむる  
ことを得ること

八、醫師又は助産婦に就き診察を受ける費用は各自の負擔とする  
も生活に餘裕なき爲醫師又は助産婦に就き診察を受けること能  
はざる者に對しては市町村に於て無料診察券の交付等に依り診

制度並に施設の活用を圖り瘠瘵に遺囑なからしむること

九、妊産婦の診察及保健指導方法に付いては醫師會、母性保護會、  
助産婦會等と聯絡し醫師及助産婦の協議會、講習會等を開催し  
其の適正統合を圖ること

十、保健婦、巡回指導婦、母性輔導員、方面委員等に依り指導の  
徹底を圖ること

第四 妊産婦の保護

一、妊産婦の家族、事業主、一般社會に對し妊産婦保護の重要性  
を理解せしめ其の徹底を圖ること

二、妊産婦に對する食糧、榮養品、妊産婦用物資、乳兒用物資等  
の配給及購入の圓滑及確保に付ては特に留意すると共に物資の  
配給及購入に付ては妊産婦手帳に依り簡便且優先的に取計ふこ  
と

三、出産の際に於て醫師、助産婦を招聘し又は病院、産院等に至  
る交通上の便益を確保する等の措置を講ずること

四、勤勞婦人に對しては母性保護の方策に留意し特に工場、事業  
場、農山漁村等に於ては妊娠中及産後の休養、榮養、勞働軽減  
等に關して改善徹底を圖ること

五、婦人會、女子青年團、隣保班等の活動奉仕に依り妊産婦に對  
する協力援助を圖ること

六、母性の社會的、公共的活動(例へば防空訓練、勤勞奉仕等)  
を求むる場合には母體保護及育兒上苟も障害を及ぼすか如きこ  
となきやう注意すること  
七、空襲時其他非常の場合には流早死産を誘發する惧多きを以



第六章 母性並児童保護事業

て之が保護に遺憾なきを期すること

第五 妊産育兒思想の啓發振興  
妊産婦其の他に對し妊産育兒の國家的意義を認識せしむると共に妊産育兒に關する知識を啓發する爲講演會、講習會、座談會、映畫會、展覽會、紙芝居の開催、小冊子の配付等を爲し其の徹底を図ること

別記様式(略)

(一) 産院  
昭和十二年三月末現在に於ける産院の数は合計四〇であつて、その公布状況を見るに東京九、福岡四、京都、大阪、熊本、山口各三、北海道、神奈川、福島各二、新潟、埼玉、栃木、愛知、滋賀、石川、徳島、香川、愛媛各一である。尙昭和十四年衛生年報によれば、昭和十三年四月一日現在に於て五四である。

年別産院取扱成績 資料(第十六回社會事業統計要覽)

年次	施設数	保護人員		經費
		入院	外来	
昭和十年	三	10,860	3,880	4,471,107
同十二年	20	14,111	18,100	2,007,312
同十三年	16	—	—	—
同四月一日現在	54	—	—	—

(三) 産婆  
社會事業統計要覽による昭和十二年度公設並巡回産婆の施設

設数は四一七、保護人員三〇、三七二人、經費一三〇、三九五圓、資産二二、二五二圓である。尙昭和十四年衛生年報によれば昭和十三年四月一日現在にて公設産婆四五八、巡回産婆一六四、計六二二である。

年別産婆取扱成績 資料(第十六回社會事業統計要覽)

年次	施設数		保護人員	經費
	公設	私設		
昭和十年	二二	一七	四〇	七、三〇五
同十二年	—	—	四七	件三、三三三
同十三年	—	—	六三	五、三三三
同四月一日現在	—	—	—	一三〇、三九五

(四) 妊産婦相談所

昭和十四年衛生年報によれば昭和十三年四月一日現在に於ける妊産婦相談所は八〇施設である。

(五) 日本母性保護會の設立

本邦母性の健康を増進し、健全なる次代國民の増強を圖り以て我が民族力の強化に産婦人科醫の立場から奉仕するため、厚生省並に關係者の間に於て、全國の産婦人科醫の團體を組織する計畫が進められ、昭和十七年二月日本母性保護會なる會名の下に左の如く團體の結成が行はれた。

日本母性保護會令則

第一條 本會は日本母性保護會と稱す

第二條 本會は道府縣其の他に道府縣其の他の母性保護會を置くことを得

第三條 本會は事務所を厚生省人口局母子課内に置く

第四條 本會は本邦母性の健康を増進し健全なる次代國民の増強を圖り以て我が民族力を強化する事を目的とす

第五條 本會は前條の目的を達成する爲左の如き事業を行ふ

- 一 母性の健康指導並に其の促進
- 一 産時母性保護の強化促進
- 一 母性知識の普及宣傳
- 一 妊産婦診察
- 一 其の他本會の目的達成に必要な事業

第六條 本會々員を分ちて左の二種とす

正會員 産婦人科醫及本會の事業に關係ある醫師

賛助會員 本會の事業遂行に關し賛助をなすもの

第七條 本會に左の役員を置く

理事 若干名(内一名を理事長とす)

評議員 若干名

幹事 若干名 監事 二名

本會に名譽顧問、顧問、參與及參事各若干名を置くことを得  
理事、評議員は總會に於て決定す  
理事長は理事會に於て決定す  
名譽顧問、顧問、參與及參事は理事會に於て推挙又は委嘱す  
幹事は理事長之を委嘱す  
監事は評議員會に於て決定す

第六章 母性並児童保護事業

第八條 以下略

四 乳幼児保護

(一) 乳幼児體力検査

我が國の乳幼児死亡率は官民の努力に依り漸次減少の傾向をたどり、昭和七年以後出生百に付き一一臺を上下して昭和十三年には一一・四を示してゐるが、然し歐米文明諸國に比すれば尙甚だ高率である。更に五歳未満の幼児の死亡に付ても、之を獨英等の諸國に比較すれば尙二倍近くの高率であつて未だ改善の餘地の多いことを示してゐる。従つて乳幼児の死亡減少に努めることは人口増強の國策達成上極めて重要な事柄であつて、厚生省では、昭和十四年以來一般育兒思想の普及啓發、乳幼児の一斉検査、巡回指導婦に依る乳兒の廻診、無料健康相談、地方團體に對する巡回保健婦の設置助成等の對策を實施して來たが、昭和十七年度からは更に進んで新しく國民體力法に基く體力検査を實施し、體力手帳を交付して體力向上の指針たらしめると共に、乳幼児體力の向上指導に關する諸施策を實施して、乳幼児の死亡低減と之が健全なる育成を圖つてゐる。

尙昭和十七年度の乳幼児體力向上指導要綱は左の如くである。

昭和十七年度乳幼児體力向上指導要綱



第一 體力検査

- (一) 體力検査方針に關する事項  
國民體力法第六條の二の規定に依り地方長官に於て市町村長をして行はしむること
- (二) 體力検査を受くべき者に關する事項  
昭和十七年度に於て體力検査を受くべき者は左のものとする  
(1) 昭和十六年四月一日より昭和十七年三月三十一日迄の間に出生したる者(昭和十六年度出生兒と稱す)  
(2) 昭和十七年四月一日以後に出生したる者(昭和十七年度出生兒と稱す)
- (三) 體力検査を受けしむべき義務者に關する事項  
體力検査を受けしむべき義務者は左の者(以下保護者と稱す)とすること  
(イ) 體力検査を受くべき者に對し親權を行ふ者  
(ロ) 前號の親權を行ふ者なきときは後見人又は後見人の職務を行ふ者
- (四) 體力検査施行者に關する事項  
體力検査施行者は市町村長とすること
- (五) 國民體力管理醫に關する事項  
(1) 乳幼児體力検査の検査、療養の指導其の他の體力管理に關する醫務は國民體力管理醫之に當ること  
(2) 乳幼児體力検査の爲の國民體力管理醫は地方長官に於て開業せる醫師又は保健所、健康相談所、官公立病院、赤十字

- 社病院、濟生會病院其の他私立病院に勤務する醫師の中より乳幼児の體力向上指導に適當なる者特に小兒科醫を委嘱又は任命すること尙大學専門學校の教職員たる醫師を委嘱又は任命する様考慮すること
- (3) 乳幼児體力検査の國民體力管理醫の委嘱又は任命に付ては左の例に依り命令を交付すること  
「昭和十七年度乳幼児體力検査施行に付國民體力管理醫を委嘱す(命す)」
- (4) 無醫村、島嶼等僻遠の地に對しては官吏たる國民體力管理醫を派遣する等適當なる方途を講ずること
- (六) 體力検査を受くべき乳幼児の名簿作成に關する事項  
(1) 市町村長は隣組、町内會、部落會、保健婦、巡回指導婦母性補導委員、方面委員等の協力を求め名簿を作成すること  
(2) 市町村長は名簿作成後異動ありたるときは其都度名簿を加除訂正すること
- (七) 體力検査の施行に關する事項  
(1) 體力検査の時期及回数  
(イ) 昭和十六年度出生兒に付ては五月一日より九月三十日迄の間に於て第一回の検査を爲し第一回の検査後三月以上経過したる後十月一日より翌年三月三十一日迄の間に於て第三回の検査を爲すこと  
(ロ) 昭和十七年度出生兒に付ては生後四ヶ月迄に一回更に七ヶ月及十二ヶ月中に検査を爲すこと
- (ハ) 疾病其の他已むを得ざる事故に依り體力検査を受くる

こと能はざる者は豫め市町村長に届出を爲し事故の止みたる後遅滞なく検査を受くること

- (ニ) 嚴密、傳染病流行其の他乳幼児の體力検査を行ふを不適當と認むるに至りたる場合は地方長官の承認を受け検査の時期を変更するを得ること

(2) 體力検査の場所及方法

- (イ) 検査場は地方の實情に即し一齊検査場又は國民體力管理醫の診療所とすること尙なるべく保健所、健康相談所、大學、専門學校、公立病院等の施設を利用するやう考慮すること

- (ロ) 検査は地方の實情に即し一齊検査(一定の期日に於ける一齊検査或は毎月定例検査を設けて行ふ一齊検査)と國民體力管理醫の診療所に於ける隨時検査とを併用すること

- 8) 體力検査の日時及場所の周知方法  
市町村長は體力検査の日時及場所を告示すること尙保護者は國民體力法に依り検査を受けしむべき義務を負ふものなることを周知せしむること

(4) 體力検査補助者

- (イ) 體力検査施行者は必要に應じ體力検査補助者を置き身體計測、乳幼児體力検査票及體力手帳の記載、體力検査結果報告等の事務に従事せしむること
- (ロ) 體力検査補助者は巡回指導婦、保健婦、産婆(助産婦)看護婦、教職員、母性補導委員、婦人團體の幹部其の他適當なる者に就き體力検査施行者に於て之を委嘱すること

第六章 母性並児童保護事業

- (5) 體力検査の項目  
身體計測、栄養状態、疾病異常の検査を爲すと共に栄養方法の指導、疾病異常の療養指導を爲すこと
- (6) 體力検査の方法  
別紙「體力検査方法、乳幼児體力検査票、體力手帳記載方法」に依ること
- (7) 體力手帳  
體力手帳は乳幼児初めて體力検査を受けたるとき之を保護者に交付すること但し婦手帳制に依り出産申告ありたる時は氏名、生年月日、本籍、現住所並に保護者の氏名、本人との續柄及職業を記載し假交付すること尙出生時の體重、在胎月數の判明せるものは之を記載すること(交付年月日は第一回の體力検査施行のとき之を記入すること)
- (8) 體力検査の結果の記入  
(イ) 體力検査の結果は體力手帳に記入すること  
(ロ) 體力検査を行ひたるときは各被検査者に付乳幼児體力検査票を作成し五年間市町村長之を保存すること
- (9) 體力検査實施計畫  
地方長官は體力検査實施計畫を厚生大臣に提出し承認を受くること
- (10) 體力検査結果報告  
(イ) 體力検査施行者は乳幼児體力検査結果報告(様式第一號)を調製し九月三十日迄に實施したる結果を十月三十一日迄に、四月一日より翌年三月三十一日迄に實施したる結



果を四月三十日迄に地方長官に提出すること

(ロ) 地方長官は乳幼児体力検査集計表(様式第二號)を調製し、體力検査施行が十月三十一日迄に提出すべき結果報告に基くものに付ては十一月三十日迄に、同じく翌年四月三十日迄に提出すべきものに基くものに付ては五月三十日迄に厚生大臣に提出すること

第二 保健指導

(一) 乳幼児の保護者に對しては體力検査を受くべき乳幼児たる否とを問はず總ての乳幼児に付體力検査以外にも成るべく健康所、健康相談所、醫師等の保健指導を受くる機奨勵すること

(二) 體力手帳の交付を受けたる者の保護者に對しては左に掲ぐる場合に於ては之を提示し其の結果の記載を受け體力向上に資せしむること

(1) 種痘其の他豫防接種、ツベルクリン反應又は血液其の他の検査を受くるとき

(2) 保健所、國民體力管理醫又は地方長官の指定したる醫師に就き健康診断又は保健指導を受くるとき

(3) 其の他體力に關し特に参考と爲るべき事項あるとき

(三) 體力検査に基く要注乳幼児に付ては保健所、保健婦、巡回指導婦、小兒保健報國會其の他の保健施設と密接なる聯絡を執り之が保健指導に遺憾なきを期すること

(四) 乳幼児に對しては保健指導と相俟つて栄養品の確保改善を圖るは喫緊の要務なるを以て之が實施の爲地方廳に於て經費を

計上すると共に社會事業團體等と聯絡を圖り栄養品の補給に付考慮すること

疾病に罹れる者に對しては治療に努めしむると共に各種醫療保護施設の活用を圖り療養に遺憾なからしむること

乳幼児の體力検査及保健指導方法に付ては醫師會、小兒保健報國會等と聯絡を執り協議會、講習會等を開催し其の適正統合を圖ること

第三 育兒思想の普及啓蒙

(一) 乳幼児體力向上の實を擧ぐる爲には育兒思想の徹底を期するの要あるを以て講習會、講演會、映畫會、展覽會及印刷物等に依り育兒思想の普及啓蒙を圖ること

(二) 各種保健施設、社會事業團體、婦人團體等と聯絡を保ち之が實效を擧ぐる機努むること

(三) 妊婦手帳制を活用し妊婦に對する育兒思想の普及啓蒙に努むること

第四 保健婦、巡回指導婦、母性補導委員等の設置

(一) 道府縣(又は市町村)は成るべく保健婦、巡回指導婦、母性補導委員等を設置すること

(二) 巡回指導婦は産婆(助産婦)中適當なる者、母性補導委員は婦人會幹部等適當なる者に之を委嘱すること

(三) 巡回指導婦、母性補導委員は保健所、國民體力管理醫、醫療機關、婦人團體、社會事業團體又は施設等と聯絡を執り母性及乳幼児の保健指導又は補導に奉仕すること  
様式第一號、第二號(略)

尙昭和十七年度に於ける乳幼児體力検査成績調は左の通り

昭和十七年度乳幼児體力検査成績調(一)

である。

(厚生省人口局母子課調)

區	該區當乳幼児數	受檢乳幼児數	受檢率	疾病		要注	疾病	養	乳	幼	兒	合	計
				實數	對する百分率								
イ	1,742,377	1,742,377	100.000	21,000	1.206	33,000	1.900	10,000	0.574	27,000	1.550	10,000	0.574
ロ	483,435	483,435	100.000	2,000	0.414	3,000	0.621	1,000	0.207	2,000	0.414	1,000	0.207
備考	イ、昭和十六年度出生兒												
	ロ、昭和十六年度出生兒												

昭和十七年度乳幼児體力検査成績調(二)

(厚生省人口局母子課調)

母乳榮養

混合榮養

人工榮養

總數に對する實數 百分比

實數 百分比

實數 百分比

實數 百分比

實數 百分比

實數 百分比

實數 百分比

實數 百分比

實數 百分比

實數 百分比

實數 百分比

實數 百分比

實數 百分比

實數 百分比

實數 百分比

實數 百分比

實數 百分比

實數 百分比

實數 百分比

昭和十二年三月三十一日現在に於ける乳兒院は施設數三〇で東京九、神奈川一三、大阪四、新潟、愛知、石川各一である。昭和十二年度中の入院實人員三七六名、延人員二六、一八名、外來實人員一九、七二三名、經費八三、九四六圓、

(一) 乳兒院

年次	施設數	實人員	延人員	外來	經費
昭和十年	三	五七二	一八、八三三	一一、四七七	七五、二二五
昭和十一年	三	三七七	三、二一八	一九、七三三	八三、九四六
昭和十二年	三〇	三七六	二六、一八	一九、七二三	八三、九四六
昭和十三年	一七	—	—	—	—
同日現在	—	—	—	—	—

(二) 兒童健康相談

昭和十二年三月末に於ける兒童健康相談所の總數は一四〇であつて、その事業成績は相談人員一六一、五〇八人、一〇、



八三五件、經費總額一三三、七一一圓で資産一六三、七五三圓である。尙昭和十四年衛生年報によれば昭和十三年四月一日現在では二六〇施設である。

年別児童健康相談所成績

年次	施設数	相談人員	經費
昭和十二年度	155	1,615人	13,711
昭和十三年四月一日現在	260	10,835	1

資料(第十六回社会事業統計要覽)

其の数を増加して来た。即ち昭和十一年度に於て全國常設保育所數八八五ヶ所であつたのが昭和十三年八月には一、四九五ヶ所に増加し、更に昭和十六年十月現在に於ては全國總數公設四〇八ヶ所、私設一、三二〇ヶ所、計一、七二八ヶ所、保育兒數は乳兒二、〇一六名、幼兒一四四、六六七名、計一四六、六八三名、保育従事者數は保母四、三七四名、其の他一、八三五名、計六、二〇九名、經費(昭和十五年年度決算)四、〇五五、八三六圓となつてゐる。

尙三歳未満の子女を保育する常設保育所は昭和十三年度に於ては公設九七施設、保育兒數一歳未満二一九名、一歳以上六〇〇名、計八一九名、私設三五二施設、保育兒數一歳未満八六四名、一歳以上三、一九〇名、計四、〇五四名である。

年別養育所

年次	施設数	收容人員	經費
昭和十三年八月	1,495	2,244,000	
昭和十六年十月	1,718	4,055,836	

備考 昭和十三年八月は厚生省社会局調、七六年十月は人口局調

(昭和十五年年度決算)

常設保育施設に関する調(一)(昭和十六年十月現在)

施設種別	施設数	保育兒數	保育従事者數	經費(昭和十五年年度決算)
公設	1,011	1,810,414	1,810,414	2,050,836
私設	704	1,907,422	1,907,422	1,907,422
計	1,715	3,717,836	3,717,836	3,958,262

(厚生省人口局母子課調)

常設保育施設に関する調(二)(昭和十六年十月現在)

所在地	施設数	公設	私設	計	保育兒數	保育従事者數	經費(昭和十五年年度決算)
市	933	266	134	400	800,000	800,000	800,000
町	491	155	78	233	466,000	466,000	466,000
村	291	7	1	8	171,836	171,836	171,836
計	1,715	428	213	641	1,437,836	1,437,836	1,437,836

備考 一施設當りの平均は收容定員市八六・四人、町八九・八人、村六一・一人、全國平均八四・七人、保育兒數中乳兒市一・四人、町〇・七人、村一・二人、全國平均一・一人、幼兒市八九・六人、町八五・五人、村六四・八人、全國平均八四・二人、保育従事者中保母市二・八人、町二・四人、村一・八人、全國平均二・五人、其の他市一・一人、町一人、村一・二人、全國平均一人、經費市三、〇六七圓、町一、七四一圓、村一、一五三圓、全國平均二、三六〇圓である。

常設保育施設に関する調(三)(昭和十六年十月現在)

(厚生省人口局母子課調)

所在地	施設数	保育料(月額)	保育時間	開設期間	施設の態様
市	933	無一圓以上	五時以上	六ヶ月以上	附
町	491	一圓以上	五時以上	六ヶ月以上	附
村	291	一圓以上	五時以上	六ヶ月以上	附
計	1,715	無一圓以上	五時以上	六ヶ月以上	附



備考 一施設費の平均は保育科(月額)市一・六七四、町一・四三四、村一・二八四、全平均一・五四四、保育時間市七・九時間、町八・四時間、村八・三時間、全平均八・七時間、開設期間市一〇・九ヶ月、町一一ヶ月、村一〇・六ヶ月、全平均二〇・八ヶ月である。

尙工場、鑛山に於ける保育所設置数は、昭和十四年十月十日現在厚生省労働局調に依れば、工場一二八ヶ所、鑛山七一ヶ所、計一九九ヶ所である。

(ロ) 季節保育所

季節保育所は時局下に於ける農村の労働力不足を調整すると共に、特に農繁期に於て等閑に附せられ易い乳幼児保育の萬全を期する上からその普及が奨励せられ、常設保育所に劣らず近年その数が飛躍的に増加してゐる。即ち昭和四年一、一四四ヶ所、昭和八年四、八八二ヶ所であつたのが、昭和十三年には一六、五三八ヶ所となり、更に昭和十六年度には二八、三五七ヶ所に増加してゐる。特に長くも、皇后陛下に於かせられては、深く御心を銚後の農山漁村の上に注がせられ、昭和十五年一月十日及び十六年九月二十七日の二回に亘り、季節保育所に對し御奨励の 恩召を以て御内帑金を下賜あらせられ、この有難き 恩召を拜して斯業關係者は保育報國の念を新にしたのであるが、政府に於ても、昭和十六年度から年々満三歳未満の乳幼児十人以上を保育する季節保育所四、〇五〇ヶ所に對し、季節保育所補助要綱に依り國庫補助の途を講じて之が普及奨励を圖つてゐる。

昭和十七年度の季節保育所に對する設置補助要綱は左の如くである。

季節保育所設置補助要綱

- 第一 満三歳未満の乳幼児を含む季節保育所にして左の各號に該當するものを設置せんとするときは豫算の範圍内に於て國庫補助金を交付すること
- 一、市町村の經營するもの又は地方長官に於て確實なりと認むる團體若しくは個人の經營するもの
- 二、満三歳未満の乳幼児一日平均十人以上を保育するもの
- 三、保育時間は土地の状況に依り眞に努力不足の緩和と乳幼児の健全なる育成に實效を收め得べきものにして保育日数は特別の事情なき限り一回十日を下らざるもの
- 四、保育期間中なるべく一回以上醫師の健康診断を行ふもの
- 五、保育従事者中乳幼児の保育に經驗ある者一名以上を有するもの
- 六、創設後毎年引續き開設する見込みあるもの
- 第二 國庫補助金は道府縣が第一に掲ぐる季節保育所の創設費にして左に掲ぐる物品購入費又は建物設備費に付支出する道府縣の補助金に對し道府縣に之を交付すること但し別に國庫より補助金の交付を受くべき場合は此の限にあらざること

- 一、毛布、枕、寢蓆、襪履類、嬰兒圍又は嬰兒用簡易寢蓆等
  - 二、哺乳瓶、乳首
  - 三、洗面器、ベケツ
  - 四、黒板、飯臺、食器
  - 五、乳幼児用玩具類
  - 六、應急藥品
- 道府縣前項に掲ぐるもの以外の物品の購入費に付支出する道府縣の補助金に對し國庫補助金の交付を受けんとするときは其の理由を具し豫め協議すること
- 第三 國庫補助金の額は一施設當平均參拾圓を限度とすること
  - 第四 國庫補助金の交付を受けんとする道府縣は申請書に左に掲ぐる書類を添付し四月三十日迄に之を提出すること
  - 一 季節保育所設置計畫書(別記様式)

- 二 本補助に關する道府縣豫算書
  - 三 補助に關する規定又は要綱
  - 第五 道府縣第四の書類に記載したる事項に重要な變更を加へんとするときは豫め承認を受くべきこと
  - 第六 國庫補助金の交付を受けたる道府縣は事業終了後直ちに事業成績書(別記季節保育所設置計畫書に準じ作成すること)を、年度終了後十日以内に收支決算書を夫々提出すること
  - 第七 道府縣左の各號の一に該當する場合に於ては國庫補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることあるべきこと
  - 一 本要綱に違反したるとき
  - 二 國庫補助金交付の條件に違反したるとき
  - 三 事業施行の方法不適當と認めたるとき
- 別記様式(略)

年別季節保育所数

(厚生省人口局母子課調)

年次	昭和十四年度		昭和十五年度		昭和十六年度		合計	一施設平均保育児童
	施設数	保育児童	施設数	保育児童	施設数	保育児童		
昭和十四年度	一六、三三三	八、二八七	一七、七〇〇	一、〇一〇、三三六	一〇、五七五	一、一四〇、四〇〇	一、三三三	五・五
同 十五年度	一七、七〇〇	一、〇一〇、三三六	一〇、五七五	一、一四〇、四〇〇	一、三三三	一、三三三	一、三三三	五・六
同 十六年度	一〇、五七五	一、一四〇、四〇〇	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	五・一
合計	四四、六〇八	一、九三八、〇一三	二九、六〇八	一、三三三、〇三六	二九、六〇八	一、三三三、〇三六	二九、六〇八	五・一

季節保育所の保育従事者数は厚生省人口局調に依れば、昭和十六年度に於て春季九八、七〇七名、秋季三一、二五五名、計一二九、九六二名である。



昭和十六年度季節保育所

(厚生省人口局母子課調)

春		秋		計	
施設数	保育従事者数	施設数	保育従事者数	施設数	保育従事者数
10,574	1,133,010	9,877	7,913	20,451	1,140,923
1,133,010	9,877	7,913	20,451	1,133,010	9,877

昭和十六年度に於て春秋二季合せて二八、三五七ヶ所の季節保育所中三歳未満の乳幼児を保育するものは春季に於て施設数八、二一ヶ所、保育児数一歳未満一五、三二五名、一歳以上一一九、六六七名、計一三四、九九二名、秋季に於て施設数三、一〇四名、保育児数一歳未満五、五二五名、一歳以上三八、四九四名、計四四、〇一九名であつて、春秋二季合せて施設数一一、三一五ヶ所、保育児数一歳未満二〇、八五〇名、一歳以上一五八、一六一名、計一七九、〇一一名である。

尙昭和十六年度に於て三歳未満の乳幼児十人以上を保育する季節保育所の中国庫補助を受けたものは四、九四二施設であつて、其の一日平均の保育児数は三歳未満八六、八一四名三歳以上六歳未満二二二、九四五名、計二九九、七五九名、又一日平均保育従事者数は乳幼児保育経験者一一、三三二名其他二〇、一〇四名、計三一、四三六名である。

(一) 水害地方保育施設

(ハ) 其他保育所

昭和十六年夏季の茨城縣外二縣に於ける水害対策として、離村防止水害應急施設事業の實施に對應し、施業地住民の就勞を容易ならしむると共に其の子女の適正な保育を期する爲、厚生省に於ては、昭和十六年十月より翌十七年五月迄の八ヶ月間被害地方に保育施設を設置せしむることとし、昭和十六、十七年の兩年度に亘り之が經費に對し補助を爲したが(冷害地方保育施設設置要項本年鑑昭和十七年版二二八頁參照)昭和十六年度に於て保育施設設置数及び之に對する國庫補助交付額は茨城五施設、一一、〇〇〇圓、埼玉二〇施設、四、〇〇〇圓、千葉二五施設、五、〇〇〇圓、計一〇〇施設、二〇、〇〇〇圓であつて、昭和十七年度に於ける國庫補助額は茨城三、六六六圓、埼玉一、五三三圓、千葉一、六六七圓、計六、六六六圓である。

(2) 冷害地方保育施設

昭和十六年秋季の北海道及び青森縣外三縣に於ける冷害対策として冷害應急施設事業の實施に對應し、施業地住民の就勞を容易ならしむると共に其の子女の適正な保育を期する

爲、厚生省に於ては昭和十六年十一月より同十七年五月迄の七ヶ月間被害地方に保育施設を設置せしむることとし、昭和十六、十七年の兩年度に亘り之が經費に對し補助を爲したが(冷害地方保育施設設置要項本年鑑昭和十七年版二二七頁參照)昭和十六年度に於て保育施設設置数及び之に對する國庫補助交付額は北海道六二施設、一〇、三三三圓、青森三五施設、五、八三三圓、岩手二六施設、四、三三三圓、宮城四〇施設、六、六六七圓、福島一七施設、二、八三四圓、計一八〇施設、三〇、〇〇〇圓であつて、昭和十七年度に於ける國庫補助交付額は北海道四、一三三圓、青森二、三三三圓、岩手一、七三三圓、宮城二、六六七圓、福島一、一三四圓、計一二、〇〇〇圓である。

(3) 災害地方保育施設

昭和十七年秋季の山口及び九州三縣下の災害地方に於ける罹災者に對し其の子女の適正な保育を期する爲、厚生省に於ては昭和十七年十二月中旬より翌年三月迄の三ヶ月半被害地方に保育施設を設置せしむることとし、昭和十七年度に於て之が經費に國庫補助を爲したが、其の各縣別の交付額は山口(七八施設)九、一〇〇圓、福岡(三一施設)三、六一六圓、熊本(一七施設)一、九八三圓、鹿児島(四四施設)五、一三三圓、計(一七〇施設)一九、八三二である。

災害地方子女保育施設設置要綱

一、趣 旨

災害地方に於ける罹災者に對し其の子女の適正なる保育を圖らしめんとするものなり

二、設置主體

町村又は適當なる私人(團體を含む)の設置に係るものなること

三、設 備

設備は保育児數に應じ相當程度の設備及保育用具を備へしむること

四、保育従事者

保育婦は可成相當の知識経験を有する者を以て充つること

五、保育料

保育料は徴收せざること但し給食を爲す場合に於て負擔能力ある者よりは其の實費を徴收するも差支なきこと

六、開設期間

昭和十七年十二月中旬より昭和十八年三月に至る三ヶ月半とする

(五) 恩賜財團愛育會指定愛育村

愛育村とは農山漁村に於ける乳幼児死亡率の高きに鑑み、乳幼児保育方法に關する正しき知識、技能を農山漁村に普及せしめ、その死亡率の低減と心身の健全なる發達を圖る爲、一村が打つて一丸となり、村内婦人を以て愛育班を組織し、之が中心となつて各種の愛育事業、母性並に兒童の教化、養護を圖る諸事業を総合的に實施する村の謂であつて、その精



神に於ては郷土愛、祖國愛に立脚したる隣保相扶であり、その實踐に當つては村民の日常生活に即した方法を採るものである。

愛育會に於ては從來毎年三乃至五の町村を愛育村として設置して來たのであるが、本事業の重要性に鑑み且亦設置府縣の熾烈なる要望に答ふるべく、厚生省の支援の下に昭和十四年度に於て一舉に三十町村を指定した。その指導方法に關し

恩賜財團愛育會指定愛育村一覽表

年指定	道府	郡名	村名	主業	事業主體名	人口	村內	村內	保健	前平均	後平均	分班數	班員數
一一	北海道	札幌	幌加路	農	母子愛育會	五、四四五	一	二	一	八・三三	八・九一	三	五七
一一	青森	上北	浦野	農	母子愛育會	八、〇八〇	一	一	一	一七・七五	一五・五五	四	八四
一一	岩手	紫波	徳田	農	愛育會	四、三二八	一	一	一	一三・五三	一四・二七	七	八八
一一	宮城	刈田	大鷹	農	愛育會	二、五七七	一	一	一	六・八八	一三・五九	一	三〇
一一	秋田	平鹿	増田	農	愛育會	八、一四〇	一	一	一	一五・一〇	一三・五九	一	三〇
一一	山形	東村山	大郷	農	愛育會	五、八六七	一	一	一	六・七〇	六・九五	一	三〇
一一	福島	信夫	鳥川	農	愛育會	二、四九四	一	一	一	九・〇七	六・九五	一	三〇
一一	茨城	西茨城	東那珂	農	愛育會	五、五八二	一	一	一	九・三六	八・六五	一	三〇
一一	栃木	下都賀	三郷	農	愛育會	四、五九八	一	一	一	二・七四	七・三七	一	三〇
一一	群馬	邑樂	永井	農	愛育會	五、三〇六	一	一	一	六・三七	八・八一	一	三〇
一一	埼玉	南埼玉	日野	農	愛育會	五、一四六	一	一	一	一一・五七	九・七六	一	三〇
一一	千葉	安房	富崎	農	愛育會	四、三三三	一	一	一	九・六九	九・八二	一	三〇
一一	東京	西多摩	米川	農	愛育會	五、七四九	一	一	一	八・三三	三・五六	一	三〇
一一	神奈川	中郡	高部	農	愛育會	三、八九四	一	一	一	一一・八〇	一〇・四五	一	三〇
一一	新潟	中蒲原	津屋	農	愛育會	二、八〇三	一	一	一	八・〇三	一〇・四五	一	三〇
一一	富山	上新川	丸岡	農	愛育會	五、五三六	一	一	一	六・〇五	五・四三	一	三〇
一一	石川	鹿島	金丸	農	愛育會	二、四六七	一	一	一	一八・八一	一三・五八	一	三〇
一一	福井	足羽	社丸	農	愛育會	一、六八二	一	一	一	一七・五〇	一〇・〇八	一	三〇
一一	山梨	中巨摩	源水	農	愛育會	四、九八三	一	一	一	一四・五六	一三・七五	一	三〇
一一	長野	上水内	三水	農	愛育會	三、四八九	一	一	一	一〇・八二	九・一八	一	三〇
一一	岐阜	加茂	坂水	農	愛育會	六、三六八	一	一	一	八・八六	七・七六	一	三〇
一一	静岡	小笠原	坂水	農	愛育會	三、五五九	一	一	一	一〇・五一	一〇・九八	一	三〇
一一	愛知	額田	形坂	農	愛育會	一、六八八	一	一	一	一六・四九	一〇・九七	一	三〇
一一	三重	度會	御形	農	愛育會	二、九七七	一	一	一	二・八三	九・七七	一	三〇
一一	滋賀	神守	能登川	農	愛育會	二、一〇四	一	一	一	九・〇六	六・七四	一	三〇
一一	京都	東山	養老	農	愛育會	四、八五二	一	一	一	一五・三六	九・四三	一	三〇
一一	大阪	中河内	西郡	農	愛育會	二、二八九	一	一	一	一一・八一	一〇・五六	一	三〇
一一	兵庫	印南	上郡	農	愛育會	二、七九六	一	一	一	一六・四五	一〇・五三	一	三〇
一一	同	城崎	香住	農	愛育會	三、〇六八	一	一	一	一一・〇三	一〇・五三	一	三〇
一一	同	城崎	香住	農	愛育會	六、六五四	一	一	一	六・一九	五・〇三	一	三〇
一一	同	城崎	香住	農	愛育會	二、三八	一	一	一	六・一七	六・七四	一	三〇
一一	同	城崎	香住	農	愛育會	二、四四一	一	一	一	七・六五	四・二九	一	三〇
一一	同	城崎	香住	農	愛育會	二、三三三	一	一	一	一五・七七	六・五三	一	三〇

ては愛育會(愛育研究所を含む)、當該府縣當局、愛育村當局が一體となつて各地の實情に即して検討し、改良しゆくと共に各方面の識者の指導、助言の下に行つてゐる(愛育村の組織と事業の概要は本年鑑昭和十七年版二二七頁参照)。昭和十八年三月末現在に於ける愛育村の現況は左の如くである。

(昭和十八年三月末現在)

年指定	道府	郡名	村名	主業	事業主體名	人口	村內	村內	保健	前平均	後平均	分班數	班員數
一一	千葉	安房	富崎	農	愛育會	二、六七八	一	一	一	一六・二四	六・一八	一	三〇
一一	東京	西多摩	米川	農	愛育會	五、七四九	一	一	一	八・三三	三・五六	一	三〇
一一	神奈川	中郡	高部	農	愛育會	三、八九四	一	一	一	一一・八〇	一〇・四五	一	三〇
一一	新潟	中蒲原	津屋	農	愛育會	二、八〇三	一	一	一	八・〇三	一〇・四五	一	三〇
一一	富山	上新川	丸岡	農	愛育會	五、五三六	一	一	一	六・〇五	五・四三	一	三〇
一一	石川	鹿島	金丸	農	愛育會	二、四六七	一	一	一	一八・八一	一三・五八	一	三〇
一一	福井	足羽	社丸	農	愛育會	一、六八二	一	一	一	一七・五〇	一〇・〇八	一	三〇
一一	山梨	中巨摩	源水	農	愛育會	四、九八三	一	一	一	一四・五六	一三・七五	一	三〇
一一	長野	上水内	三水	農	愛育會	三、四八九	一	一	一	一〇・八二	九・一八	一	三〇
一一	岐阜	加茂	坂水	農	愛育會	六、三六八	一	一	一	八・八六	七・七六	一	三〇
一一	静岡	小笠原	坂水	農	愛育會	三、五五九	一	一	一	一〇・五一	一〇・九八	一	三〇
一一	愛知	額田	形坂	農	愛育會	一、六八八	一	一	一	一六・四九	一〇・九七	一	三〇
一一	三重	度會	御形	農	愛育會	二、九七七	一	一	一	二・八三	九・七七	一	三〇
一一	滋賀	神守	能登川	農	愛育會	二、一〇四	一	一	一	九・〇六	六・七四	一	三〇
一一	京都	東山	養老	農	愛育會	四、八五二	一	一	一	一五・三六	九・四三	一	三〇
一一	大阪	中河内	西郡	農	愛育會	二、二八九	一	一	一	一一・八一	一〇・五六	一	三〇
一一	兵庫	印南	上郡	農	愛育會	二、七九六	一	一	一	一六・四五	一〇・五三	一	三〇
一一	同	城崎	香住	農	愛育會	三、〇六八	一	一	一	一一・〇三	一〇・五三	一	三〇
一一	同	城崎	香住	農	愛育會	六、六五四	一	一	一	六・一九	五・〇三	一	三〇
一一	同	城崎	香住	農	愛育會	二、三八	一	一	一	六・一七	六・七四	一	三〇
一一	同	城崎	香住	農	愛育會	二、四四一	一	一	一	七・六五	四・二九	一	三〇
一一	同	城崎	香住	農	愛育會	二、三三三	一	一	一	一五・七七	六・五三	一	三〇



第六章 母性並児童保護事業

一四	鳥根	八東岩	坂	愛育會	11,300	1	10,000	11,000	12
一六	同	能義	鳥	愛育會	11,800	1	10,000	11,000	12
一四	同	山邑久	久	愛育會	11,000	1	10,000	11,000	12
一四	廣島	豊田船	木	愛育會	11,000	1	10,000	11,000	12
一四	山口	阿武佐々	並	國民健康保險組合	11,000	1	10,000	11,000	12
一四	徳島	板野里	浦	愛育會	11,000	1	10,000	11,000	12
一四	香川	三豊吉	津	愛育會	11,000	1	10,000	11,000	12
一五	同	小豆安	田	愛育會	11,000	1	10,000	11,000	12
一四	愛媛	超智清	水	愛育會	11,000	1	10,000	11,000	12
一五	同	西字和	三瓶(町)	商(漁)	11,000	1	10,000	11,000	12
一四	高知	高知市	御	愛育會	11,000	1	10,000	11,000	12
一四	福岡	早良入	部	愛育會	11,000	1	10,000	11,000	12
一四	佐賀	西松浦	曲	愛育會	11,000	1	10,000	11,000	12
一二	長崎	南高来	多比良(町)	商	11,000	1	10,000	11,000	12
一六	同	東彼杵	下波佐見	工	11,000	1	10,000	11,000	12
一四	熊本	八代有	佐	愛育會	11,000	1	10,000	11,000	12
一四	大分	西國東	河	愛育會	11,000	1	10,000	11,000	12
一四	宮崎	東白井	岩	愛育會	11,000	1	10,000	11,000	12
一四	鹿兒島	鹿兒島	西	愛育會	11,000	1	10,000	11,000	12
一四	沖繩	國頭	今歸仁	愛育會	11,000	1	10,000	11,000	12

註 前五年平均は指定前五ヶ年に於ける乳児死亡(出生一〇〇に付)平均、後平均は指定後に於ける同平均なり

(六) 健民運動児童愛護  
從來財團法人中央社會事業協會、恩賜財團愛育會提唱の下

の名稱を以て厚生省提唱、中央機關として財團法人中央社會事業協會、恩賜財團愛育會及び大日本婦人會共同主催の下に、五月一日より同月八日に至る八日間、互に左記實施要綱に依り實施された。

健民運動児童愛護實施要綱

- 一、名稱 健民運動児童愛護
- 一、趣旨 大東亞共榮圈を建設し其の悠久にして健全なる發展を圖るは皇國の使命なり、之が目的達成の爲には我が民族の永遠に發展すべき民族にして東亞に於ける指導者たるの矜持と責務とに對する國民的自覺を促すの要ありと我が國人口の急激にして永續的なる發展増殖と其の資質の飛躍的向上とを圖るの要緊切なるものあり、仍て政府の施策に則り健民運動の一翼として普く兒童愛護の徹底を圖ると共に之が關係機關並に施設の擴充強化を圖り以て聖戰目的完遂の一助たらしめむとす
- 一、期間 昭和十七年五月一日より八日に至る期間
- 一、主催 厚生省
- 一、主催 中央機關

- 財團法人中央社會事業協會
- 恩賜財團愛育會
- 大日本婦人會
- 地方機關
- 地方社會事業協會(若くは之れに準ずる團體)及恩賜財團愛育會

第六章 母性並児童保護事業

に昭和二年より實施されて來た全國兒童愛護運動は、昭和十七年に於ては政府の健民運動の一翼として健民運動児童愛護

會、大日本婦人會各地方機關に於て本運動實施の趣旨に基き協同企業をなし其の地方の實施を圖ること

- 一、協力 恩賜財團濟生會、恩賜財團軍人援護會、日本赤十字社、全國育兒事業協會、日本少年救護協會、全日本方面委員聯盟、國民健康保險協會、司法保護協會、中央協和會、大日本青少年團、日本衛生會、日本精神衛生協會、中央盲人福祉協會、帝國學校衛生會、日本醫師會、日本齒科醫師會、日本藥劑師會、全國協同組合保健協會、農山漁村文化協會、生活改善中央會、大日本産業會、帝國教育會、協同會、大日本産業報國會、勤勞者教育中央會、日本海員救濟會、全國市長會、全國町村長會、日本商工會議所、東北更新會、日本放送協會、結核豫防會、日本性病豫防協會、日本小兒保健報國會、日本保健婦協會、日本少國民文化協會、結婚報國懇話會、日本母性保護會、國民優生聯盟、人口問題研究會、日本民族衛生協會、産業組合中央會、全國産業團體聯合會、職業協會、都市保健協會、日本民族國策研究會(順序不同)

本運動實施上特に留意すべき事項

大東亞戰爭の進展に伴ふ健民運動實施の趣旨に則り本部門に於ては皇國民族精神の確立徹底を期すると共に人口國策を基調とする出生増加に關する諸般の施策實踐に努め、特に母性並に妊産婦保護に留意し其の過勞防止並に隣保互助協力の促進強化を圖り、乳幼児保護に關しては關係機關の動員協力に依る育兒上の積極的指導並に之に伴ふ諸般の問題處理に留意して乳幼児死亡率の遞減を促進し、一般兒童に關しては積極的育成保護、指導の萬全を期し以て未曾有の國運伸暢に即應すべき皇國民族の啓培増強に資すること



仍て本年に於ては特に左記例示各項の實施を圖ること

記

- 一、母性並に妊産婦を對象とする施策
  - イ、隣組内に母親常會の開催を圖ると共に「母親回覽板」を發行し其の活用に依りて育兒に關する知識並に實力の涵養に資する等の方法を講ずること
  - ロ、國民學校、保育所、幼稚園等に於ては「保護者會」の開催を圖り講演、紙芝居、映畫、其の他を活用し児童愛護の國家的意義を認識徹底せしめ之れが實際智識の啓發に資すること
  - ハ、妊婦届出制實施以前と雖も其の施行の趣旨に鑑み妊婦は必ず健康診断を受けしむるの用途を講じ母體の保健と共に早産、死産等の積極的防止に努むること
  - ニ、母親大會の如き母性を中心とする會合、行事等を開催し皇國母性愛を顯揚すると共に育兒報國、母親報國の國民的意識場場を努むること
  - ホ、新婚婦人乃至女子青年に對し特に育兒知識の普及徹底を圖ると共に児童愛護關係施設の見學、奉仕等に關し適切な方法を講ずること
- 二、児童を對象とする施策
  - イ、乳幼児の健康相談會、審査會、表彰會等を開催すること
  - ロ、毎年五月五日及誕生日には必ず児童の體重、身長、胸圍等を測定するの國民的習慣を普及し之を勵行を圖ること
  - ハ、児童に對し検察たる皇國民意識を涵養せしむる爲少國民大會等の開催をなす外之が鍊成に關し適切な特別行事の實施を圖ること

中央に於ける準備事項

- 本運動實施に關し中央に於ては大體左の準備を取計ふこと
- 一、各地方長官に對し其の管下に於ける有効適切な實施方に關し特に盡力相成様通牒方を依頼すること
- 二、各地方社會事業協會長(又は之に準ずる團體の長)並に恩賜財團愛育會、大日本婦人會各地方機關の長に對し其の管内の有効適切な實施方を依頼すること
- 三、各協力團體に對し本運動實施に付協力援助方を依頼すること
- 四、本運動實施に關する記事の掲載方を新聞社、雜誌社等に依頼すること
- 五、本運動實施の趣旨に依るラヂオ特別放送方を當局に依頼すること
- 六、児童愛護マークを作製し本運動實施に當り之を有料頒布せしめ其の収益金は當該地方の児童愛護資金に充當せしむること
- 七、育兒カレンダーを編纂刊行し各地方の希望に應じ實費にて頒布すること
- 八、児童愛護に關する講演會、講習會、保護者會、其の他の催に當り講師、指導者、出演者等の斡旋をなすこと
- 九、児童愛護講演用参考資料を作製頒布すること
- 一〇、「母親回覽板」「母親常會の開き方」「保護者會の開き方」を作製頒布すること
- 一一、大東亞建設體制下に於て児童愛護に關する標語を募集し趣旨の普及徹底を圖ること
- 一二、日本小國民文化協會に對し育兒兒童の用に供すべき小國民

ること

- ニ、児童を對象とする保健、教養、慰安、娛樂等の各種催を行ふこと
  - 特に児童の科學的關心を増強せしむる爲關係施設に對し適當行事を依頼すること
  - ホ、児童の生活環境の補整を圖ると共に不良化防止對策委員會を組織する等の方法を講じ以て児童救護の萬全を期すること
  - 三、一般的施策
    - イ、結婚報國の思想を啓發し健康結婚の奨勵助長の方策を講ずること
    - ロ、児童に關する各種保護法規の普及徹底に付有効適切な方法を講ずること
    - ハ、要保護母性並に児童に對する適正扶掖の實情を調査し一層之が徹底を圖ること
    - ニ、児童愛護に關する優良施設の選奨を行ふこと
    - ホ、児童愛護上最も参考となるべき實例を募集し之が適切な活用を圖ること
    - ヘ、児童愛護上常害ありと認むべき地方風習を指摘し之が改善の方策を講ずること
    - ト、児童愛護に關する適正なる知識の普及を圖ると共に児童愛護施設の活用を一般に周知徹底せしむる爲各種會合、催物の開催等適切な方法を講ずること
    - チ、児童愛護に關する各地方特別研究會(又は座談會)を開催し其の記録は可及的公開又は周知せしむるの方策を講ずること

進軍歌(假稱)の作詞、作曲方の促進を依頼すること

- 一三、本運動實施狀況を取纏め六月末日迄に回報方を各地方主體團體に依頼すること

附 則

- 本運動實施に際し使用の各種印刷物、看板、標識等には左記例の適當なる標語を附し以て本運動實施の趣旨の普及徹底を圖ること
- ◆健民運動児童愛護
- ◆昇る日の本 子供は實
- ◆強く 正しく 愛らしく
- (七) 日本小兒保健報國會の設立
  - 政府の乳幼児保護對策に呼應して全國二千萬小兒の保護育成の中核となり、戦時下小兒食糧並に育兒用必需品の問題、乳幼児保健指導方法の統合と其の事業の整備徹底、空襲時下に於ける小兒救護等の緊急對策の實施に邁進すべく、全國三千の小兒科醫の結束が厚生省をはじめ關係者の間に協議が進められてゐたが、昭和十六年十二月日本小兒保健報國會が結成され、會員團結して小兒保健衛生事業の徹底強化に挺身することゝなつた。
- 日本小兒保健報國會々則
  - 第一條 本會は日本小兒保健報國會と稱す
  - 第二條 本會は道府縣其の他に道府縣其の他の小兒保健報國會を置くことを得
  - 第三條 本會は事務所を厚生省人口局母子課内に置く



第四條 本會は官民協力して小兒保健向上の爲急遽に解決を要す可き事業を實行するを以て目的とす

第五條 本會は前條の目的を達成する爲左の如き事業を行ふ  
一 戦時下に於ける小兒食糧の確保及其の圓滑なる配給の促進  
一 戦時下に於ける育兒用必需品の確保及其の圓滑なる配給の促進

一 小兒保健指導に對する小兒科醫の奉仕  
一 小兒疾病の救療に對する小兒科醫の奉仕  
一 空襲下に於ける小兒の救護  
一 小兒保健指導方法の統合  
一 乳幼兒檢診方法の改善  
一 其の他本會の目的達成に必要な事業

第六條 本會々員を分ちて左の二種とす  
正會員 小兒科醫

賛助會員 本會の事業遂行に關し賛助をなすものにして本會委員の承認を経たるもの

本會の會員たらしむるものは住所氏名及職業を記載して事務所に申込むものとす

第七條 本會に左の役員を置く

委員 若干名 幹事 若干名 監事 二名

本會に名譽顧問、顧問、參與及參事各若干名を置くことを得委員は總會に於て選舉により之を決定す  
幹事は委員中より互選により之を決定す  
監事は委員會に於て之を決定す

の事情に在る場合の母)及び母に代つて孫を擁する祖母が、貧困のため生活することが出来ず、又は子若くは孫を養育することの出来ない場合である。扶助の種類及び方法(生活扶助、養育扶助及び生業扶助の外に埋葬が行はれるが、醫療は醫療保護法の制定に伴ひ同法に移さる)、扶助の機關等は概ね救護法に於ける場合と同様であつて、市町村長をして扶助を行はしめ方面委員を其の補助機關としてゐる。扶助の限度は施行後經濟狀態の變化に伴ひ昭和十四年十月より生活扶助、養育扶助、生業扶助及び埋葬につき夫々限度の引上げが行はれたが、更に大東亞戰爭勃發後の經濟情勢の急激なる變遷に伴ひ、從來の給與額の限度にては到底保護の徹底を期し難くなつたので、政府では諸般の事情を考慮し、昭和十七年三月より更に生活扶助、養育扶助及び生業扶助の各給與額につき夫々左の如く其の限度を引上げ、本法所期の目的達成に遺憾なきを期した。

(一) 生活扶助並養育扶助

甲 居室の場合

(イ) 六大都市及之と事情を同じくする近接市町村

(現行限度) 一人一日四十錢の地域)

一人一日五十錢

(ロ) 六大都市と事情を殆んど同じくする市町村

(現行限度) 一人一日三十五錢の地域)

一人一日四十錢

第六章 養性並児童保護事業

名譽顧問、顧問、參與及參事は小兒保健行政に關係ある官公吏等の中より本會之を推挙又は委嘱す

第八條 委員は本會を代表し臨時委員會を開きて重要事項を審議す

第九條 幹事は會務を掌理す

第十條 監事は會計を監査す

第十一條 名譽顧問及顧問は委員會の諮問に應じ參與は會務に參與し參事は會務に參贊す

第十二條 役員任期は二年とす但し重任を妨げず

第十三條 本會は毎年一回總會を開く

第十四條 本會の經費及資金は補助金及寄附金を以て之に充つ

第十五條 本會の會計は毎年總會に於て報告するものとす

第十六條 本則は總會の決議を経て之を變更することを得

## 第二節 母子保護

(一) 母子保護法に依る保護

母子保護法は普く貧困なる母をして安んじて子女養育の任務を完うせしめ以て兒童の健全なる心身の發育を遂げしむる趣旨の下に、昭和十二年三月三十一日法律第十九號を以て公布、昭和十三年一月一日より施行せられたが、昭和十六年醫療保護法の制定に伴ひ同年三月六日法律第三十六號を以て改正が行はれた。同法に依り扶助を受くる者は、十三歳以下の子を擁する夫なき母(夫あるも其の夫が勞務不能其の他特殊

(ハ) 前記(イ)及(ロ)以外の市にして後記(ニ)に依るを得ざる市及之と事情を同じくする町村

(現行限度) 一人一日三十錢の地域)

一人一日三十五錢

(ニ) 其の他の市及之と事情を同じくする町村

(現行限度) 一人一日二十五錢の地域)

一人一日三十錢

(ホ) 其の他の町村

(現行限度) 一人一日二十錢の地域)

一人一日二十五錢

(ヘ) 現行限度) 一人一日二十三錢、二十二錢又は十八錢の町村は可成前記(ホ)に依ること

(ト) 一世帯當の給與額限度は當該世帯の構成人員に應じ一人當の給與額を遞減することとし別表の如く其の給與額の限度を定むること

乙 入院の場合

(イ) 六大都市所在の府縣

一人一日六十錢

(ロ) 其の他の道及縣

一人一日五十錢

(ハ) 千葉、和歌山、静岡、岡山、廣島、山口及福岡の各縣に在りては一人一日五十錢以上六十錢以下に於て之が限度を定むることを得ること

(ニ) 生業扶助



第六章 母性並児童保護事業

一五八

- (イ) 前項居住宅扶助の場合に於ける(イ)及(ロ)の市町村 一人六十圓
- (ロ) 前項居住宅扶助の場合に於ける(ハ)及(ニ)の市町村 一人五十圓
- (ハ) 其の他の町村は原則として従前通とし特に必要ある向に限り一人五十圓迄引上ぐることを得ること

別表

地域	世帯構成人員
一人の二人の三人の四人の五人の以上一人	場合 場合 場合 場合 場合
六大都市及之と事情を同じくする近接市町村	五〇 九一 一三〇 一五八 一八〇 一五〇
六大都市と事情を殆んど同じくする市町村	四〇 七七 一〇八 一三四 一五六 一三
前二行以外の市にして次行に該當せざる市及之と事情を同じくする町村	三五 六七 九四 一一五 一三二 一一
其の他の町及之と事情を同じくする町村	三〇 五七 七九 九八 一一三 一一

其の他の町村 二五 四六 六四 七八 九〇 一〇  
 本法施行に要する経費は道府縣市町村の負擔とし、國庫は此等の費用に對し二分の一乃至十二分の七の補助が爲される。又母子を保護するため適當なる施設の必要が認められ、道府縣市町村のみならず其の他の團體私人も之を設置し得るが此の施設の費用に對しても一定の國庫の補助が行はれる。  
 母子保護法に依る認可を受けた所謂母子保護施設数は昭和十五年十二月現在に於て二一、收容世帯數三三八、昭和十六年十二月五日現在に於て施設數二九、收容世帯數四七三世帯であるが、昭和十七年十二月一日現在に於ては施設數三一、收容世帯數四九四であつて、其の内道府縣立一、市立一一、町村立一、私法人立一〇、團體立八である。  
 昭和十五年度下半年期に於ける母子保護法の施行狀況は左の如くである。

昭和十五年度自十月分母子保護狀況調

(厚生省人口局母子課調)

種別	道府縣	市	町村	合計					
生活扶助 入院	實人員	延人員	金額	實人員	延人員	金額	實人員	延人員	金額
	一三三	一三三	三、五八八	一三三	一三三	三、五八八	一三三	一三三	三、五八八
居宅	實人員	延人員	金額	實人員	延人員	金額	實人員	延人員	金額
	一	一	六二	一	一	六二	一	一	六二

備考	母子保護施設事務費	委員費	理費	合計	扶助費		生業		医療		扶助費	
					入院	居宅	入院	居宅	入院	居宅	入院	居宅
東京	一、五四七圓											
神奈川	九六六圓											
長野	二一六圓											
愛知	六〇一圓											
山梨	五三一圓											
福山	一、四五六圓											
計	七、九六六											

括弧内は同一人にして二種以上の扶助を受けたるものを示す



(二) 未亡人助成會

生計の資となるべき財産収入や年金扶助料等の収入もなく又親族や縁故者よりの貸付その他の便宜を受けることも出来ない未亡人達に、低利小額の厚生資金を融通するため昭和十六年八月十五日に財團法人未亡人助成會が設立されたが、同會では財團法人社會事業會館の一室に於て事務を開始し、毎週月水金の三日間相談を行つてゐる。

貸付には保證人を立てることを要し、貸付金額は本人よりの所要額の申出に對し各場合の事情を考慮の上返済確實と認むる範圍内に於て一人に付百圓以内、特別の事情ある場合に於ては最高三百圓迄、償還期限は一年以内、特別の事情ある場合に於ては一年半迄延長することが出来、貸付利率は年三分六厘である。

事業開始より昭和十七年三月末日迄の八ヶ月間に於ける相談人員は七五七名、其の内貸付を受けた者一二六名、貸付金額二〇、九四〇圓であつて、同期間に返済した者は二二名、金額五、四六七圓である。當貸付件数を貸付金額別及び使途別に觀ると左の如くである。

使途・貸付金額	五圓	七圓	十圓	一五圓	二〇圓	三〇圓	三〇圓	計
借入金整理	三	一	二五	九	八	九	一二	六七
職業資金	一	一	一二	二	四	五	一〇	三四

貸付金額別使途別貸付件數

施設の分化を圖ることが主張せられてゐたにも拘らず、未だ實現するに至つてゐない状態にある。

年別育兒事業成績 資料(第十六回社會事業統計要覽)

年次	施設數	收容人員	經費
昭和十年	一三一	七、八一三	一、〇四二、〇七一
同 十一年	一四四	七、五四八	一、〇三三、四七二

尙育兒施設の中、救護法に依り其の設置又は設備に關し、地方長官の認可を受け厚生省生活局に於て承認したものは、昭和十七年十二月一日現在に於て六〇施設である。

(二) 貧兒教育

第十六回社會事業統計要覽によれば、昭和十二年三月末現在に於て貧兒學校及び夜學校の數は合計三五施設であつて、生徒數は三、九三四名、經費總額一四六、四〇四圓、資産九一四、四一一圓である。

子守學校は十五施設であり、生徒數三八六名、經費七、七八二圓、資産二九、八五三圓である。

勞働兒童教育施設は十二施設であり、その生徒數六七二名で、經費七、七八二圓である。

(三) 私生兒の名稱抹消

私生兒保護の立場から「私生兒」なる名稱の抹消は、從來久しく要望されてゐながら種々の事情から實現されず、民法が、司法省では愈々私生兒の名稱抹消を行ふこととなり、民

本人又は家族	三	一	六	二	一	一	一	一	一
疾病費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
子女學費	—	—	一	六	三	—	—	—	—
家庭修繕費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	七	二	五	一	六	一	三	一	五

第三節 不遇兒童保護

(一) 育兒事業

第十六回社會事業統計要覽によれば昭和十二年三月末現在育兒院は全國にて一一四施設を數へる。その事業成績は收容人員七、五四八名、經費一、〇三三、四七二圓、資産七、五二三、九九二圓である。

育兒事業は近年保育事業其の他の兒童保護事業の發達に反し、財界不況等の影響により一時一般的に經營困難を來たしてゐた。然るに、昭和七年以來各方面に於て私設社會事業助成の途が講ぜられ、又救護法の實施によつて經營難は一時的に稍緩和されたのであるが、救護法の實施後不具兒及精神薄弱兒が多く育兒院に委託せられるやうになり育兒事業の上に新たな問題をなげかけてゐる。從來とても育兒院に於て收容保護のものには可なりの缺陷兒があり、育兒事業の進歩發達の上から見ても、又之等の兒童の保護教育の立場から云つても、是非適當な施設を設けて之を育兒院から分離し又は育兒

法中改正法律案を第七十九帝國議會に提出して兩院を通過、昭和十七年二月十二日法律第七號を以て公布された。之に依り私生兒の名稱を民法及び戸籍面から抹消し「母何某男」とか「母何某女」といふやうに單に子として戸籍に記載することとなつた外、その認知についても、從來は父存世中に限られてゐたものを死後三年以内に延ばすことが出来るやうになつた。

尙私生兒の名稱抹消の手續については、理想的には全國一齊に抹消することが最も適當であるが、多數の戸籍簿について一々點檢削除することは人手の關係から不可能であるので、原則として抹消の申請のあつた場合は勿論であるがその他謄本、抄本の下付請求のあつた場合などには自發的に戸籍吏が抹消し、又戸籍簿が古くなつたり滅失して再製する如き際には申請がなくとも進んで抹消することとなつてゐる。

第四節 學童保護

一 兒童就學獎勵

(一) 兒童就學狀況

文部省調に依る昭和十三年度全國學齡兒童數は總數一三、六四一、一四五人(男六、九一六、九三八人、女六、七二四、二〇七人)にして既に就學の始期に達したるものは一一、八



〇八、〇二五人、内就學一一、七六二、八一五人、不就學同五、二二〇人、就學歩合九九・六一である。

昭和十三年度學齡兒童數

(文部省調)

就學始期既達者	就學	男	五、九六六、三六九	女	五、七九六、四四六	計	一一、七六二、八一五
	不就學		三、三六五		二、三三三		五、六九八
計			九、三三一、七三四		八、一三〇、八六二		一七、四六二、六〇六
就學歩合			九六・六〇		九六・六三		九六・六一
就學始期未達者(年度内四月二日以後滿六歳になるもの)			九六、八八四		九六、三三三		一九三、二一七
計			六、九二八、六二八		六、七四一、二〇〇		一三、六六九、八二八

尙昭和十五年三月一日現在に於て舊小學校令第三十三條に依る就學猶豫兒童數は二、四九六人、就學免除兒童數は八、二〇〇人であつて、昭和十六年度より國民學校令の制定に伴ひ「貧窮ノ爲」に依る就學の猶豫並に免除の規定が廢止されたことは注目すべき事柄である。

學齡兒童就學猶豫及免除兒童數

(昭和十五年三月一日現在)(文部省調)

就學猶豫兒童數	二一、四九六人
舊小學校令第三十三條第二項に依るもの(病弱又は發育不全内課の爲)	二〇、七六一人
舊小學校令第三十三條第三項に依るもの(貧窮の爲)	七三五五人
就學免除兒童數	八、二〇〇人

兒童就學獎勵に就ては、大正十三年一月 皇太子殿下の御慶事に當り、畏くも貧困兒童就學獎勵の思召を以て金壹百萬圓を下賜せられたので、政府は之を道府縣に交付して兒童就學獎勵資金を蓄積せしめ同資金より生ずる利子及道府縣支出金を以て貧困兒童の就學を獎勵したのに始まる。文部省は同年六月「兒童就學獎勵規程に關する通牒」を發し、更に昭和三年十月「學齡兒童就學規程」の訓令を發し、同年度以降年五十萬圓の國庫補助金を道府縣に交付し、道府縣は市町村をして獎勵事業を爲さしめ、又は貧困兒童就學獎勵を目的とする基礎鞏固なる公益團體に市町村が補助して事業を爲さしめ而して就學獎勵費の支出範圍は教科書、學用品、被服、食料品其の他生活費の一部又は全部を支辨又は給與することに限定せられてゐたが、現下の就學獎勵事業の發達と相伴はざる點あるに鑑み、昭和五年十一月文部省訓令第十六號を以て此の點を改正し、道府縣に於て國庫交付金の五分の一以内を支出し、就學獎勵事業を爲すことを認め、且つ従來は就學獎勵金の費途に付制限列舉主義を採りたるを改正して、貧困の爲就學困難なる學齡兒童の就學を獎勵する各種の施設に對し廣

く獎勵金を支出し得るの途を開き、又昭和八年十一月には文部省訓令第十九號を以て、總額の十分の一の範圍内に於て非常災害其の他特別なる事情に因り、特に就學獎勵の必要ある道府縣に對し特別增加交付金を支出し得る途をも開いた。國庫補助金の支出狀況及學齡兒童就學獎勵費支給狀況は左

の如くである。

學齡兒童就學獎勵費支給狀況

(道府縣、市町村、公益團體)

(文部省調)

年度	教科書		學用品		被服		食料	
	支給人員	金額	支給人員	金額	支給人員	金額	支給人員	金額
昭和十年	一、九三、三三三	一、五九、九六五・六〇	三、九八、四八二	一、〇七、〇七二	一、三六、〇九八・〇〇	一、三六	五、五五五	三、〇三、三〇四・一八二
同 十一年	一、七六、六三三	一、三三、六二七・〇六八	三、三〇、三九四	三、六〇、七九三・〇〇九	一、六八、八三四	一、二六、八八六・九〇	一、三三	四、九六、九一七
昭和十一年	八、八八八	三、七六三・七〇	四、〇四	三、四〇、七〇	六、八九五・八四	二、九	一、〇一、〇一一・一、五三四・三六〇	一、七〇
同 十二年	八、一〇三	三、〇三三・五六六	三、六九	三、三三、三三〇	八、七三、五二一・九五	三、六五	九、八〇、三七一・五三二・五六〇・五七	一、五六

備考 其の他の欄は教科書、學用品、被服、食料、生活費の各二種目以上を併給せるものにして其の何れかに區分し難きもの及通學費、醫療費、保健費、託兒所費、兒童勤勞收入、補償費、修學旅行費等を含む

(三) 就學獎勵團體

財團法人大里兒童育成會 東京市内に於ける國民學校兒童の給食を行ふ外、その事業の一として昭和九年より新に學費補助を開始した。昭和十六年には新に第六期生三十名を社會の第一線に送り、第九期生三十六名を新に採用した。之に依

り卒業生一七〇名となり、現在生九四名であり、本年度學費補助額は九、七九五圓である。

財團法人兒童愛護會 關東震災府縣管内の兒童の保護を目的とするものであるが、其の一方として昭和二年四月より學費補助事業を開始した。而して補助を行ふべき兒童は、東